

且私も先年政府にて遣りそこない、一旦敗衄を取り候付、夫が又々政府之御手傳仕候而は、江戸方へ之憚も有之、且大臣衆を初、世間にも、私政府に居候而は、物議も相起り、好き策も却而被<sub>レ</sub>行不<sub>レ</sub>申候付、旁被<sub>二</sub>差除候様申立候而、數日引籠り居候處、御了簡付不<sub>レ</sub>申候、且策も逐被<sub>レ</sub>行、氣分も大分快く候付出勤仕候、其後も所詮不快にて折々不勤仕、此間よりりんしつにて難儀仕、漸く此四五日少々快く候付出勤仕候、何分弱兵に相成、此御時勢御役に立不<sub>レ</sub>申、甚奉<sub>二</sub>怖入<sub>一</sub>候、越州(○福原越後)は天質美に候故、好く々々輔佐仕候得は、隨分出來可<sub>レ</sub>申候、只果斷乏敷、定見乏敷御座候、併國事は餘程被<sub>レ</sub>愁申候、先は前條之次第に付、少も御掛念被<sub>レ</sub>下間敷候、時下御見舞御答相兼如<sub>レ</sub>此御座候、申も乍<sub>レ</sub>痴尊體御自重爲<sub>レ</sub>國萬々奉<sub>レ</sub>祈候、恐惶謹言、

六月廿一日曉也

孫右衛門 濟花押

是時政之助は四十歳、孫右衛門は四十五歳、九郎兵衛は五十九歳の各々年長である、公は三十歳の壯齡であるが、孫右衛門は其の人物と才幹とに信服して、政之助・九郎兵衛と同じく之に赤心を吐露したのである。

遺品にて景慕を欲す

公は孫右衛門とかゝる關係であるから、歸藩後に其の死を聞き、痛く之を追惜してやまなかつた、そこで孫右衛門の遺品を獲て之を秘藏し、以て往事を景慕せんとした、其の遺品の中に、田

能村竹田の畫いた月竹に枯木の掛軸のあつたことを思ひ出だし、慶應二年九月次の書を後嗣の鴻次郎に送つて之を譲らんことを請ふた。

彌御壯榮に御勉勵大賀此事に奉<sub>レ</sub>存候、さては拜青仕候節、御願仕見可<sub>レ</sub>申と奉<sub>レ</sub>存、兎角失念仕候に付、乍<sub>二</sub>失敬<sub>一</sub>書中奉<sub>レ</sub>願候譯に御座候、則御願之主意は、大人御所持被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成居候、半切へ竹と枯木と月を竹田が畫き候御幅に御座候、相成事に御座候は、御譲り被<sub>二</sub>成遣<sub>一</sub>間敷哉、自然御六づヶ敷御座候得ば、拜借仕候而も不<sub>レ</sub>苦候、曾而大人方へは格別蒙<sub>二</sub>御高意<sub>一</sub>居申候事に付、御座右御愛玩之御品なりとも、長く秘藏仕度と奉<sub>レ</sub>存、内願之趣不<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>敢申上候事に御座候、何卒乍<sub>二</sub>御手敷<sub>一</sub>何分之御答奉<sub>レ</sub>願候、先は爲<sub>レ</sub>其勿々頓首拜、九月十三日

時恰も長藩は、四境に襲來せる強敵を、撃破退却せしめて疆外に驅逐進軍し、兵馬倥傯であつた、従ひて公等要路にあるものは、機務に忙殺せられて席を暖むるの遣もなかつたが、公は孫右衛門のことを日夜追懷して遺愛品の譲與を請ひ、已むなくば借りて以て之を偲ばんとする其の志の篤きことが推知せらるのである、鴻次郎は公の志に感んじて、其の望に應ぜんとしたが、多事の折で歸宅の暇なく、且つ父の死後に、其の遺品を他人に貸して所在が分明でない、そこで公の書翰の裏面に「御表書拜讀仕、御尤千萬之事に奉<sub>レ</sub>存候處、小輩も當今時勢に付、休宅之間合も無<sub>レ</sub>之、其



前一昨年之變動(○元治の變)に付、所々貸付置、其取調之餘日も無<sub>レ</sub>之故、追而詮義之上、御答申上候」と書し、間をえて調査の後に確答せんことを陳べたのである。

### ○ 長藩世子の英艦縦観

慶應二年の四境戦争に方り、八月朔日長藩兵は、小倉城を陥れて敵軍を香春(田川郡香春町)に退却せしめた、其の後敵軍は小倉城を奪還せんとして屢々激戦したが、其の目的の遂に達しがたきを慮りて止戦講和を希望した、長藩要路もまた海内の形情に鑑み、止戦を得策として之を考慮し、薩摩・肥後兩藩は小倉藩の爲に調停を試みんとしたのである、是時長藩世子は小倉口の戦況を視察し、馬關の諸砲臺招魂場等をも巡覽せんとした、曩に英艦一隻馬關に來舶し、其の艦長が特に公に面晤を請ふた、公は其の急報に接し、藩命を含みて馬關に出張し、其の軍艦を訪ふて艦長に面會した、艦長は長藩が元治の講和條件に背いて馬關に砲臺を築造したるを責問した、公は敵軍の來寇に對し、自衛上已むなく土砂を積みて臺場としたる事由を明快に辯疏した、是は八月二十四日である、艦長は容易に之を諒解したので、事件は忽ち終局を告げて意外であつた、そこで公は直に山口に歸つて、之を復命したのである。

世子の英艦  
縦観に對する  
意見

長藩世子は馬關出張の機會に、私かに諸士の列に混入して此の碇泊の英艦に搭乘し、其の内部の構造等を觀んとした、當時に於て此の希望は實に世子の英斷である、ところが、先年世子が馬關碇泊の幕艦を觀てすら聊か紛議があつた、そこで公を召して其の意見を聞かんとした、會々公が出勤しないので、山田宇右衛門(要路の一人)を召して之を謀つた、宇右衛門は固より賛成である、が、山口にて之を論議せば、動もすれば紛糾の憂虞があるので、馬關に出張して俄に英艦を觀んことを説いたが、世子は公の意見に依つて之を決せんとした、そこで宇右衛門は、九月二十日次の書を公に送つて其の狀を報じ、出殿して意見を開陳せんことを告げたのである。

御清適奉<sub>二</sub>大賀<sub>一</sub>候、昨日世子君より尊兄御出勤を屢御尋被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候へ共、御出勤無<sub>レ</sub>之故、私え罷出候様との事に付、罷出候處、近日馬關戰勞御慰撫として御出被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在度被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候、其節士列に御混じ被<sub>レ</sub>遊候而、英艦え御乗御一見被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在度御様子等被<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>候付、於<sub>レ</sub>私は御尤之御儀、何卒左様被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候様にと申上候、尤先年幕船御一見之事も有<sub>レ</sub>之、其後疎暴とか申成し候事に而、兎角其邊之議論御案じも被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候付、夫は決而有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>間布、其上山口にて御議論被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候而は、事八ヶ間敷御案じも可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、馬關え御出之上、何も俄之御決しに相成候へば其方可<sub>レ</sub>然と申上候處、尊兄より可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>聞召<sub>一</sub>御豫算に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候御様子に而、今朝早出勤之



儀申越、右邊之儀申談、今午頃迄に申上候様と之御事に付、罷下候處、今日は休日相成候付、御出勤之儀は不<sub>レ</sub>申上<sub>二</sub>候、最前尊兄より可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰上<sub>一</sub>趣も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、且前斷之通、昨日私え被<sub>二</sub>仰聞<sub>一</sub>、私より申上候趣も有<sub>レ</sub>之、彼是之舍に而御賢慮之處、新御殿へ御出殿之上、被<sub>二</sub>仰上<sub>一</sub>候様奉<sub>レ</sub>存候、爲<sub>レ</sub>其得<sub>二</sub>貴意<sub>一</sub>申候、草々頓首、二十日

二百本文機密御披見後、火中奉<sub>二</sub>希上<sub>一</sub>候、以上、

是日小姓役八木隼雄が、世子將に微行して出關せんとするを傳へたので、宇右衛門更に之を公に報じた、かくて公は、宇右衛門と同じく世子の英艦を縦観せるを賛した、そこで世子は、事を議せんとし、二十五日四つ時(午前十時)に公の出殿すべく傳へしめた、が、世子は遽に公の出づるを止めしめ、其の寓居附近に廻遊するを名とし、潜に自ら公を訪ふて密議を凝らし、遂に之を決した、そこで世子の微行に、小姓役・直目付役等凡そ十人隨從し、公は政府員として之に加はることになつた、事は二十五日隼雄の公に送れる書に「今日屋形へ御出勤之由、先刻申上候處、御出勤及不<sub>レ</sub>申、御内居可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、委細後刻又々可<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、尙々御近方御廻り有<sub>レ</sub>之由に御座候」とあり、翌二十六日廣澤兵助の公に送れる書中にも「昨日は儲君御成被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候由、奉<sub>二</sub>恐悅<sub>一</sub>、嗚御配意之御事萬察仕候」とある、當時藩主及び世子が、自ら諸臣の宅を訪ふは、實に稀有であ

つて、公を信頼せるの厚いことが知らる、かくて世子は公等を従へて山口を發し、十月三日馬關に出でて出陣の將士を勞し諸砲臺等を巡視したが、英艦已に去つて遂に之を観ることをえないので、十日に歸へつた、公は世子が觀艦の出来なかつたのを遺憾とせるを想察し、十二日宇右衛門に書を送つて之をいつた、其の書中に「儲公にも一昨十日、御機嫌克被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御歸鴻<sub>一</sub>、御廻見も御都合能相濟申候、彼之一條は齟齬有<sub>レ</sub>之思召通りに運び兼、御遺憾に被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>、何とも奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候、乍<sub>レ</sub>然不日御都合も有<sub>レ</sub>之事と奉<sub>レ</sub>存候」とある、此の末文に「不日御都合有<sub>レ</sub>之」とあるは、是年十二月に、英國水師提督キングと長藩主父子とが、軍艦内で會見のあるべく、公等が周旋せんことを豫期してゐたことが察せられるのである。

因に、英國水師提督キングは、公及び高杉晋作・伊藤俊輔の周旋で、馬關に來つて長藩主父子に謁見せんことを冀ふた、かくて十二月二十八日、キングは軍艦四隻を率ゐて來つたので、長藩之を三田尻に迎へた、是日世子は吉川監物と共に公及び廣澤兵助・井上聞多・遠藤謹助等を従へ、先づ三田尻に赴いた、翌二十九日長藩主もまた三田尻に出で、世子及び監物と共にキングに會見し、盛に宴を張つて饗した、公等その開宴に陪席して周旋した、晦日長藩父子は監物と共に丙寅丸に駕して英艦を訪ふた、英人歓迎して之を優待し、艦上でキングは長藩父子及び監物と



並びて撮影した、茲に至つて、公等の斡旋で世子の英艦縦觀の宿望が達したのみならず、外交が益々親睦になつたのである。

### ○ 四境戦勝後の用意と幕府の三征説

#### 幕軍の撤退

慶應二年幕府は一舉に長州を討滅せんとし、再征の大軍を發して其の四境に迫まつたが、脆弱にも各方面みな敗衄して甚だ悲惨であつた、七月二十日將軍家茂が大坂に薨じたので、幕府は其の喪を秘して徳川慶喜(後ち公爵)に出軍せしめた、八月慶喜は長州進討を奏請したが、敗報頻繁で、小倉口の瓦解を聞いて遂に之を辭し、其の臣勝安芳を廣島に遣はし、家茂の薨去を内示して解兵を長藩に諭さしめた、安芳は長藩を説服せんとして出張し、嚴島で九月三日に長藩士廣澤兵助・井上聞多(馨)・御堀耕助等と會見した、長藩の主張が強硬で、幕軍の撤退を尾撃せざらんことをのみ請ひ、僅に其の約諾をえて去つた、是から征長總督徳川茂承(後ち侯爵)先づ其の營を撤し、廣島を發して東上し、幕兵もまた漸次に退去したのである。

#### 戦後の用意周到

ついで薩藩の修好使が長藩に來つたので、公は答禮使を命ぜられて十一月鹿兒島に赴いた、其の歸途に公は長崎に寄港して外人に接し、また九州諸藩の事情を詳かにし、王政復古の畫策に資

する所あつた、公の歸國は十二月であつたが、慶喜已に將軍職を繼ぎ、幾ばくもなく孝明天皇崩御し給ひ、翌三年正月九日に明治天皇踐祚し給ふた、是時公は、去年の夏長藩が幕軍を撃退せしこのかた、慶喜益々其の兵備を奨勵し、また九州諸藩の武事の著しく振興せるに鑑み、戦後の處理に關して下の如く考慮したのである、長藩と幕府との交渉談判は、遅くとも四五月の頃までに解決して、一時全國が靜謐の形情に歸するのであらう、しかし幕府は長藩を終天の仇敵となし、之を討滅せざれば、宿志を貫達しないのである、されば長・幕の二者、其のいづれかが倒滅せざれば、眞實の靜謐は困難であらう、そこで長藩は幕府との談判解決せば、益々正義の諸侯と結合して倒幕の畫策を考慮し、皇國の爲に忠誠を竭盡して雲霧を掃盪し、以て朝廷の根基を確立するの籌圖を貫徹せんことを覺悟してゐるのである、が、防長二州は去年容易に大敵を撃退潰走せしめたので、あまり兵備の充實に注意しないで、また有志の諸侯と互に氣脈を通ずることに努力しない觀がある、公は此の情態を考察し、侵寇を防戦するの目途なく、坐して敗衄せんことを浩歎した、そこで公は防長の十八部署(當時長藩は全封を十八區に分つ)を擧げて、益々長藩主父子の皇威恢復の忠誠を徹底せしめ、各々死守の覺悟あるを痛切に冀望するのである、即ち是等の趣旨は、正月九日公が廣澤兵助に送つた書中にも「熟々當今之光景を想察仕候に、幕におゐても益



兵事は勉勵致し、先頃九州諸藩之武事作興を見、大に驚候處、此節諸方之模様を窺候得ば、いづれも一振起之姿、今日我と幕との一條も、遅くとも四五月頃までに、一決局に至り候はゞ、一先靜謐之形にも可相成敷、元來終天之共に驪と相成居候姿に付、幕にも我を滅し不申而は、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其志<sub>一</sub>之譯に付、就而は雙方いづれ敷、相斃れ候までは、眞之靜謐も六づヶ敷事敷と被<sub>レ</sub>存申候、乍<sub>レ</sub>然一決局相着き居候と、又天下有志之侯伯とも、公然詰度相合し置、逐々に手を盡し、皇國之御爲に合力盡誠、終に皇室を清め、皇國之御基本相立候處までも、徹上可<sub>レ</sub>仕敷とも奉<sub>レ</sub>存候得共、今日御兩國中之情態に而、去夏之一戰を以、大に敵を輕侮致し、備を不<sub>レ</sub>設、實を不<sub>レ</sub>務、四方へ之氣脈を通じ、手段を乞擲捨置候而は、終に此戰之防禦目途更に無<sub>レ</sub>之、只々座して敗を待候事と而已、浩歎仕居候事に御座候、乍<sub>二</sub>此上<sub>一</sub>、何卒十八郡無<sub>二</sub>殘處<sub>一</sub>、益御主意徹底死守之覺悟、詰度相着居候様、只管奉<sub>二</sub>祈念<sub>一</sub>居候事に御座候」とある、之に據つて、公は昨年長藩の大勝利の爲に、士氣の弛緩せる觀あるを察し、將來の遠謀計畫の斷行に影響せんことを虞慮し、閩藩の益々嚴肅して衝天の銳鋒を涵養せんとせる其の用意の周到が知らるのである。

幕府三征説  
と倒幕計畫  
の進歩

ところが、去年慶喜が自ら陣頭に立つて、長州を三征せんとした其の風説が、頻々と傳はるのである、そこで長藩は益々警戒を嚴にし、之を待つ準備を怠らなかつた、公は其の虚實を知ら

んとし、正月十五日京都の薩藩邸に潜伏せる品川彌二郎に書を送つて、探聞する所を報せしめ、また薩邸詰居の兵千餘人を歸國せしめた説の眞偽をも質だした、即ち其の書中に「近來頻に三征之風説相聞へ、元より油斷更に難<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>儀に付、武備等におゐても少しも相撓候而は、不<sub>二</sub>相叶<sub>一</sub>事と祈念致し居申候處、如此節三征説、日に時に盛に相聞候趣に而は、不日必兵馬の大來は、顯然たる儀も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、就而は朝廷之御様子、乍<sub>レ</sub>恐彌いいかゞ可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>哉と、益奉<sub>二</sub>恐念<sub>一</sub>候處、近來薩之御屋敷詰、壯士千餘人をも被<sub>二</sub>差返<sub>一</sub>候敷之由、承知仕候處、いかゞ之譯に御座候哉、最初は全く偽説敷とも存居申候處、近來承り候處に而は、眞説に相違無<sub>レ</sub>之由、不審至極に存居申候、何歟前途之處に付候而は、諸先生屹度御着眼も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事とは奉<sub>レ</sub>存候得共、百里之外より相窺候處に而は、淺見相とゞき兼申候も、元よりと存居申候、三征之催は大略いかゞ之手筈に御座候哉、御探索之邊、一々被<sub>二</sub>仰越<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下候様奉<sub>レ</sub>願候」とあり、また「三征之事に付候而も、御見込之邊御座候はゞ、大略被<sub>二</sub>仰越<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下候<sub>一</sub>、壯士引取之一條、其所以吳々奉<sub>レ</sub>願候」とある、是日公は更に土佐藩土坂本龍馬にも書を發し、三征説と薩兵歸國との眞否を問ひ、且つ油斷なく待敵を準備せるをも告げた、其の書中に「頻に三征説有<sub>レ</sub>之、いかゞ之譯敷、一向相聞へ不<sub>レ</sub>申候得共、實以油斷不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候に付、其用意而已いたし申候、御地邊之光景いかゞに御座候哉、幸便次第巨細に



相窺度奉<sub>レ</sub>存候」とあり、また「近來薩州之御人數も、多く御引揚に相成、京師は至而無人之由、然し小大夫(○小松帯刀)西大氏(○西郷吉之助)等は詰居之由、いかなる見込に候事やと、竊窺度存居申候」とあつて、幕府の長州三征説と京都詰薩兵の歸國とは、公の最も傾注考慮するところである、會々長松文輔(幹、後ち男爵)が藝藩要路のものに、慶喜が長州三征を内決したる談話あるを聞いて歸國した、公は翌十六日また彌二郎に書を送つて、其の事情を詳細に探索して報ぜしめた、其の書中に「長松文輔藝州より歸り來、近況承知候處、別に相變り候義も無<sub>レ</sub>之、藝州要路之仁之話に、三征論も一橋に而は、全内決に相成居候様、被<sub>レ</sub>察候趣相嘶候由、左候得ば、三進發論は定而相違も有<sub>レ</sub>之間敷、巨細之情實御探索相成候はゞ、何卒早々被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候奉<sub>レ</sub>待候」とある、かくて幕府は形勢の日に非なるを察し、有栖川宮熾仁親王及び權大納言正親町實徳等公卿の幽囚赦免の朝命を奉承し、また會津・桑名諸藩の反對あるに拘はらず、二十三日國喪の故を以て征長解兵を令し、薩摩・福岡・熊本・佐賀・久留米の五藩に命じて三條實美等を九州から京都に送還せしめた、ついで二月十九日、公は歸國の途にある薩藩大山格之助の求に應じ、小郡にて之に會見し、京都の近況を詳にして三征説と薩兵撤去との事實ならざることを明かにした、さきに公が二回發した書は、二月十四日の夜彌二郎の手に入つた、そこで翌十五日彌二郎は長文の書を公に

送つて、京都の近況を詳細に報告した、其の一節に慶喜は五卿の歸洛と征長解兵とを令し、また公卿の幽囚赦免にも賛して姑く諸藩人心の落着に注意してゐるから、進發の風説もなくなつたことを報じた、なほ勝安芳は嚴島の談判後に江戸に歸り、専ら海軍の振興に任じた説がある、其の陸海兵共に熟練せば、慶喜また長州進擊の念を起すべく察せらる、されど去年の戦敗に幕威已に地に墜ち、また將軍職の繼續に依つて、人心離畔の影響がある、若し之を顧念しないで三征の軍を發せば、長藩の爲に甚だ有利なるを陳べ、鷓蚌の争が漁夫の利とならざるべく注意したのである、即ち「一橋(○慶喜)も改心の二字は萬々下し難く、乍<sub>レ</sub>併五卿御歸洛公卿幽閉御免又解兵等の事件を以て見れば、當分之處、随分諸藩人心之折合候處え、手を下す積りと相見へ申候、三進發などは、風説も何も此節は無<sub>レ</sub>之、中々幕勢計りにて、不日發擊などは、逆も出來申間敷と愚考仕候、三日後江戸より歸京之人の話に、勝房(○勝安芳)は不<sub>レ</sub>相替、早天より出仕、初夜に歸宿、夫より讀書共仕、海軍は盛にやり立る事を任じ候由、今少し海陸軍練熟仕候得ば、今一應進擊仕度は、一橋が胸中に充々致し候事は十分なるべし、乍<sub>レ</sub>併昨年の一戦より幕威も前年に比すれば、大きに挫け、況して一橋相續に付而は、上下とも益人望は離れ、此にて三討を起し候得ば皇國の御爲はしらず、我藩の御爲には相成事も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉と奉<sub>レ</sub>存候、併漁人網を提て待處、鷓蚌と相成



候ては、實に遺憾也」とあつて、鵜峠の争の漁夫の利とあるは、實に意味の包含するところである、かくて公は京攝の近況を明白にし、殊に慶喜が長州を三征しえざる事情を確知した、そこではから愈々倒幕の畫策斷行を進捗し、益々王政復古の籌圖實現に苦心奔走したのである。

### ○ 政權奉還の急迫と薩長二藩出兵に對する思慮周密

幕府が英・米・佛・蘭四國の要求を拒絶しえなくて、一橋慶喜は京都守護職松平肥後守容保・所司代松平越中守定敬等と共に條約の勅許を奏請した、是は慶應元年十月四日であつた、時に幕府は長州再征の軍を起さんとして既に其の勅允をえたが、外交問題の切迫に困竭してまた之をも奏請したのである、翌五日朝廷已むなく兵庫の外、横濱・長崎・函館の開港を許して條約の改正をなさしめ給ふた、そこで安政戊午以來、幕府が諸外國と締結した條約は、始めて勅許せられたのである、依つて幕府は老中水野和泉守忠精等をして、英・佛兩國公使に兵庫開港の中止を傳へしめたが、兩公使ともに反對で之を承諾しなかつた、かくて翌二年は幕府長州征伐をなし、其の敗潰に忙殺せられたが、十二月慶喜の將軍職をつぐに及び、常に幕府を援助せる佛國公使ロツシュは、施設の改革と共に兵庫開港の決斷とを促がした、慶喜は固よりロツシュを信頼してゐたので、其の意見に

兵庫開港着手の發端

心を動かした、そこで翌三年二月慶喜は大坂に赴き、ロツシュに會見して兵庫開港の履行を約し、また尾張・紀伊・越前・薩摩・土佐等有力の九藩にも意見を徴し、三月二十日までに答申せしめた、されど慶喜は諸藩の答申に先きだち、三月五日上書して兵庫開港の勅許を奏請した、ところが、其の開港可否の廷議が、甚だしく紛囂し、薩摩藩などは大に反對であつた、かくて廷議は不許に決したので、十九日速に諸藩の意見を聞召さるべきにつき、將軍も更に熟慮すべき旨を幕府に傳へしめ給ふた、慶喜はいかにも猶豫しがたいので、二十二日再び上書して、更に開港の勅允を奏請した、そこで朝廷には、此の旨を尾張・紀州・越前・加賀・薩摩・仙臺・阿波・土佐・宇和島等の二十五藩に諭し、各々意見を具申せしめ給ふた、是時慶喜はまた大坂に赴き、二十五日に英國公使パークスを城中に延見し、ついで蘭國公使ボルスブロック佛國公使ロツシュを引見し、二十九日に米國ファルケンキルクをも引見した、是日朝廷には慶喜に勅して、後命の下るまで兵庫開港を許さざらしめ給ふた、が、慶喜は大坂城で四國公使に會見し、已に本年十二月からは兵庫をも開港すべき意を表はしたのである、そこで四月十四日に至り、老中板倉伊賀守勝靜・稻葉美濃守正邦(後ち子爵)等は、書を四國公使に送り、兵庫及び大坂に於ける外人居留地の規則を協議して、其の同意をえた、是れ實に慶喜の專斷であつて、兵庫開港に着手した發端である。



是時品川彌二郎は京都の薩藩邸にあつたが、幕府が兵庫を區畫して其の開港を奏請しながら、事實は大坂にも及び、既に外人の家屋建築に着手したるを聞いて大に慨嘆し、四月十七日の夜、書を公に送つて之を報じた、其の書中に「兵庫一條も別紙之通、幕より朝廷へは届け候得共、現場之所は浪花(○大坂)にて繪圖通り、地面等相渡し、普請にも取かゝり候よし、實に慨歎に堪へざる次第に御座候、當春井聞(○井上聞多)君御出之節、サトウ(○後英國公使館書記官)認め候書面之趣意にては、幕府の處も、此度は餘程困窮可仕哉とも被察候得共、過日西氏(○西郷吉之助)より之話を聞に、中々是迄之條約を破り、新たに朝廷と眞に約定など申事は、彼よりは元より不申出、於大坂は既に幕府と内實取結び候よし、西氏其外も餘程心配之體に被窺候」とあつて、慶喜が大坂で四國公使に會見し、既に兵庫開港等を内約したる對策に、西郷吉之助等の苦慮せることが知らる、公は彌二郎の書に接して痛く時局を深憂し、速に大權を朝廷に奉還せしめざれば天下は幕府と佛國との術策に陥らんことを甚だ憤慨したのである、其の事は五月十六日に、公が彌二郎に送つた書中に「御書中之趣を以、始而眞を承知仕候、圖面之趣に而は、兵庫は差置き、浪華も如レ此之次第、何とも遺憾此事に御座候、終に天下之形勢もこゝに至り候に付而は、片時も迅速に大權朝廷へ相歸し不申而は、他日天下幕と佛との術中に陥り候儀は必然と愚考、いかにも

不堪懸念候、かゝる上は、何卒夷狄も、朝廷之夷狄に被遊候丈けの御權無之而は不<sub>レ</sub>相叶、則今之浪華を相渡し候如く、夷狄と幕との談判に而、皇國之土地いか様とも相計らひ、何とも慨嘆至極之次第に御座候、定而此邊之儀は、侯(○島津久光後ち公爵)にも御上京、其御邸中之大議論も有<sub>レ</sub>之、最早當節は、手も立居候事かとも相察仕居申候、何分にも此度之一大機會に、屹度目的相立かすと、只管皇國之御爲奉<sub>レ</sub>祈念候」とあり、また「幕奸も益增長候事と推察仕候、何分にも此機會に屹度取押度ものに御座候」とあつて、公は此の機會に斷乎たる行動に出で、王政の復古を促進し、外交を我が有利に拾收せんとしたのである、時に島津久光・伊達宗城・松平慶永・山内豊信等相踵いで入京し、兵庫開港と長州處分とに關する議論が紛糾を極めた、が、五月二十四日に至り、朝廷は長州處分を寛大にし、兵庫開港を勅許し給ふた、此の朝命の下るに至つた慶喜等の策動に關し、久光・宗城は頗る不平であつた、かくて公は形情に鑑み、長薩兩藩の盟約を益々鞏固にし、土佐藩土坂本龍馬等との計謀を進捗し、また形情視察の爲に、伊藤俊輔を從へて長崎に赴いた、其の淹留中、八月二十一日公は龍馬に書を送つて、主張の公議政體の貫徹をも促がした、公議政體論は土佐人の新説ではないが、其の要旨は王政復古であつて大權を朝廷に奉還せしめ、政府を二院に分つて萬機を公議に決すべきことを陳べたのであつて、公の最も尊重する所である、



ついで九月四日、公は馬關に歸着したが、直に大事を演劇に寓せて、其の準備を龍馬に報じた、此の演劇の仕組は、乾退助(板垣退助)を頭取となし、西郷吉之助を座元となしたのである、其の書中に「乾頭取之役前、此末は最肝要と奉<sub>レ</sub>存られ申候、何卒萬端之趣向、於<sub>二</sub>于此<sub>一</sub>は、乾頭取と西吉座元と、得と打合に相成居、手筈きまり居候事、尤急務歟と奉<sub>レ</sub>存候、此狂言喰ひ違ひ候而は、世上之大笑らひと相成候は元より、終に大舞臺之崩れは、必然と奉<sub>レ</sub>存候、然る上は、芝居は事止みと相成申候、御同意に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候はゞ、一飛脚に而も、乾頭取元へ被<sub>二</sub>差越<sub>一</sub>御決定に相成居度事歟と奉<sub>レ</sub>存候、是非乾頭取は此後は西吉座元と御同居位にても可<sub>レ</sub>然様奉<sub>レ</sub>存候、御高案如何、狂言之始末一定之處、甚肝要に奉<sub>レ</sub>存候」とあつて、公は薩・長・土三藩聯合して倒幕を畫策せんとし、而も急促してゐるのである。

## 慶喜の大政奉還

かくて大久保一藏・大山格之助等山口に來つて、公等と薩長兩藩各々出兵の協約をなし、安藝藩もまた之に参加したが、土佐藩は大に幕府の危殆を考慮し、其の臣後藤象二郎(後ち伯爵)を遣はし、慶喜をして斷然政權を返上せしめんとし、更に建白書を呈出せしめた、かくて京都の形情は甚だ切迫し、十月八日彌二郎は上京せる廣澤兵助と共に、薩藩小松帶刀・西郷吉之助・大久保一藏・藝藩辻將曹(後ち維岳男爵)・植田乙次郎等と共に、遂に三藩合同大學のことを議決し、其の要目を定

## 薩長二藩の出兵に公の思慮周密

めて前權大納言中御門經之(後ち侯爵)・中山忠能(後ち侯爵)に示し、討幕の朝命降下を請ふた、かくて經之・忠能は前左中將岩倉具視等と斡旋盡力したので、十四日に討幕並に會・桑二藩追討の密勅が薩長兩藩に降つた、是日慶喜もまた形情を察し、參内して遂に政權を奉還したのである。

されど都下の物情は益々騒々しくて疑惑を懷くもの多く、事件の勃發豫期しがたい形勢に趨いた、そこで西郷吉之助・小松帶刀は二十一日山口に來つて公等に會晤し、長藩主父子にも謁見して互に兩藩の協力を堅固にした、かくて兩藩は其の盟約に基づき、各々兵を京坂に出發せしめたのである、が、公は此の義舉に方り、薩・長・藝三藩の出兵で、鳳輦を守護し奉るを千載の一大事とした、若し機に先だちて幕兵が鳳輦を擁し奉らば、いかに各々覺悟を決するとも、志士壯夫の心思紊亂して大策忽ち崩壊し、三藩の滅亡を招徠して皇國は遂に幕府の有に歸し、再び恢復しがたい形情に陥らんことを孔憂した、此の大事は、既に長藩世子毛利元徳も吉之助等を引見して、親しく陳言したのである、そこで公は、十一月二十二日書を送つて、此の趣旨を彌二郎に披瀝し、切に吉之助及び岩下佐次右衛門(後ち方平子爵)等薩藩士に之を論議し、皇國の爲に寸毫も違算なかるべく盡瘁せしめた、また三藩鳳輦を奉じて京都附近の守護が困難ならんには、備前に赴いて岡山藩に盛節を樹てしめ、互に協力して之を警衛し奉り、朝威を四方に昭示せば、大目的の貫徹



すべきを懇説し、且つ討幕の敏捷ならざれば、一般の疑惑を惹起して紛亂を醸成し、外人虚に乗じて奸計を逞しくせんことを虞慮し、其の迅速なるを緊要として、此の一舉皇國の興廢に關係せることをも開陳して反覆忠誠を竭盡せしめた、即ち其の書中に「至其期其期に先じ而、甘く玉を我方へ奉<sub>レ</sub>抱候御儀、千載之一大事に而、自然萬々一も彼手に被<sub>レ</sub>奪候而は、たとへいか様之覺悟仕候とも、現場之處、四方志士壯士之心も亂れ芝居大崩れと相成、三藩之亡滅は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、終に皇國は德賊之有と相成、再不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>復之形勢に立至り候儀は、鏡に照すよりも明了に御座候間、此處は詰度、乍<sub>ニ</sub>此上<sub>ニ</sub>岩西大<sub>〇</sub>岩下佐次右衛門と西郷吉之助<sub>〇</sub>先生達ちへも御論じ、一步一厘御拔り無<sub>レ</sub>之様、御盡誠尤肝要第一之御事に御座候、諸子よりも西翁<sub>〇</sub>西郷吉之助<sub>〇</sub>などへも得と相論じ置、世子君<sub>〇</sub>長藩世子毛利元徳<sub>〇</sub>よりも西翁へ御直々に被<sub>ニ</sub>仰聞<sub>一</sub>、何分にも此儀眞之大眼目に付、返す々々も、御丹誠御盡力千禱萬祈之至に御座候、ちら<sub>々</sub>と風説書など、一見候處に而も、彼も餘程こゝへは、惣に心を用ひ、氣を着け居候處趣相顯れ、懸念に堪へ不<sub>レ</sub>申候、誓而御拔り無<sub>レ</sub>之様、蒼生舉而奉<sub>レ</sub>祈候、一旦奉<sub>レ</sub>抱候上に而、其御地近邊に而、御守護御六づケ敷ときは、是非々々三藩之力を以、備と足も手も束ね合せ、備地へ一應とゞめ仕、備をして大義滅<sub>レ</sub>親之大節を爲<sub>レ</sub>立、四方之方向を相立候儀、尤可<sub>レ</sub>然と奉<sub>レ</sub>存候、備より此大節を相立、四方へ相示し候とき

は、速に御大示趣御貫徹にも立至り可<sub>レ</sub>申、此大事に付、一應勝を占め候とも、餘り長引、終に世間大に疑惑を生じ、紛亂を醸<sub>レ</sub>候而は、其決局必然外夷之術中に陥り候儀は、眼前之事に御座候間、迅速に成丈ケ片付不<sub>レ</sub>申而は不<sub>ニ</sub>相濟<sub>一</sub>、此間至當之所致、皇國御興廢之尤大關係と奉<sub>レ</sub>存候、何分にも細密に諸先生へ被<sub>ニ</sub>相談<sub>一</sub>、御盡誠此時に御座候」とある、之に據つて、公は幕府が鳳輦を擁し奉らんとする計畫あるを看破し、局面の核心に傾注せずして一旦機事を錯誤せば、皇威の恢復容易ならざらんことを遙に痛憂苦心して、彌二郎と共に吉之助等薩藩士の奮勵盡力の切要を懇説せる其の思慮の周密なるを察知しえらるのである。

按に、長<sub>〇</sub>薩<sub>〇</sub>藝<sub>〇</sub>三藩の出兵に方り、京攝の形勢に依つて鳳輦を守護し奉ることに關し、各々慎重の考慮を要したのである、十一月十四日長藩主が上京せんとする山田市之允<sub>〇</sub>（後ち顯義伯爵）片野十郎に賜ふた密書の中にも「至尊を奉<sub>ニ</sub>守護<sub>一</sub>、詔を四方に布き、皇基相立候様三藩同心戮力相盡候事」とあり、また長<sub>〇</sub>薩<sub>〇</sub>二藩東上員の條約書中にも「〇之義は山崎路より西の宮へ脱、詰り藝州まで之事」とある、なほ長藩世子が薩人に賜ひ、薩藩主島津忠義（後ち公爵）が長人に賜ふた書がある、其の世子が薩人に賜ふた書中に「至尊を奉<sub>ニ</sub>守護<sub>一</sub>候事は申<sub>レ</sub>疎、大事に付、精々遂<sub>ニ</sub>心配<sub>一</sub>十分手筈を合、遺算無<sub>レ</sub>之様、肝要之事」とある、公は是等の趣旨に基づき、更



に遠謀深慮して所懐を彌二郎に吐露し、吉之助と相共に熟圖して齟齬なからしめたのである、かくて吉之助が、密に岩倉具視等に謀つて、事の急なる措置を決した其の箇條書が八項あつて、而も吉之助の自筆である、中に「炮聲相發し候節に臨み、堂々と鳳輦を被レ移候方、可レ宜哉之事」とあり「山陰道に御掛り被レ爲レ在候而、可レ宜哉」とあつて、鳳輦の御移動のことを決したのは、薩長二藩出兵の盟約に基づき、公の注意を参考したものと思はる、ついで王政復古の後、京坂の風雲急であつて、薩長二藩の兵と幕軍とは、明治元年正月三日、鳥羽・伏見に衝突して官軍の勝利に歸し、遂に維新の戦亂となつたが、やがて其の鎮定と共に終局したのである。

敷島の大和心の花をしも

すて我しの世にならへとは

(文久年間の述懐)

丙寅春沂ニ淀水ニ有レ感

勤王學義已多歲

何物人間事甚悠

此夕淀舟無限恨

滿川流水不堪レ憂

## 中篇 維新後の事蹟

自明治元年  
至明治四年

### ○ 版籍奉還建言後の苦心

苦心焦慮

公が王政復古の後に我が將來を遠謀深慮し、國民の苦惱を速に救濟して其の福利を増進せんが爲に、三百有餘の諸侯をして版籍を奉還せしめんことを、輔相三條實美・岩倉具視に建言したのは、明治元年の二月であつた、是は實に重大の改革であつて、一朝蹉躓せば遂に收拾しがたい憂懼あるのみでなく、既に外聞にも少々漏洩して物議紛糾の端が顯はれたので、實美・具視も姑く秘して之を擱いたのである、が、公は大義名分を天下に明白にして國威を海外に發揮し、萬民を按撫するの皇謨を翼賛し奉つて、廟堂の根軸を鞏固にするには、版籍奉還の大舉を以て最も急要としたのである、然るに人々が公の此の遠大なる籌圖を諒解しえないで、種々の疑惑から誹謗罵嘲して、獨り其の怨府となつた、が、公は國家將來の爲に、之を堅忍して不拔の宿志を貫徹せんとし、百方苦心して竊に山口藩主(毛利敬親)に説いた、是は公が長崎耶蘇教徒處分の爲に、朝命で出張せる途次に、山口を過ぎつて、閏四月十七日に説いたのである、事は後に公が廟堂に建言し



たる草按中にも「公命を以て長崎に至るの際、乃暇を請ひ國に歸り、切に將來の國是を陳論す、敬親慨然として臣の言を容れ、一己の私利私益を棄てて版籍奉還の議を決し、更に臣に諭して急遽手を下す事勿らしむ、此時に當り、藩内の士も亦一人の此議に與かる者無し、是即土地人民を奉還せしむる始云々」とあつて、藩主は眞に忠誠の心から、公の大策を贊襄して急遽に着手することを誠諭し、藩内に一人も此の密議に與かるものはなかつたのである、かくて公は歸京後に、此の大策の決行に日夜痛心焦慮したが、東北の官軍屢々苦戦せる情報が抵るので、益々其の實現を切望した、そこで九月十八日、始めて之を參與大久保利通・後藤象二郎に談じた、公の日記九月十八日の條に「此日大久保市藏に秘密の事を談す、彼一諾盡力すると云、余久敷期レ心不能レ施遺憾也、實に皇國千載に關涉せんことに付、元より功名は度外に抛ち、人の手を以、其志を遂げ、聊爲ニ君父ニ爲ニ皇國ニ相盡所以也、雖ニ大久保ニ未レ能レ語ニ奧意、只表面の條理而已にして止めり、實に今日の遺憾なり」とあつて、公は先づ諸侯に版籍を奉還せしめて、後に廢藩置縣を斷行し、封建制度を罷めて郡縣制度と爲さんことを期し、そして毫も自ら功名の念なく、専ら君國の爲に、他人に依つて其の宿望を達せんと覺悟してゐた、が、世人の疑惑と非難とを遠慮し、大義名分の條理をのみ利通に談じし、未だ其の胸臆にある畫策を、詳細に解説しえなかつたのを甚だ遺憾と

したのである、なほ是日の日記に「後藤に至る、機務を談じ十二字過共に參朝」とあつて、其の機務の文字の側に「大久保に語り候事にて表面也」とあり、象二郎にも、同じく胸裡に藏蓄せる籌圖を詳細に吐露しなかつたことが知らる。

其の後公は車駕に供奉して十月十三日東京に着し、内外の形情を察して版籍奉還の速に行はれんことを冀ひ、種々盡瘁したが、依然實顯の確信をえない、そこで衷心竊に切迫して堪へないので、十一月二十九日次の如く、古詩一篇を賦して其の思を抒べたのである。

明<sub>ニ</sub>天下名義<sub>一</sub>、欲<sub>ニ</sub>以臨<sub>ニ</sub>五洲<sub>一</sub>、憶<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>處<sub>ニ</sub>國難<sub>一</sub>、同盟死<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>休、屈指人多<sub>レ</sub>逝、殘<sub>レ</sub>生空慙羞、  
維新未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>幸、百患又千憂、兄弟互相食、却忘是同舟、何時修<sub>ニ</sub>公道<sub>一</sub>、家國足<sub>レ</sub>伏<sub>レ</sub>讎、  
樞密語不<sub>レ</sub>易、白日思悠々、天恩尙未<sub>レ</sub>報、誓要<sub>ニ</sub>護皇州<sub>一</sub>、

此の詩作の終に、公自ら「戊辰十一月二十九日返籍奉還之事未<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>發、心竊有<sub>ニ</sub>切迫者<sub>一</sub>、偶賦」と、二十六字を記して偶作の主旨を傳へてゐる、蓋し公は大義名分を天下に明にして皇威を五大洲に炳耀せんとし、嘉永六年このかた同志と共に國難に當つたが、其の盟友の死歿せるものが多い、漸く回天の偉業成つたが、版籍奉還のことが行はれないので、維新の幸福が國民に洽ねくない、却つて百千の憂患起つて、未だ天恩の萬一に報い奉つることをえないのを、深慮して慙慨に



堪へないので、此の詩を賦したのである。

また公は版籍奉還が、若し正月二月の間に行はれたれば、東北の戦亂なくて慘害を被むるも  
の少なかりしも、既に其の機を失した、今また荏苒して機宜を誤らんことを痛憂し、須臾も措捨  
しがたいのである、そこで苦心焦思し、薩藩主をして先づ版籍の奉還を開陳せしめ、長藩主と共  
に其の魁星たらしめんとし、遂に赤誠を以て、其の胸裡を披瀝して之を利通に謀つた、利通大に  
公の意見に賛同したので、具視が京都に歸らんとして時事を諮問せるに對し、其の中の一要件  
に、諸侯の版籍を奉還せしむるの機宜なることを竊に進言した、具視は今茲の春、公が既に版籍  
奉還を建議したるも、世論を虞慮して之を採用しなかつたが、是時其の畫策を聞いて、痛く歎稱  
した、實に十二月十四日であつた、公の日記にも「春來爲其(○公の版籍奉還建言の爲)議論不<sub>レ</sub>休、  
苦心痛歎すること不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>筆、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止之情實あり、暫窺<sub>レ</sub>機、終に不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>發、而してまた此儘  
時日を過るときは、遂に天下後世の爲め、大に機を誤るものあらん、抑此事をして正月二月の間  
に舉しめば、必東北と雖も、こゝに不<sub>レ</sub>至ものあらん歟、今日已に々々機を失し、而して又失<sub>二</sub>今  
日<sub>一</sub>ときは遂に日なし、依て不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止、過日大久保一藏に謀り、薩公より口を開かんことを公意  
公心を以て相論す、大久保大に余の意に應ずることあり、而して相發するときは、天下一人も相

赤誠披瀝と  
薩長兩藩の  
魁星策

同意する諸侯多きを、又爲<sub>三</sub>神州<sub>一</sub>に相祈る、雖<sub>レ</sub>然公(○長藩主)をして、薩と先其魁首たらしめん  
ことを願ふ、是又余の片時我公之誠忠を不<sub>レ</sub>忘處なり、依て竊に此機宜を粗岩相公に告、相公大に  
歎稱す、此間の苦心焦思、口と筆に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>盡」とあつて、口演筆紙に盡しがたい程の苦懊焦慮で  
あつたことが知らる、翌十五日具視は江戸を發して京都に歸り、公は留まつて軍務官副知事大村  
益次郎等と機務を處理したが、版籍奉還の大策に熱心であつた、此の事は具視のみでなく、實美  
へも同じく論議し、明春車駕(是月八日東京御發輦で京都へ還幸し給ふた)再び御東幸あらせ給  
ひ、諸侯を會同して各々版籍を奉還せしめらるべきの機宜を説いたのである、ついで二十八日公  
は參朝して歳暮の賀を言上し、祝酒を賜はり、また實美の京都に歸るを送つた、是夜公はなほ版  
籍奉還のことを苦心し、偶また次の如く賦したのである、

明<sub>三</sub>千歳名義<sub>一</sub>、欲<sub>三</sub>以衝<sub>三</sub>五洲<sub>一</sub>、哀哉同盟歿、歡樂總在<sub>レ</sub>憂、天恩未<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>報、獨誓酬<sub>三</sub>我州<sub>一</sub>、  
かくて翌二年正月二十三日に、薩・長・土・肥四藩主が率先連署して、版籍奉還の表を上つた、公は  
なほ東京にあつて二十九日に其の報に接し、之を以て大義名分を天下に正して萬世不朽の皇基を  
益々確定し、世界に卓抜するの規模が定まり諸侯の子孫をして永く安堵ならしむるものとなし、本  
邦の爲に大に慶したのである、なほ公は四藩主の上表に依り、其の實を擧ぐるには緩急あるも、

四藩主の上  
表と其の後  
の盡力



之で邦家千載の根基を安定するに足るものと思惟し、車駕の御東幸後には、數十の諸侯に版籍奉還を奏上せしめて、其の實を擧ぐべく畫策せんことを期した、即ち公の日載二十九日の條に「京都の新報を聞、世論紛々のよし、將來の事を想像するに歎息の事件不<sub>レ</sub>少、只大に爲<sub>二</sub>皇國<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>慶は、昨春來天下の大名分を正し、萬古不朽の皇基を立、宇内に卓立するの規模を定、且三百諸侯をして自然永久子孫安堵ならしめんと、冥々に大盡力するといへども、友人といへども尙不<sub>レ</sub>解ものあり、心甚苦歎、去夏秋の間、大久保一藏に窃に相謀る、彼大に同意す、依て先薩州をして此説を起し、我藩も是に同し、其余意の合するものと連合し、以て朝廷に建言せん事を欲し、稍其順序を談じて相別る、而して其後已に半年を過、今日天下稍一平定に至り、當春再御東幸侯伯盡東京に會す、於<sub>二</sub>于此<sub>一</sub>此議不<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>ときは、何時か是あらん、依て昨冬來、百方盡力、終に兩相公に相論、機宜を促し、頻に其端の相發するを欲す、于<sub>レ</sub>時漸此節一貫いたし、薩長肥土四藩連名にて建白に及ぶに至、其實の擧る雖有<sub>二</sub>緩急<sub>一</sub>以て千歳の基を定むるに足る、依てまた御東幸之上は、數十の諸藩相應じて此議に出、其實の日を逐ふて擧るの一策を廻らさんと思ふ」とある、翌三十日公の益次郎に送つた書中に「嘗而粗御嘶仕候、大義名分を正し、皇國一致之基礎を定候愚論、昨春來冥々に盡力仕置候儀、漸此節少數芽が出候様子に被<sub>二</sub>相察<sub>一</sub>、内々大悅仕居申候」とあり、二

月朔日實美・具視に致した書中にも「會而内々言上仕候建言一條も、發上に至り、昨春來之微志聊相達し、雀躍之至奉<sub>レ</sub>存候、名實法度相擧り候は、一朝一夕御六ヶ敷と奉<sub>レ</sub>存候、大綱之其名一旦相立候上は、其目は得と被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>盡、御詮議萬世不朽之御規則被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>定度奉<sub>レ</sub>存候、名分を相正し皇基之相定り候處、此外は無<sub>レ</sub>之、付而は御東幸之上、大小諸藩同意同論を以、數十藩も建言相成候はゞ、大好機をまた相成し候と、冥々御盡力仕、已に三兩藩は合論に至申候」とあつて、四藩主の版籍奉還奏請に依り、公は其の宿志の漸く貫徹せんとするを喜ぶと共に、後の施設を吐露したのである、ついで具視も公の積年の忠誠の貫達したるに感激し、遂に其の喜悅安意を想察し、是月三日書を送つて之を陳べた、其の書中に「藩政論も遂に先般建白有<sub>レ</sub>之、是亦足下積年忠誠之所<sub>レ</sub>貫、實に感伏候、此件將來朝權維持之大關係に而、既に斯く相運候上は、朝廷眞實公明之御處置有<sub>レ</sub>之度、尤結局は東京に於て侯伯大會議之上、何分可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>、其中各藩一般之方向も相立候乎と存候、前般去春以來、内外之情實も有<sub>レ</sub>之、格別御苦慮有<sub>レ</sub>之候儀に付、右様被<sub>二</sub>相行<sub>一</sub>、定而御安神御満足之段、致<sub>二</sub>遠察<sub>一</sub>候」とあるのである、此の書が未だ届かない中に、公は車駕御東幸あらせ給はば、公議正論に依つて、版籍奉還の奏請を處理せられんことを切望し、其の措置と緩急との順序が、大に皇國の興廢にも關係し、當を得れば朝威益々東洋に炳耀し、否らざれば、我が將



來の施設が彌々萎縮して、世界に卓立しがたきものと思惟し、九日更に書を具視に致して熟圖凝議せんことを懇請した、其の書中に「今般土地人民返上之建言に相至り、於此大義名分彌正明、皇基益御確立、積年之一念、無此上難有事と奉存候、依て何分にも、御東幸之上は、屹度此名丈けは、於朝廷御占め被爲遊、御處置之次第、緩急順序、御興廢に相係り候事と奉存、此處いかにも御肝要なる御儀に而、當を被爲得候ときは、東洋に光輝を生じ候は、こゝに基き可申、自然と當を被爲失候ときは、前途益縮少、終に宇内に御卓立と申事は、萬々無覺東奉存上候、乍恐得と御賢慮を被爲廻候御儀、申上るも疎之至と奉存候云々」とあり、また「冥冥に盡力仕見候處、御東幸之上、於關東も、必數藩返上論建言仕候處も可有之と奉存候、左候へは一入一好機會と相成申候、せめて二三十藩も同意有之候と至極之事と、只管渴望仕居申候」とあつて、御東幸あらせ給ふた機會に、公は版籍奉還に同意せる諸侯の二三十人を得んとし、て盡力せることが知らる、かくて公は奏請し、二月二十七日に東京を發して三月三日に京都に歸へつた、ついで七日車駕再び京都を發せられ、二十八日東京に着御し給ふた、其の後版籍奉還を奏請するものが多いので、五月に具視は之を聽許あらせられ、各々を知州事に任んぜられんことを建白した、そこで朝廷には府・藩・縣三治の制度を定めて、新に知藩事を置いて統一せん

とし給ひ、二十一日に親王及び公卿・諸侯等に勅問を下され、忌憚なく各々其の意見を盡言せしめ給ふた、ついで公は朝命に依つて、二十四日に神戸を發して六月二日に參朝した、是時具視を始め參與大久保利通・東久世通禧・後藤象二郎・副島種臣・板垣退助等各々意見を異にし、議論區々であつて容易に決しない、公は版籍奉還の允許を主張し、廟議の決定を實美・具視に切論し、また象二郎及び益次郎等と協議を凝らしたが、なほ異見のあるので慷慨悲憤に堪へなかつたのである。

殊に是時知藩事新置の廟議に之を世襲にせんとする論があつて、而もそれが優勢である、公は夙に世襲の流弊を洞察し、戦功將士の賞典祿を永世とする廟議にさへ大反對であつたが、採用せられない、今また知藩事を世襲となさば、將來主眼とせる廢藩置縣の行はれがたきを深憂し、其の不可を主張して百方抗論し、漸く世襲の二字を削除するに決した、公の日報に「諸侯をして諸藩の世襲知事に定るの説也、依て又百方抗論、終に世襲の二字を除く、若世襲知事の名目有之とき、決して天下の統一する難し」とあり、公の自叙中にも「版籍奉還の請を容れ、又直ちに命するに世襲の二字を以てする時は、纔かに其名を改めて、其實は則從來の諸侯に毫も異ならず、其請を容るゝも何益あらん、千辛萬難今日を致す者、忽ち水泡に屬し、大事將に去らんとす、今に於て斷而世襲の二字を除き、且つ東京に本住を命じ、妻孥の舊封に在るは、之を任に携へ赴く者とせ



ば其名義自ら明か也、此の如くして知事たらしめば、大勢も今日の目的に向はざるを得ず、因て切に此の意を主張し、以て建言す、數日の後朝議終に此に決せり」とあつて、公の論旨は實に衆議に嶄然たる卓見であつた、やがて公の主張は其の辯難抗論で廟議が決定した、そこで、十七日朝廷勅して諸藩主の版籍奉還の奏請を聽許あらせ給ひ、未だ請はざるものに還納を命ぜられ、二百六十三人の知藩事を任んじ給ふた、公が去年二月諸侯の版籍奉還を建言せしこのかた、四面楚歌の中に獨り毅然として所信を主張し、苦辛慘憺百折不撓の精神を益々鼓舞して毫末も一身の危害を顧念せず、日夜盡瘁して遂に其の宿望を貫達した、其の勳功の偉大なること永く燦然として青史に光輝あるものである、(別項廢藩置縣の遠由参照)

○ 億兆安撫國威宣布の御宸翰

明治元年三月十四日、明治天皇は公の建議に基づかせられ、公卿諸侯を率ゐて天神地祇を祭られ、國是の五事を誓はせ給ふた、所謂之が五ヶ條の御誓文である、是日億兆を安撫し國威を四方に宣布し給ふ宸翰を降し給ふた、此の宸翰を降し給ふに方り、公は長くも叡旨を奉じ、謹んで其の草を起して之を副總裁岩倉具視に上つた、具視更に修補して之を奏聞し奉つたと思はるのである、公の草したる自筆の原文は次の如くである、其の文中に凡そ六ヶ個所の加筆あるは、具視の意見と察せらるのである。

朕幼弱を以て猝かに大統を紹き爾來何を以て萬國に對立し列祖に事へまつらんやと朝夕恐懼に堪ざる也竊に考るに中葉朝政衰てより武家權を専らにし表ては朝廷を推尊して實は敬してこれを遠け億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能わざるよ計りなし遂に億兆の君たるも唯名

のみに成果其か爲めに今日朝廷の尊重は古へに十倍して朝威は倍衰へ上下相離るかゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや今般朝廷一新之時に膺り天下億兆一人も其處を得ざるは皆朕が罪なれは今日之事朕自ら身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先き立ち古へ列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始て天職を奉して億兆の君たる所に背かざるべし往昔列祖萬機を親らし不臣のものあれば自將としてこれを征し玉ひ朝廷の政總而簡易にして如此尊重ならざるゆへ君臣相親しみ上下相愛し德澤天下に洽く國威海外に輝しなり然るに近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨り我邦のみ世界の形勢にうとく舊習を固守し一新の効をはからず朕徒らに九重中に安居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るゝときは遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦しめんことを恐る故に朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ列祖之御偉業を



繼述し一身の艱難辛苦を問わず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置んことを欲す汝億兆舊來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷の事となし國家神州の危急を知らず朕一たび足を舉れば非常に驚き種々の疑惑を生じ萬口紛紜として朕が志をなさざらしむるときはこれ朕をして君たるの道を失わしむるのみならず從て列祖の天下を失わしむるなり汝億兆能く朕が志を體認し相率て私見を去り公義を取朕が業を助けて神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん此の草按に依つて、更に修正せしめられて降し給ひしものが、今日に傳はれる億兆安撫國威宣布の宸翰と拜察するのである。

○ ヒコ(ヒコザイ?)との交際

將士に靴を穿たしめんとす

公が親しく交はつてゐた英商ガラバ(別項、明治元年二年の外人面接参照)の店員にヒコといふ人をつた、是は日本人であつて、特に外國人の名に改めてゐたのである、公が此の人を知つたのは、慶應三年七月に伊藤博文を從へて形情探聞に長崎に赴いた時である、ガラバは長崎と神戸とに商店を開いて、汽船銃器洋服等の舶來品を販賣してゐた、公に送つた書帖には、單にヒコと署名し

てゐるが、公の日記にはヒコザイと記してある、公に送つた書帖の存するものが二通ある、其の一は公が軍隊の將校士卒に靴を穿たしめんとし、慶應三年十月三日に其の製造書並に器具の有無を質だしたるに答へた書帖である、其の要は次の如く、さしあたり製造書なく、器具もまだ乏しいので、舶來靴の見本を送つて且つ其の代價を報じ、日本製の不利なるを告げたのである。

當月三日御仕出に相成候御懇書、同十一日に到來、紙上之趣拜讀仕候、然者今般御同藩藤井様(○藤井勝之進)當方御出張に相成、厚預<sub>ニ</sub>御懇意<sub>ニ</sub>に難<sub>レ</sub>有仕合に奉<sub>ニ</sub>存上<sub>ニ</sub>候、扱者御尊君、兼而御思召寄之義に付、履拵方之書物並に道具等御調度旨、被<sub>ニ</sub>御申越<sub>ニ</sub>候に付、爰かしこ聞合見候得共、何方にも無<sub>レ</sub>之、職方之もの共へも問合見候處、是迄之處、只師匠付に而、稽古仕候而已に而、書物見聞不<sub>レ</sub>仕候由、乍<sub>レ</sub>去今一應聞繕自然手に入候は、急使に而差送可<sub>レ</sub>申候、付而者、ガラバ商社え、幸ひ相應之品柄手頭(○手本)而已到着仕居候間、取あへず都合五足丈、爲<sub>ニ</sub>手本<sub>ニ</sub>し差送見候間、御注文に相成候は、隨分周旋可<sub>レ</sub>仕奉<sub>ニ</sub>存上<sub>ニ</sub>候、全體か様之品柄は當方に而も、折節拵させ見候得共、却而西洋之方安直に相當、殊更手際等もよろしく、旁以日本製は、不辨<sub>ニ</sub>利と相考候、兎も角右手頭到着次第、能々御覽被<sub>レ</sub>下、各思召に相叶候は、御注文被<sub>レ</sub>成候而可<sub>レ</sub>然奉<sub>レ</sub>存候、尤值段合之儀は、番組を以、左に御知らせ申上候、且又序筆に而は御座候得共、何



敷に取紛候儘、伊藤君(○伊藤博文)え別紙差上不<sub>レ</sub>申候間、乍<sub>レ</sub>恐御面會之砌、可<sub>レ</sub>然御傳達奉<sub>ニ</sub>願上<sub>ニ</sub>候、先は右御報申上度、御機嫌御伺迄如<sub>レ</sub>此に御座候、以上、

履直合左之通

- 一、貳拾番 洋銀三枚 一、拾三番 同四枚五合 一、拾番 同六枚 一、廿一番 同一枚
- 一、廿二番 同九枚

但拾番貳拾二番拾三番士官用二拾番廿一番雜兵用

十月十五日認

城戸順一郎様

ヒ

コ

長崎の近況  
報告

また其の一は次の如く、明治元年正月二十六日に、長崎の近況を報じたのである。

幸之便を以、一簡啓上仕候、先以御全家様益々御勇健に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>ニ</sub>御座、珍重奉<sub>ニ</sub>存上<sub>ニ</sub>候、

一去極月廿三日相認、ベタル先生兵庫表に而、伊藤公御出會之一條、附り英之クレフルト之懸合

夫より當月二日例之年始狀、別紙にフランクツト之所並に商業御開起に付、存寄を申入、付り

御國え私参り見度旨、又相續當月三日軍艦延着之所、或者カルマントル之懸合、私より書簡三

通差送置候得共何れも御返事無<sub>レ</sub>之、慥に御落手に相成候哉、書狀御仕出之砌、乍<sub>ニ</sub>御面倒<sub>ニ</sub>着滯之儀、御知らせ被<sub>レ</sub>下度、

一御聞及も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、當月十一日之夜、當地奉行引拂に付、市中種々之空説申ふらし一方不<sub>レ</sub>成騒動仕候、

一今般京より市中人別に玄米八千石並に金五千兩之高御恵たまわり配當に相成追々長崎役人へも被<sub>レ</sub>下置候筈と申事に候、依<sub>レ</sub>之人氣も餘程和ぎ候、

一英國より横文字之別紙到着仕候に付、當便に而差送候間、慥に御落手被<sub>レ</sub>下度、先は右之桁々申上度、御見舞迄如<sub>レ</sub>斯に御座候、以上、

正月廿六日

ヒ

コ

城戸準一郎様

此の書中にベタルとある外人は、博文が長藩に連れ歸へつて雇ひ入れたが、廢藩置縣の後、に公や野村素介の盡力で、明治政府に聘することになつたものである。

そして公の日記には、明治元年閏四月十一日の條に、ガラバの商社で、圖らず薩摩の五代才助(友厚)に逢ひ、また偶然にヒコザイにも面會したことが見えてゐる、ヒコザイは即ち前に書帖を公に



送つたヒコのことである、「同月十一日朝ガラバ商社に至る、不圖五代才助に逢ふ、ヒコザイにも亦偶然面會せり、ガラバ艦借用の事を談す、彼また諾せり、雖然未約せず、於浪華一尙談判することを約せり、公(○毛利敬親)御歸國用意の爲なり、ヒコザイとまた商會のことを談せり、藤井吉松等をして于此關係せんことを欲す」とあり、また「御本陣(○毛利敬親の館)柏村(○數馬、後ち信、廣澤眞臣の兄)へ一書を出す、ガラバ艦借用懸合の爲なり、藤井七(○藤井七郎左衛門、後ち勉三)にもまた一書を出す、ヒコザイ商會の論なり、吉松平四郎を共にせんことを欲す」とある、公は藤井・吉松(皆山口藩の人)二人をして、ガラバ商會に關係せしめて、相互の利益を圖らんとしたのである、かくて公は五月十一日長崎に着し、長崎府知事澤宣嘉・同判事井上馨・野村宗七(盛秀)・楠本平之允(正隆後ち男爵)・富岡知事佐々木三四郎(高行)等と商議し、浦上村耶蘇教徒の處分を斷行した、此の淹留中に、屢々ガラバに面會した、ついで公は歸路につき、六月十一日に大阪の天保山に着してまたヒコザイを訪ひ、中の島にある鴻池市兵衛の別荘に投じた、公の日報六月十一日の條に「十一字乗艦一字天保山に至る、ヒコザイを訪ふ、メケンシにも亦逢、三字過中ノ島鴻市別荘に着す」とある、が、此の後公の薨去に至るまで、屢々ガラバには面會したが、ヒコザイのことは日報に記してゐない、公は慶應から明治の初年に、多くの外人に交はつて(別項、

## 濱田彦藏

明治元年二年の外人面接参照)、西洋の事情を知り、また彼の利器の買得や、文物の輸入に便をえたが、此のヒコ(ヒコザイ)が、ガラバの店員であつて、益することが多々あつたのである、公はすべて才あり能あるものなら、貴賤貧富の別なく、毫も隔をなさないでよく交はつてゐるのである。さて此のヒコが日本人なることは書帖で知られ、また公と普通の面識であるは、木戸を城戸と記せるので分つてゐる、そして伊藤博文・楊井謙藏・藤井勝之進等長州人にも知れるものが多い、が、何國の出身のものが、今日なほ明確でない、先年徳富蘇峰翁の國民新聞の「日だより」の欄に、播州の濱田彦藏が、ジョーセフ・ヒコと稱したことの紹介があつた、ジョーセフ・ヒコは、嘉永三年十四歳で漂流して米國に赴き、安政六年に歸國して元治元年に横濱で海外新聞を發行した、實に日本に於ける邦字新聞の元祖とあると、土屋小夢の「新聞之元祖」と題した書に依つて記述があつた、が、或は此のジョーセフ・ヒコとヒコとが同人かも知れないが、未だ明らかでないのである。

## ○ 鍋島閑叟松平春嶽秋月種樹との親交

公が明治元年に藩地から出京したのは、實に正月二十一日であつた、公は入京後直に機務に鞅



掌し、二十五日徴士とした總裁局顧問に任んぜられ、二月朔日外國事務掛を兼ねて内治外交の衝に當り、諸侯の版籍奉還の建白や國是一定誓約（五ヶ條の御誓約）の建議などをなし、國家永遠の大策樹立に苦心焦慮したのである、當時公が屢々國事を謀議した諸侯は、前肥前藩主鍋島齊正（閑叟、後ち直正）、前越前藩主松平慶永（春嶽）等で、秋月種樹もまた其の一人であつた、種樹は日向高鍋藩主秋月種任の三男で、公と同じく天保四年の生れである、兄種殷の嗣となつて左京亮と稱し、和漢學の素養があつた、夙に幕府の學問所奉行となつて若年寄に任んじ、また將軍家茂の侍讀にもなつた、公が總裁局顧問のとき、閑叟・春嶽の二老侯は議定であり、種樹は參與で内國事務局輔加勢を兼ねてゐた、公が是等の諸侯と親密であつたことは、其の日載四月二日の條に「肥前公（○閑叟をいふ）招によつて官代（○太政官代）より其邸に至る、越春岳公秋月種樹公席に在り、近江の僧雪爪大垣人小原鐵心越前人中根雪江同大夫境某畫工愛山等陪す、杯盤狼藉書畫甚盛なり」とあるのでも知らる、此の日閑叟の招きに陪席した境某は參與酒井忠溫で、雪爪は鴻雪爪である、小原忠寛・中根師質は同じく參與職にあり、また愛山は詩文書畫に巧みなる武知愛山であつたのである。

送別の宴と  
詩作

是時車駕大阪に行幸あらせられ（三月二十一日京都御發轅）、行在所は東本願寺であつた、とこ

ろが、四月九日に廟議に參列すべき爲め、下阪の朝命が公に下つた、是日參與福岡孝弟（後ち子爵）・神山郡廉（後ち男爵）・小原忠寛・徴士中島錫胤（後ち男爵）・菱田重禧及び日柳燕石・鴻雪爪等は公を訪ひて留別の詩を賦した、殊に種樹は公の京都を去るを惜みて、送別の宴を催ほさんとし、之を旅館に招いた、そこで翌十日公は其の招きに應じて、種樹の旅館に赴いた、之に會するものは、閑叟・春岳二侯の外に、參與廣澤眞臣・青山貞（後ち男爵）・小原忠寛・中根師質・史官毛受洪を始め、雪爪・燕石・愛山等であつた、各々書畫を揮毫し、詩賦を試みて酒興酣であつた、春岳先づ公を送つて、「朝旭暉時下ニ澱江」の起句を賦した、雪爪之を「青山十里入蓬窓」と承け、閑叟更に「舟厨自有樽酒」と轉んじ、種樹また「酌到華城愁魔降」と結んで一絶の詩となした、種樹は之になほあきたらずして、次の詩を賦して送つた、

要<sub>下</sub>振<sub>ニ</sub>皇紐<sub>一</sub>折<sub>中</sub>邪忠<sub>上</sub>、 夙夜在<sub>ニ</sub>公匪爲躬<sub>一</sub>、

請見澱江々上景、 山河西走護<sub>ニ</sub>行宮<sub>一</sub>、

公はまた之を其の日載四月十日の條に次の如く記した、

五字過より秋月侯の旅官に至る、會するもの閑叟春岳二侯越の中根青山毛受と鐵心雪爪靄山柳東（○日柳燕石）及び障岳（○廣澤眞臣）と予也、書畫詩酒興酣なり、春岳侯余の明日送<sub>レ</sub>之<sub>ニ</sub>浪華<sub>一</sub>



云、朝旭暉時下<sub>ニ</sub>澱江、雪爪次で青山十里入<sub>ニ</sub>蓬窓、閑叟侯舟厨自有<sub>ニ</sub>樽酒<sub>一</sub>の句を出す、酌到<sub>ニ</sub>華城<sub>一</sub>愁魔降と秋月決<sub>ヲ</sub>句を次ぎ、一絶の詩を爲す、又秋月侯送<sub>レ</sub>予云、要<sub>テ</sub>振<sub>ニ</sub>皇紐<sub>一</sub>折<sub>テ</sub>邪忠<sub>ハ</sub>、夙夜在<sub>ニ</sub>公匪爲躬<sub>一</sub>、請見澱江々上景、山河西走護<sub>ニ</sub>行宮<sub>一</sub>、四更馬を馳せて家に歸る、之に據つて當時公と三侯とが、いかに親交であつたかが想知せらるるのである。

### ○ 外交傾注と洋製馬車の始乗

公は慶應元年このかた、馬關・長崎等にて屢々外人に接し、夙に其の交際の利あるを察し、攘夷論のなほ盛なる中でも、常に彼の長を採りて我の短を補ひ、以て國運の開展促進の資となさんことを冀ふた、然るに王政維新の後も、依然攘夷の思想は澎湃として瀾漫し、容易に消滅すべくもない形情である、そこで明治元年正月十一日に、備前藩の老臣日置帶刀(忠尙)の從臣は、英人と神戸驛にて争鬪し、二月十五日には土佐藩兵の堺浦を成るもの、また佛人十餘名を殺傷した、政府は大に虞憂して神戸驛の罪を決し、神戸にて帶刀の臣瀧善三郎に自盡せしめ、また土佐藩も朝命を承順して暴徒二十人を嚴科に處した、この處置は、公の内心に於いて實に悲歎痛憤に堪へない、そこで公は更始の忽草に際し、内は草莽の徒の非命に瘡るるを痛惜し、外は國交の圓滿を缺

攘夷思想の  
瀾漫

かんことに深憂し、其の施設の善處に苦心焦慮したのである。

かくて公は親しく居留地外人の實況を視察して参考の資となさんとし、四月二十一日外國事務局判事後藤象二郎及び伊藤博文と共に神戸に赴いた、博文は是時參與職で、同じく外國事務局判事に任んじ、象二郎等と専ら外交の機務に執掌してゐる一人である、殊に博文は長藩にあつた時から、公が外交を重大視せるを察して之に任んじ、徳川慶喜の大政返上の後に公等の意を含み、藩命で京攝の事情を偵察して歸つたこともある、其の時恰も公は上阪の途中にあつたが、書を博文に與へて、既に外國交際の規畫に齟齬を生ぜざるべく注意をなした、其の書中に「乍<sub>ニ</sub>此上<sub>一</sub>外國の處は、成丈け甘く御計り第一と奉<sub>レ</sub>存候」とあつて、公は常に外交にも深く傾注してゐたのである、ついで博文が再び東上したので、公は大阪で之に會合し、神戸の争鬪事件に鑑み、外交の容易ならざることを痛論した、かくて博文は公と共に廟堂に列して、専ら外交の機務に任んずることとなつた、會々公が象二郎と相共に神戸に赴くに及び、博文また來つて種々斡旋した、公は其の前日即ち二十日に、大阪で舊知ある英人ガラバに面晤したが、翌々日の二十二日には、神戸に駐割せる英國總領事のラウダに會見して、外人の事情を探知した、此のラウダも屢々馬關で會晤した公の知人である、(別項、明治元年二年の外人面接参照)

居留地の視  
察とラウダ  
面會



そして公は参考の爲め外人の商店を巡視したが、是日午後三時頃から博文と二人が、洋製の馬車を傭ひ、之に乗じて湊川に至つた、後れ來つた日柳燕石と共に楠公の墓に展した、其の歸途もまた公は博文・燕石と共に洋製の馬車に乗じて歸つた、實に公が洋製の馬車に乗つた始である、當時外人は已に二頭の馬車に乗じて神戸市街を往復せるが、邦人にはなほ之を忌みて乗るものがないかつた、公が此の馬車に乗じたのは、一には珍賞と利器試験との念慮があつたが、一には攘夷思想の銷沈と外人親睦とを表情したのである、公が始めて洋製の馬車に乗つたことは、其の日載に「四月二十二日朝、腹を痛み氣力甚不調、十字頃より英コンシユルラウダを訪ふ、乙丑夏秋の間屢到三馬關、其已來疎濶四年にして不圖當地に會するを得たり、彼當時此地のコンシユルたり、歸途外國人の商店を廻り、一字過鐵屋（○鐵屋彌五郎宅なり）に歸る、三字頃洋製の馬車に乗、芳梅（○博文の號）と湊川に至る、柳東（○燕石の號）も亦後れ來、共に々々楠公の墓を拜す、歸途柳東芳梅と共に車を同して歸る、洋製の馬車に乗る、今日則始なり、洋人亦二匹聯曳の馬車をひき來る、同行の人皆共兩の馬車に乗り市中往返す」とあり、是夜公は象二郎と共に博文の寓居に宿し、翌二十三日再び外人の商店に赴き、舶來のランセツタ Lancers (蘭蕉) 一個・藤スツール (椅子 Stuhl) 一脚・コップ (Kop) 水呑二個を買つたことを日載に記してゐる、是夜また博文の寓居に

て、西洋料理の饗應を受けて同宿した、二十四日象二郎と共に大阪に歸り、公は翌日行在所に出で、副總裁三條實美に見えて外人の實狀を報じ、其の交際の資となしたのである。

### ○ 天顏の奉拜と内外の大勢變上

明治元年四月、公は朝命を奉じて大阪に下りしこのかた、其の建言した制度の改革に關し、輔相三條實美・岩倉具視を始め、議定鍋島直正・松平慶永・參與後藤象二郎・由利公正（後ち子爵）・副島種臣（後ち伯爵）・福岡孝弟と商議し、四月十六日遂に之に決した、そこで今後は車駕の御自由に四方へ行幸あらせ給ふことに廟議が定まつた、なほ屢々大阪へ行幸あらせられ、其の行在所並に太政官代なども決し、還幸後は二條城へ御移轉遊ばされ給ふことをも御治定なつた、公の四月十六日の日載にも「大に前日の議を論じ、終に制度一變の議を決す、隨て四方已後自由に行幸、浪華へ屢行幸、浪華御住居所並官代還幸後二條城御移りの大略等、平生熟考する所、至于此漸其目的を得たり、岩條二卿へは曾て内密建言せし件もあり、其數件は日刻して行れん事を思ふ、竊に感喜に不堪也」とあつて、公が常に熟圖深考し奉つたことが納れられ、なほ國家將來の畫策に關し、内密に三條岩倉兩卿に建言したるものが數件あつて、其の事の漸く行はるべきを期待して感喜せ



しことが知らるのである。

翌十七日俄に行在所へ参朝すべき内命が公に下つた、公は驚いて急に参内した、圖らずも公と後藤象二郎とを咫尺に召させ給ひ、天下の形情及び海外諸國の大勢を御諮詢あらせられた、公は恐懼して、癸丑(嘉永六年)甲寅(安政元年)戊午(安政五年)己未(安政六年)辛酉(文久元年)壬戌(文久二年)癸亥(文久三年)甲子(元治元年)丙寅(慶應二年)年から明治元年四月に至るまでの概情と天下の大勢とを奏上し奉つた、畢はつて茶菓を賜はつた、公は士族にして天顔を咫尺に拜し奉つたことは、實に數百年來、未だ會つて聞かざる所である、其の皇恩の優渥なるに感泣し、涕淚滂沱して衣襟を沾濕しながら、未だ中興の宏業の伸張せずして、聖旨に副ひ奉らざることを浩歎したのである、其の事は公の日記四月十七日の條に「九字俄に急々東本願寺へ参仕の御沙汰あり、依て速に参仕す、不<sub>レ</sub>圖も後藤象二と予とを玉坐咫尺へ被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召天下の形勢海外萬國の大勢を天子御尋あらせられ、癸丑甲寅就中戊午己未辛酉壬戌癸亥甲子丙寅よりして、今日までの大勢を言上仕、宇内の大勢等申上候、終て茶菓を賜ふ、布衣にして天顔を咫尺に奉拜せし事、數百年未會聞なり、感涙滿<sub>レ</sub>襟只管今日中興の御大業實行の不<sub>レ</sub>伸を浩歎す<sub>レ</sub>とあるのである。

○ 江藤新平の推薦

江藤新平の  
亡命と其の  
庇護

佐賀藩士の中で、文久二年に勤王論を唱へて亡命したのは實に江藤新平である、其の新平の京都に奔るに及び、公の信頼すべきを察し、一身の庇護を之に乞ふた、公は其の志を喜び、之を救助して暫く京都山口繁次郎の宅に潜伏せしめた、かくて時變の爲に、公と新平とは互に東西に遠隔し、杳として相見ざること四年に及び、慶應三年の春一たび其の起居を報じたのである。

推薦と軍監  
任命

王政復古して公の廟堂に立つに及び、新平はまた土州の小笠原唯七と共に、其の寓居を訪ふて志を陳べた、公は新平に舊識あるのみならず、其の人となりを察し、唯七と同じく徴士に命ぜられて東征大總督府に屬し、軍監に任んぜられんことを輔相岩倉具視に進言し、二人共に採用せられた、是は明治元年閏四月三日である、公の日記に「土藩小笠原唯八(〇七の誤)出、去月十六日七日八日關東官軍苦戦の情を告ぐ、尙諸手の官軍不和の説あり、依て小笠原唯八肥前江東新平(壬戌の年爲<sub>二</sub>勤王<sub>一</sub>、一旦亡命、余救て京都に潜伏せしむ)徴士被<sub>レ</sub>命、大總督府に屬し、軍監に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>の義、岩卿へ言上し相決す」とある、また百官履歴にも「閏四月五日徴士被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事、同年五月十日軍監を以江戸府判事兼帶被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事」とある。



かくて朝廷江戸を東京となし給ひ、車駕茲に行幸あらせられんとした、公は朝命を奉じて江戸に赴き其の要件を東征大總督官及び輔相三條實美等に謀議した、其の江戸滯在中に、一日約をなして新平を訪ふた、會々參與大久保利通・軍務官判事大村益次郎も來つて互に時事を談議した、是は六月二十七日の夕方であつて、公の日記に「今夕約あり、江藤新平を訪ふ、大久保大村等も亦到、江藤は肥前藩舊來勤王之士也、壬戌之歲、起志脱藩、窃に余を尋ねて京師に來る、依て余山口繁次郎の宅に潜居せしむ、爾後丁卯之春、一左右あり、而して又今春再會す、當時知己の一人物也、談笑盡醉七字辭歸」とありて、新平は公の推薦に依つて徵士軍監を拜命し、江戸府判事を兼ねて江戸府に出勤した、是より累進して明治五年司法卿に任じ、翌六年參議となつたのである。

### ○ 人材拔擢論と井上馨伊藤博文の推薦

公は廟堂に立つに及び、常に人材の拔擢を主張した、曾つて參與後藤象二郎も之を論んぜしが、公は其の意見に反對であつた、一日象二郎來つて公を訪ひ、また此の論に及び、其の容易なるを説いた、是は明治元年閏四月四日であつた、是日公は其の主張せる論旨を明白にせんとし、抱懷

せる所を開陳した、要は、人材を獲ること甚だ困難である、また一たび人を擧げて俄に之を退くるは大に施政に害がある、そこで人材を拔擢することは、慎重に考慮せねばならぬ、已に拔擢したる後は、之を信用して事務を全任せしめざれば、其の益がない、誠意を以て有爲の人材を選抜することは、公道で衆人の認容する所である、だから人材あるを精知して之を拔擢することは、固より善良であるが、若し其の簡擇を註誤せば、國家に大害を貽すの虞憂がある、是れ實に人材の選擇拔擢の重要な所以で、其の容易ならざる趣旨を象二郎に反覆極論したのである、即ち公の日記閏四月四日の條に「後藤象二郎と約あり、十二字過來訪、彼大に拔擢の論を起す、余曾て彼の議論に逆ふ、依て極す、余常云、得<sub>レ</sub>人難し、一旦擧<sub>レ</sub>人又俄に退<sub>レ</sub>之、於<sub>二</sub>政事<sub>一</sub>甚害あり、故に容易に人を拔擢するを恐る、拔擢するときは必全任せすんば其益なし、其人有て拔擢するは元より公論なり、故に能く其人を知て拔擢するは可なり、不然ときは却て國家の大害を殘す、其人を得るの尤專要を論す」とあつて、公は幾多の人々を推薦もし、また拔擢もしたが、みな此の論旨を根基として慎重に考察し、才能あるものを擧げて適所に置いたのである。

其の後も公は維新の更始に際し、將來本邦の治安と國民の福祉とを冀望せば、公明正平の施設と人材拔擢の必要とを痛論し、井上馨・伊藤博文等の登庸を建言した、また當時長藩人の中には、



其の論旨が概ね朝廷に勳功あることにのみ注意し、將來に不測の大難あらんことの深憂を妄却するの感んがあつた、そこで公は、固より長藩の爲にのみせず、専ら皇國の爲に、公平を以て諸事を處理せるのであるが、其の紛糾せる議論は、忽ち公の一身に膺集し、甚だしきは國家を註誤せんとするの杞憂あつて、之を浩歎するのである、公の日記に「今日一新に際し、務て爲前途に、皇國の平安幸福を希望し、實に公平の政を起し、才能登庸等の事は屢陳言し、井上聞多伊藤俊輔等も登庸ありて可然事も建言せり、然るに藩論は大概長州の今日朝廷に功ある事而已に注意し、前途未可<sub>レ</sub>知之大難は抛却するものゝ如し、藩の爲にせず、公平を以て事を處する時は、紛紜の議論皆余一身に集り、甚しきは、終に國家の大事を欲<sub>レ</sub>誤、嗚呼」とあつて、馨・博文の後年に榮達せる其の初歩は、また公の推薦が大に與つて力あつたのである。

## ○ 始めて牛肉を食ふ

往昔佛敎の我が國に渡來せしこのかた、牛肉などを食ふものは殆んどなかつた、そこで飼牛が死すれば、皮を取つて其の肉を捨つるものもあつた、地方に依つて、牛捨場の名の傳へられた所もある、徳川幕府の末に及び、外人の我が沿岸に出沒することが頻繁となつてから、牛肉は彼

牛肉洋酒の  
飲食稀有牛肉を食ふ  
の始

の好嗜物として傳へられた、是から本邦人にも彼に習ひ、牛肉と共に洋酒を飲食するものがあつた、が、實に稀有である、しかし安政年間以後、攘夷論の漸く盛となるに及びて、外人を嫌ふあまり、其の洋酒牛肉を談んすることさへ忌むものもあつた、ところが、公は萬延元年に長藩の有備館の舎長であつた頃に、老臣浦鞆負の家來である赤根忠左衛門の贈つた牛肉を、伊藤博文と共に竊に食らつた、其の調理が拙劣な爲に、臭氣があつて甚だ不味であつた、之が公の始めて牛肉を食らつたのである、が、あまり氣持がわるかつたので、公は日本料理の牛肉を再び口にしなかつた、されど外人には慶應元年から屢々接し、明治元年閏四月頃までに既に數十回の饗應を受けたが、牛肉の料理に嗅氣なくて、其の味が頗る佳美であつた、是月十日公は長崎に出張せんとし、其の途次神戸に赴き、翌十一日博文の寓居を訪ふた、博文乃ち公に牛肉を饋め、洋酒を侷めた、其の牛肉は新鮮であつて、萬延年間に食らつた處のもの、大に齟齬してゐて雲泥の差である、即ち公の日記閏四月十一日の條に「四字過芳梅の寓に至る、食牛肉一傾洋酒、八九年前、江邸有備官にて、芳梅と同じく赤根忠助より贈る處の牛肉を食ふ、其味甚不可、依て日本丁理する處の牛肉、至今日迄不<sub>レ</sub>食、新鮮の肉は曾て食する所と甚異なり、洋人の受<sub>レ</sub>饗、已に數十度、雖<sub>レ</sub>食其製異なる故不<sub>レ</sub>覺其嗅氣」とあつて、日本人の調理した牛肉を再び食はなかつたが、博文

洋酒牛肉の  
飲食



の勧めでまた口にしたのである。

○ 山田星山の墓に詣つ

星山は長藩士山田宇右衛門の號である、名を頼毅といひ、別に治心氣齋と號した、天性剛毅でまた質樸であつた、夙に長藩の政務に參畫し、國事を處理するに、公正着實であつた、慶應元年公が但馬から馬關に歸へるを聞き、藩公の命で直に之を山口に召した、公は長藩が國歩艱難に際し、最急務を民治軍制の改革となして其の意見を開陳した、宇右衛門大に之を喜び、要路と共に公の意見を採用するに決し、其の畫策に基づきて着々改革の歩を進めた、そこで長藩の武備益々充實し、翌二年四境に強迫せる幕兵を容易に掃蕩し、また薩摩藩と連合して王政復古を畫策し、村田藏六(○大村益次郎)を拔擢して軍政を改革せしむるなど、公の意見に對して宇右衛門は悉く之に贊襄した、然るに宇右衛門は不幸にして、王政復古の發令も、藩公父子の官位復舊の朝命も未だ知らざるうちに、同三年の十一月に病んで歿したのである。

展墓と懷舊の景情

明治元年閏四月公は朝命を奉じ、耶蘇教徒處分の爲に長崎に赴かんとした、其の途次に、山口に歸へつた、會々宇右衛門の國家に盡瘁せし往時を追懷すると共に、公が京都に奔走して屢々天

顔を拜せる洪恩を聯想し、浩歎痛惜に堪へないのである、そこで是月十九日、先づ宇右衛門の家を訪ふて遺族を慰し、二十一日其の墓に展した、其の墓參して懷舊せる景情は、公の日記に次の如く見えてゐる、即ち「寺戸(○鏑師寺戸一郎)屋上の山に、星山翁の墓あり、先之に謁、翁多年國事に勞苦し、其國家に益する不<sub>レ</sub>少、君冤未晴に當り、不幸にして黃泉の客となる、翁の公正着實、未<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>其人、余等今日帝都に奔走し、屢<sub>ニ</sub>于拜<sub>ニ</sub>天顏、昔日與<sub>レ</sub>翁共に艱難の間に、極議論談、天下四方之敵を一掃せんと期し、また余の與<sub>ニ</sub>薩州<sub>一</sub>と合し謀<sub>ニ</sub>回復<sub>一</sub>、舉<sub>ニ</sub>村田藏六<sub>一</sub>用<sub>ニ</sub>軍政<sub>一</sub>、大に二州の兵勢を改革せんと欲し、乙丑之機會不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>失と、大に周旋盡力す、當<sub>ニ</sub>此際<sub>一</sub>、任して助<sub>レ</sub>余ものは獨此翁也、余爲に不<sub>レ</sub>覺淚潸然不<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>去ものあり、今日却て國論紛々未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>ニ</sub>以何事<sub>一</sub>、翁をして今日にあらしめは、余何ぞ如<sub>レ</sub>此の苦心煩念せん哉、實に今日の事、已往は御先靈勤王の御大旨趣、往年斃<sub>レ</sub>難るる處の志士烈士之鴻志に對し、將來は千百載の蒼生に涉り、大關係する所あり、余の苦心煩念、亦不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止所以なり」とある、之に據つて、公が廟堂に立ちしこのかた、長藩の紛論あるを苦心煩慮し、若し宇右衛門の生存せば此の懊惱のなからんことを追想し、大に悲歎惜恨せることが知らるのである。

因に、公は宇右衛門の生前に於ける其の交誼を、常に追懷して忘るゝことなかつた、そこで宇

故人の友誼に報ゆ



右衛門の嗣子熊太郎(即ち欽一郎、後ち欽一)を教育して、父の志を繼がしめんとした、それは公が明治三年に歸國し、翌四年に東上せんとするときであつた、公の日載五月六日の條に「山田熊太郎來る、父宇右衛門爲三國家二功勞不<sub>レ</sub>少、故に余熊太郎を東京へ誘行し、學業を助けんと欲す」とある、また元治元年の國難に殉死した大和國之助は、公と竹馬の友であつた、國之助は、初め山縣武之進と稱し九右衛門の弟である、大和七兵衛の養子となつて改名した、嘉永四年に公が東遊を志したとき、竊に國之助に諮つて相共に脱走せんとした、會々親戚友人に知られて果さなかつた、爾來互に親密に交はつて、俱に國事に奔走したが、元治元年に野山獄で斬に處せられた、公は之を追惜してゐたが、嗣子七之允(後ち晴)を熊太郎と共に東京に携へ行き、て勉學せしめんとし、之を藩政府に請ふて其の允許を得た、公の日載五月七日の條に「此度山田宇右衛門伴大和國之助伴等の處、御詮議相成、於<sub>レ</sub>余も大に安堵せり」とある、ついで十三日公は欽一郎の母に面晤して東京に携ふことを告げた、越えて十六日欽一郎・七之允及び谷梅太郎(高杉晋作の嗣子)等を従へ、山口を發して東京に歸つた、是れみな公が故人の交誼を重んじて之に報いんとする温情に出でたのである。

○ 兒戲多き廟議 車駕御東幸密議の始

兒戲の議論多し

明治元年五月仙臺藩主伊達慶邦・米澤藩主上杉齊憲は、奥羽越凡そ三十藩を聯合して官軍に抗戦するの盟約をなした、此の報が京都に至つたので、二十八日朝廷には、慶邦・齊憲の京邸を没して其の臣隸の入洛を禁んじ給ひ、更に奥羽越の諸藩に諭告して順逆を誤ることなからしめられた、會々公は長崎耶蘇教徒の處分を終了して六月三日に歸京し、翌日參朝して之を復命した、時恰も參與大久保利通が鹿兒島藩主島津忠義に隨ふて關東に赴くに決し、將に五日を以て發せんとした、ところが、大總督參謀西郷隆盛が大總督府の命を含みて上京し、關東の實情を言上したので、忠義の出發が延期となつた、是は一旦薩摩に歸つて、更に國內の大兵を引率して關東に派遣せんとするの意見であつた、八日朝廷には忠義に歸國の暇を賜はつたので、隆盛もまた之に隨從して發することにした、翌日公は之を聞いたが、隆盛の議論に服しがたいことが多いのである、十日更に廟議があつた、公も例刻に參朝し、奥羽諸藩の順逆に關して審議を盡し、反正の誠意なくば、其の處分を明白にし、大に官軍を派遣して、賊勢威壓の大策を確立せんことを開陳した、なほ公は東北賊徒の平定後に、大に百年の將來に着眼して畫策しないで、現勢を以て荏苒推移せば、國



家根軸の容易に確立しがたいことをも縷述した、是は公が日夜念頭にある諸侯の版籍奉還と廢藩置縣との計謀を平定後に斷行せんとする大策である、然るに當日議定・參與の計謀は、根基の議ではなくて枝葉論のみであつた、そこで公は其の廟議に兒戲の論が多いのを痛愛し、參與副島種臣等に將來の畫策を論じた、種臣等が贊同したので、公も稍々其の意を得て例刻に退出した、即ち公の日載六月十日の條に「朝例刻參仕、奥州の諸藩、順逆得と御詮議有<sub>レ</sub>之、判然御所致有<sub>レ</sub>之、大に官軍を起し、賊勢を壓するの大策立たん事を願ふ、又平定の後、百年の大着眼無<sub>レ</sub>之ては、終に今日の勢を以、大根本を不能<sub>レ</sub>立、當日の議論兒戲多し、依て副島等に大に後來の策を論ず、彼亦同意似<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>我意、例刻退出」とあつて、公は日夜皇謨を翼賛し奉つて邦家の將來を深慮し、國策の樹立に關し、其の論が卓抜してゐたので、他議が兒戲の如く幼稚に察せられたのである。

翌十一日の朝、公は輔相岩倉具視の招きに應じて參殿し、始めて車駕御東幸の密議を凝らした、畢はつて公は長藩主(毛利敬親)の旅館に赴き、東北の近情を陳述して長兵増遣の事を決し、之を藩政府に報じた、事は公の日載六月十一日の條に「朝岩卿の應<sub>レ</sub>招參殿、東幸の密事を熟議す、午前六條御本陣に至り、近情を言上し、出兵の事決す、御國への御用狀を認む」とあるのである、此の車駕の御東幸に關し、具視は慎重の態度で、公にのみ密に凝議した、そこで大久保利通の日

車駕東幸の密議

記十一日の條に「君公御乗船、卯刻本願寺迄罷出候、卯半刻御立被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候」とあつて、島津忠義の歸國を送つたことを記し、車駕御東幸のことがない、また是日公が長藩政府に發した用狀は、參與廣澤眞臣と連名であつた、其の中の要は東北諸侯が同盟して官軍に抗戦せるも、三四ヶ月内に平定すべき廟議あること、東國は薩藩兵、北國は長藩兵が各々主となつて進撃するの形態となり、兩藩共になほ出兵を要せること、薩藩は更に國內の大兵を出ださんとし、島津忠義已に歸途につきしこと、天皇御輕装で江戸城に御行幸の御内議あること、長藩遊撃隊が其の御警衛に任んずべく決したること等であつた、全文が長いので、其の前半の一部を抄録すれば「然は東北之戰爭連日盛、仙臺南部米澤二本松其外小藩致合從、屢官軍に抗し、死傷等も不<sub>レ</sub>少、三四月を不出御平定に至り不<sub>レ</sub>申而は、天下大瓦解にも可<sub>レ</sub>至、不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>御場合に付、此度大議を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>起、迅急御掃撃に御一決、付而は諸藩にも御指揮被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候得ども、長薩之儀は、今一層此節に當り、御盡力無<sub>レ</sub>之而は、諸藩之氣鋒にも關係いたし候儀に付、尙又出兵之儀被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候、然る處、自然東國は薩兵主となり、北國は長兵主となり候様之姿に相成、此度も薩公急速御暇を至せり、來月上旬迄には、國內之大兵を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>率、直に御東向之御沙汰被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>已に御歸國被<sub>レ</sub>成候、依而京都居、今之兵士八百は、分而東北え三四日前出張と相成申候、右に付、此御方よりも、北國えも一



大隊、東國之第一大隊二中隊吉敷隊一中隊岩國一中隊被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候、京都に先遊撃を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>置候御都合に御決定御受け相成申候、然し此後之時機に而、至尊御輕裝に而、俄に東武城へ行幸被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊、東國一同之御所致も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、御内儀も有<sub>レ</sub>之候儀に付、其節遊撃軍は、御守衛申上候御手筈に御座候、付而は順を以、御沙汰相成候得ば、三番大隊其外北國を可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>之處、已に干城隊被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候、付而會而御一定に相成候御規則も一變いたし、烏合之如きもの重々被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候而も、氣鋒如何と御懸念之邊も、聊被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候付、振武隊を直様石州より北國へ急速被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候儀可<sub>レ</sub>然、尤順を以、相論候ときは、三番大隊其外合して一大隊之處、出張之都合と相成居申候間、遊撃軍御守衛に而、東下いたし候得ば、其跡を被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候御沙汰相成候儀、可<sub>レ</sub>然との御事に而、今日被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候に付、早々御沙汰相成、出張之御運御差圖可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候」とあつて、畏くも天皇は御輕裝で江戸へ行幸し給ふ内議のあつたことをも報じてゐる、翌十二日公は御東幸に關し、急に江戸行の内命を蒙つた、日載十二日の條に「東幸の第一條に付、急速東行の御内命を蒙る、尤大任恐懼に不堪也、三字歸寓」とあつて、大任の朝命に恐懼したことが知らる、是時參與の大木喬任にも、同じく江戸行の朝命があつた、喬任は夙に奠都のことを建言してゐるから、公と共に差遣せられたのである、十三日具視は自ら公の寓居に來つて、御東幸に關して談議してゐるが、參與福岡孝弟は書を送つて二人の東行につき、意見の異議なきを告げてゐる、其の公に送つた書中に「昨日拜承之關東行幸之御儀、先生並大木御苦勞被<sub>レ</sub>成候筋に付、格段に存慮異議も無<sub>レ</sub>之候」とある、是から公等の江戸に赴くに及び、車駕御行幸のことが、漸く一般に傳へらるゝに至つたのである。

○ 知己二人と江月齋遺集の序文

知己の二人

公が尊王の大業に奔走盡瘁せるに方り、知己の親友は實に久坂義助と高杉晋作とであつた、義助は元治元年京都の變に二十五歳で戦死し、晋作は慶應三年に二十九歳で病歿し、公より六歳と七歳との年少であつた、公が王政復古の後に、明治政府に立ち、皇謨を翼賛し奉つて匪躬の節を竭盡したが、二知己の如く胸臆を諒解して忠告授助し呉れるものがなかつた、明治元年公が朝命で長崎出張の途次に、山口に寄つた、會々慶應元年このかた、共に山口藩政府の要路に列して國事に執掌した山田宇右衛門の墓に展した(別項、山田星山の墓に詣づ参照)忽ち往年難に殉じた烈士や、國事に盡瘁して病歿した有志を追懷し、其の苦心煩念を禁んじえなかつた、家に歸つて夜に入り、徐に古篋を探つて、義助・晋作の書を得て僅に其の憂念を鎮靜した、公の日載閣四



月二十日の條に「暮に至りて家に歸る、夜古箱を探りて久坂高杉等の書を得る、今日の事、又不偶然也」とあつて、明治維新の偶然ならざることを思惟したのである、かくて山口藩の政府員には、公が朝廷に仕へて奔走し、防長二州の事を顧念せざるの説をなすものがある、また歸國を約して朝廷に留まる違背の説をなすものもある、公は速に東北の擾亂を鎮定して廟堂の基礎を鞏固にし、以て死歿せる志士の靈魂を地下に瞑目せしめんことを期し、苦心焦慮するも其の赤誠が諒解しえられない、そして日々東北苦戦の報が傳へられ、長藩の事に關しては、意の如くならないことが十に八九である、そこで自ら戦地に赴き、奮勵して其の罪を償はんとし、屢々懇願するも朝許がない、却つて車駕の東幸につき、關東に馳すべき重大の内命さへ蒙つて、進退の措置に困惑してゐるのである。

然るに種々の疑説があるので、公は平然としてゐられない、公は固より平生人情に過ぐる弊があるので、常に自ら之を誠慎してゐるが、事に臨みて抑止しえないことがある、曾つて公は、人情の爲に一步を誤らんことを憂慮し、知己二人の生前に其の忠告を請ふた、其の一人は儼然と襟を正しくし、忠孝みな人情に出づ、世人の無情多きを歎んずといつた、其の一人は公が人を救ふを見るも、未だ一人も陥れんとするを見ない、人を陥るの害は大であつて、人を救ふの害

人情に過ぐ  
と知己の忠  
言

は小である、そこで公が人を擧ぐるに、其の選を誤らないといつた、是れ實に知己の忠言であるが、公はなほ自ら獨を慎んでゐた、が、人情を捨てて道理で事を斷ずるの有無は、甚だ苦節である、或は世人の情なき時節には、我もまた人情を捨つべき説もあるが、公の仁愛深き天稟では、之は不可能のことである、そこで公は人情のことを痛歎し、眠らんとして夢が結ばれない、月色を眺めんとして雲が之を蔽ふ、二人の知己のことを懐ふとも、既に歿してはゐないので、悲哀に堪へなかつた、事は公の日載六月十八日の條に「春來鴻城、(○山口)余等朝廷に奔走して不願國之説あり、或は違約の説あり、余等平生所期只今日、而して尙死歿之士之靈魂をして瞑目に至らしめんとす」とあり、また「余之微誠、同國之人に不達、而して何今日朝廷之上に可達乎、余總て是等之諸説を聞得し、尙東北苦戦之報を日々傳承し、同國之事と雖も、不得意事十に八九、概如前、依て頃日先鋒に至り、聊欲償其罪、數度雖懇願、不許容、却て東武之大事件に馳せんことの内命あり、進退困迫、不知其所、而して疑説數百、余亦人也、不能心平、余平生情に過る自ら警戒す、知己兩人あり、已に歿す、一日余情を以、誤らんことを恐、求臧言、一人正形て言、忠孝皆情也、世人の無情を歎ずと、一人云、余の人を救ふを見、未見陥一人、陥之害大、救之害小、余の擧る人、多は不違と、余に知己の言ありと雖も、猶自慎、雖然必竟、捨



情て斷<sub>レ</sub>義、生外或有或無、萬古之苦節也、無情之時節、尙捨<sub>レ</sub>情之說あり、余未<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>如何、此夜痛歎夢不<sub>レ</sub>就、月色有<sub>レ</sub>時又帶<sub>レ</sub>雲、二知己既に々々歿、故不<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>名哀哉、とあつて、公の人情深き性質が察知せらるゝのである。

江月齋遺集の序文

かくて明治九年二月熊谷縣權令楫取素彦(後ち男爵)は、公を訪ひて義助の遺稿序文を請ふた、ついで素彦は其の遺稿に江月齋遺集と名づけ(江月齋は義助の號)、傳文を芳野金陵に囑し、題言を太政大臣三條實美に請はんとし、三月十三日公に書を送つて、序文の草稿を促がした、其の書中に「過日出京中相願置候、久坂義助遺稿序文儀、何分宜御構案可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、傳文は芳野金陵に相托し、多分不日出來可<sub>レ</sub>仕、遺稿序文御調被<sub>レ</sub>下候上は、三條殿に御題言を奉<sub>レ</sub>願積りに有<sub>レ</sub>之、眞の御短文に而宜敷候間、同人の爲めに、生前の御交際を御編述相成候得ば、地下之靈も如何計りか大慶可<sub>レ</sub>仕候」とあり、また「豫而願上候御揮毫も、兩三葉御遞致可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、屬官之内、曾て坊間にて購求仕取歸候處、全く贋書に而、私其非を辯駁候」とあつて、當時既に公の僞筆を坊間で賣買せることが知られ、今日眞跡の稀少なるも想察しえのらるである、(余最近兩三年に人の請ひで公の書幅數十軸を見たが、眞跡と認めたのは僅に二三幅である)、かくて公は義助の往事を追憶し、五月二十六日に素彦に序文を送つた、公の日記五月二十六日の條に「久坂實甫(○實甫は

字)遺稿の序文を認め楫取素彦へ送れり」とあつて、其の文は義助の性行を確實に顯はし、而も謹嚴であつて次の如くである。

知<sub>ニ</sub>時務<sub>ニ</sub>俊傑<sub>ニ</sub>之責也、持<sub>ニ</sub>大節<sub>ニ</sub>剛者<sub>ニ</sub>之事也、而世蓋其人希有矣、亡友久坂實甫、少小好<sub>レ</sub>學、剛毅卓立、俯仰不<sub>レ</sub>隨<sub>ニ</sub>于俗<sub>ニ</sub>、概然有<sub>レ</sub>志<sub>ニ</sub>天下<sub>ニ</sub>之務、屢來<sub>ニ</sub>往於常武京攝之間、所<sub>ニ</sub>與交<sub>ニ</sub>皆當世之魁傑、討<sub>ニ</sub>論時事<sub>ニ</sub>、獻替無<sub>レ</sub>憚、初我長之藩府、以<sub>ニ</sub>氣節<sub>ニ</sub>相尙者、吉田義卿之徒、爲<sub>ニ</sub>最盛<sub>ニ</sub>而其功實任<sub>レ</sub>事者、莫<sub>ニ</sub>能實甫若<sub>ニ</sub>焉、以<sub>レ</sub>故義卿既歿後、聞<sub>ニ</sub>實甫<sub>ニ</sub>之風<sub>ニ</sub>而興者、不<sub>ニ</sub>亦少<sub>ニ</sub>、非<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>時務<sub>ニ</sub>者、安能如<sub>レ</sub>此、甲子京師之變、實甫方<sub>レ</sub>謁<sub>ニ</sub>某公<sub>ニ</sub>、請<sub>ニ</sub>事會敵大至<sub>ニ</sub>、實甫不<sub>ニ</sub>毫動<sub>ニ</sub>、聲氣諄々、說<sub>ニ</sub>大義<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>息、不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>用而始去、乃與<sub>レ</sub>衆衝<sub>レ</sub>敵決戰、身負<sub>ニ</sub>重傷<sub>ニ</sub>而退、遂自殺、將<sub>レ</sub>死願<sub>レ</sub>衆曰、吾止矣、諸君其勉焉、絶無<sub>ニ</sub>窮迫<sub>ニ</sub>之態、非<sub>レ</sub>持<sub>ニ</sub>大節<sub>ニ</sub>者、安能如<sub>レ</sub>此、世之文學之徒、亦多矣、而徒訓詁之務、不<sub>レ</sub>嘗問<sub>ニ</sub>世事<sub>ニ</sub>之爲<sub>ニ</sub>何物<sub>ニ</sub>、汲<sub>ニ</sub>乎聲利<sub>ニ</sub>、而老<sub>ニ</sub>于圖書之間<sub>ニ</sub>者、大率是也、義勇之士亦不<sub>レ</sub>乏、而或暴馮之快、拘<sub>ニ</sub>乎血氣<sub>ニ</sub>、而立<sub>ニ</sub>于巖壙之下<sub>ニ</sub>者、大率是也、若<sub>ニ</sub>實甫<sub>ニ</sub>者、與<sub>ニ</sub>此輩<sub>ニ</sub>相去遠矣、謂<sub>ニ</sub>之俊傑<sub>ニ</sub>、謂<sub>ニ</sub>之剛者<sub>ニ</sub>、抑非邪、實甫死時年二十有五矣、惜乎、使<sub>ニ</sub>之猶在<sub>ニ</sub>世益盡<sub>ニ</sub>其所<sub>ニ</sub>志<sub>ニ</sub>、則其所<sub>ニ</sub>成就<sub>ニ</sub>、必不<sub>レ</sub>止<sub>ニ</sub>乎此<sub>ニ</sub>、余之投<sub>レ</sub>變<sub>ニ</sub>同<sub>ニ</sub>實甫<sub>ニ</sub>、而死生反殊<sub>レ</sub>道、得<sub>ニ</sub>瓦全<sub>ニ</sub>及<sub>ニ</sub>今日<sub>ニ</sub>、而今日之與<sub>ニ</sub>昔日<sub>ニ</sub>、時世之泰否、遭遇之辛甘、豈唯天淵耶、抑經世之事、有<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>之先<sub>ニ</sub>者、有<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>之後<sub>ニ</sub>者、苟先後



而、五全其功、豈謂先者獨勞其始、而後者則逸於其終哉、然天日之再中者、十二年于茲、天下之事、雖非余輩庸劣之所能爲、而苟既在其職者、尸素之責、固所不免、又安在爲之、後一耶、若使實甫而有地下、知其將謂之何、頃者輯取君素彦、將刻其遺稿、屬余序之、余受而閱之、正氣滿紙、光焰凜然、恍覺其人猶在矣、對卷忸怩久之、其の後、金陵の傳文も脱稿し、實美は「貞桂冬秀」の四字を題したので、江月齋遺集の乾坤二冊を上梓したのである。

### ○ 江戸城に宿泊の始

車駕の御東幸と江戸を東京と定めさせ給ふことに關し、公が參與大木喬任と共に勅命を奉じて京都から品川に着港したのは、實に明治元年六月二十五日であつた、是日公に直に江戸城西丸に置かれた東征大總督の本營に出で、東着のよしを輔相三條實美に届けた、公は文久三年二月に江戸を去つてこのかた、始めて此の地に來つたのである。

是より五日間の商議で、重要な諸事が悉く決定した、そこで公は迅急に歸京して之を復命せんとし、二十九日の午後二時に江戸城を發した其の出發の際に、公は忽ち三年前即ち慶應二年のこ

維新後江戸  
到着の始

江戸城中の  
宿泊と追懐

とを追懐した、當時幕府は長州征伐の大軍を發し、江戸人の旗本土も之に加はり、封内に侵入して宿泊せんとした、然るに幕軍連敗し、引いて將軍徳川慶喜は遂に政權を奉還した、ついで鳥羽・伏見の敗戦に肝腦地に塗れ、明治元年四月四日、官軍進んで江戸城を沒收した、やがて東征總督熾仁親王は、其の本營を江戸城西丸に移された、そして今や長州人の公が、朝命を奉じ來つて江戸城に宿泊するに至つた、公は忽ち過去を追懐して將來を考慮し、天下の諸事の戒慎すべきことを痛感したのである、公の日記六月二十九日の條にも「二字江戸城を出立す、余等此度江戸城に來て相泊す、三年前の事を想像するに、江戸人已に我國内に泊せんとす、然るに今日却て江戸城中に泊す、天下の事、不可有「不愼」とあつて、公は江戸城中に宿泊すると共に、時勢の推移と事件の成敗とに鑑みて、深く考慮せしことが知らるのである。(次項參照)

### ○ 東京 奠都

公は明治元年六月十九日に參與大木喬任と共に勅命を拜し、其の二十五日に江戸に赴いた、(前項參照)やがて二人は東征大總督有栖川宮熾仁親王に謁し、更に輔相三條實美・參與大久保利通・軍務官判事大村益次郎等と車駕の御東幸や東京奠都のことなどを慎重に凝議した、要事の決定する

江戸を東京  
と御治定



に及び、二人直に江戸を發して七月七日歸京した、翌八日二人は參朝して、輔相岩倉具視に奉命の大事の決定したる狀況を詳細に言上した、具視から奏上したる事件は、畏くも明治天皇之を聞召され、深く叡慮を運らし給ふて、御裁決遊ばされ、十三日江戸を東京となす御沙汰を下し給ふた、事は具視から參與副島種臣に送つた書中にも「扱木戸大木兩三日前歸京、關東之形勢情實奏上、於三聖上は、尤能御聞込に相成、深く叡慮を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>廻、彼是御裁決既に今日東京之御沙汰相下候」とあるにて知らる、そこで具視は、江戸を東京と奠めさせ給ふ御下問に關し、聖旨を奉じて公及び後藤象二郎・福岡孝弟・廣澤眞臣・横井時存・岩下方平・大木喬任の諸參與に諮り、詔書の草案を認めしめた、其の草按の成るに及び、具視は親の文字重複するも、躬臨を親臨と改め、終に辰七月と詔書との六字を加へて奉答せんとした、是は七月十五日のことである、其の翌十六日は、毎月一・六日の休業日に當るので、是日次の回章に詔書及び副書の寫を添へて公及び象二郎・孝弟・眞臣・時存・方平・喬任に送り、更に之を諮つたのである、

口 述

過日御内問有<sub>レ</sub>之候勅詔書別紙案文之通御治定に而者如何哉、今日は休日餘り延日にも相成候故、右以三回文二高誦承度候、猶存意も候は、名下に御認早々廻覽可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>返下<sub>二</sub>候也

二白別帝勅詔中に躬臨を親臨と改並辰七月と右詔書と之二條書加候ては如何哉猶承度候也  
七月十五日 岩倉右兵衛督

朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す、江戸は東國第一之鎮四方輻湊の地、宜しく行宮を置き躬臨其政を視るへし因て自今江戸を稱して東京とせん、是朕の海内一家東西同視する所以なり、衆庶此意を體せよ、

辰 七 月

躬の御字は初の親裁の御文字に重ならざる爲め御草按仕候、猶御尊決奉<sub>レ</sub>仰候

右 詔 書

慶長年中幕府を江戸に開きしより、天下之貨財江戸に聚り、且諸參勤交代にて府下日々繁榮せしも、是皆幕府之制度に候處、近來世界中各國並立之時となりては、専ら全國之力を養わさるへからず、今度朝廷萬機を御親裁被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、幕府おは廢せられ候に付而は、江戸府下舊來之繁榮、億萬之人口、頗に其活計を失ひ候者も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉と、御不便に被<sub>レ</sub>思召<sub>二</sub>候、然るに斯る時態と罷成候而は、益全體之力を平均し、皇國御保護之御目途不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立候ては不<sub>二</sub>相叶<sub>一</sub>候へは、即ち天子は天下を以て家とする之御筋に而、此往は諸藩之強弱萬民之安否を訪はせられ、



屢東西御巡幸も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候、依<sub>レ</sub>之而、江戸東國第一之要地、行宮を可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>置場處に付、御詔文之旨被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、孰も篤と御趣意を奉<sub>二</sub>熟察<sub>一</sub>、徒に舊來之繁榮になれ、常奢靡之風俗に打過す儀は有<sub>レ</sub>之間敷、向後銘々相當之職業を營み、一家を育ひ候覺悟致し、全國一體諸品精巧物産盛に成行候は、自然永久之繁榮を失はざる事に付、格段之心懸可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>肝要<sub>一</sub>事、

覺悟致し全國一體削り育ひ候より總而諸品云々に作る如何、格段之心懸を削り皇國中一體之覺悟云々に作る如何、やはり皇國中一體より格段之心懸可<sub>レ</sub>然乎、

そこで公は詔書及び副書(告諭書)の草案に對し、恐懼謹敬して深甚の考慮を盡し、旅寓を出でないで訂正補修をなし、午後岩倉邸に赴いて具視に開陳し、薄暮に及びて歸つた、公の日載七月十五日の條に「於<sub>二</sub>旅寓<sub>一</sub>認、則今の要件數條、十二字後岩倉殿に至る、薄暮歸家」とあつて、具視と擬議の久しかつたことが知らる。

江戸を東京とし給ふ詔書換發

是に於て具視は公等の意見に従ふて、詔書及び副書の草案を決定した、依つて具視は之を上奏して宸斷を仰ぎ奉つたので、十七日江戸を東京となし給ふ詔書が次の如く換發したのである。

朕今萬機を親裁し億兆を綏撫す、江戸は東國第一の大鎮四方輻湊の地、宜しく親臨以て其政を視るへし、因て自今江戸を稱して東京とせん、是朕の海内一家東西同視する所以なり、衆庶此

意を體せよ

辰 七 月

なほ副書即ち告諭書は、公等の意見に依つて大に削正せられた、其の全文は次の如く發布せられたことが、太政官日誌(四十六)に見えてゐるのである。

慶長年間幕府を江戸に開きしより、府下日々繁榮に趣き候は、全く天下の勢斯に歸し、貨財隨て聚り候事に候、然るに今度幕府を被<sub>レ</sub>廢候に付ては、府下億萬の人口頓に活計に苦み候者も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉と、不便に被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候處、近來世界各國通信之時態に相成候ては、専ら全國の力を平均し、皇國御保護之御目途不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立候ては不<sub>二</sub>相叶<sub>一</sub>御事に付、屢東西御巡幸萬民疾苦も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>問度、深き叡慮を以て、御詔文之旨被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候、孰れも篤と御趣意を奉戴し、徒に奢靡の風習に慣れ、再び前日之繁榮に立戻り候を希望して、一家一身之覺悟不<sub>レ</sub>致候ては、遂に活計をも失ひ候事に付、向後銘々相當之職業を營み、諸品精巧物産盛に成行き、自然永久之繁榮を不<sub>レ</sub>失様、格段之心懸可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>肝要<sub>一</sub>事、

是日公は早朝から朝廷に參仕して機務を商議したが、此夕長藩世子毛利元徳の招きがあるので、退朝後に其の旅館に赴き銘酌して去つた、即ち公の日載に「同十七日朝參仕、今夕於<sub>二</sub>君前<sub>一</sub>賜<sub>レ</sub>



酒、退朝後御旅館へ出、盡く酔而去」とある。

按に、公は是年六月十九日朝命を奉じ、畏くも玉坐に咫尺して龍顔を拜し、江戸を東京に治定し給ふ勅語並に綸言を賜はり、且つ御懷中・御扇子・御煙管・御煙草入・銀煙草・白布等を拜受し、天恩の優渥に感泣して之を日載に次の如く記した、

同十九日例刻参仕、于レ時<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>命、玉座咫尺に出、親く蒙<sup>レ</sup>綸言<sup>レ</sup>叡語、炎熱苦勞のことに及ぶ、賜<sup>レ</sup>御懷中御扇子御喜セル煙草入銀煙管白布等、奉<sup>レ</sup>戴<sup>レ</sup>勅書<sup>レ</sup>して退出す、

勅文に云、

木戸 準 一郎

以<sup>レ</sup>江戸<sup>レ</sup>東京と被<sup>レ</sup>定<sup>レ</sup>之儀より、件々遠大の御内慮被<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>含<sup>レ</sup>候通、速に東下大總督宮三條輔相等へ<sup>レ</sup>遂<sup>レ</sup>評議<sup>レ</sup>候上、復奏可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候、尤至重之儀に付、兩士へ被<sup>レ</sup>仰<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>候間、現在臨<sup>レ</sup>其地<sup>レ</sup>治國平天下之基礎相立候様、宜<sup>レ</sup>廻<sup>レ</sup>神算<sup>レ</sup>旨御沙汰候事、六月十九日、

かくて公は大木喬任と共に江戸に出で、東征大總督宮以下三條實美に謁して勅命を傳へ、大久保利通・大村益次郎等と謀議して京都に歸り、關東の狀を復奏した、是に於て廟議決定し、江戸を以て東京となすの大詔が降下するに至つた、爾來皇威益々海外に發揮し東京は驚くべき進歩をなし、永く帝都となつて今日の殷盛をなすに至つた、往年を回顧せば、公等が朝命を奉<sup>レ</sup>して

盡瘁せることも、また實に與つて力あることと思はるのである。

○ 岩倉具視の北越出張諫止

明治元年七月七日公は江戸から歸京し、翌八日輔相岩倉具視に見えて之を復命した、其の復命は車駕の御東幸と江戸を東京に奠め給ふことに關し、東征大總督宮及び輔相三條實美等に商議決定したことを言上したのである(前項、東京奠都参照)是日廟堂で、具視の北越に出張せんとするの議があつた、具視は自ら北國に赴き、官軍苦戦の後援をなさんとしたのである。

時に公は形勢に鑑みて、廟堂の根軸を鞏固にすることを焦眉の急要となした、そこで國家の柱石たる具視は、須叟も廟堂を去るべきでない、若し具視が輕易に出張せば廟堂の動搖を招徠し、其の影響の大なることを答辯し、他には何等一言もなさないで、參與大木喬任と共に退出した、公は聊か不快の感があつた、そこで具視は之を深憂し、是夜自ら公の寓居を訪ふて互に閑談したが、北越出張の念が切急であつた、公の日載七月八日の條に「九字大木に至り、共に又輔相公へ参仕、拜謁して奉命の件々、大事決する處を逐一言上す、奉命の件終て、相公北國行の御議論あり、余今日根本之確乎たる事尤肝要にて、四方出張も根本の堅不堅によつて、成敗掌をさすが

具視北越出張の希望

廟堂の鞏固急要意見



如し、然るに柱石此際に當り、輕易に御搖動、實に爲三國家不可然之理なりと相答、別に一言を不<sub>レ</sub>出、與<sub>二</sub>大木<sub>一</sub>と共に退出し歸寓す、(中略)又高洲勝馬來る、輔相公已に余の門を超んとすと依て忽卒出迎、閑談夜半に至る、相公北國行の志念尤急なり、勝馬は當時相公に假りに從陪す、就<sub>レ</sub>寢二三字の間なり」とあつて、具視が親しく公の寓居を訪ふたのは二度目である、翌九日公は病瘳にあつて外出しえなかつた、是日の朝後藤象二郎は、具視に北越行の可ならざるを直言した、具視は公の諫言を考慮し、其の輕々しく出張しがたきを察知した、ついで象二郎來つて公を訪ひ、具視の覺悟せる状態を告げた、即ち公の日載七月九日の條に「爲<sub>レ</sub>病に不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>外出<sub>一</sub>也、大木より投書あり病の故を以答ふ、于<sub>レ</sub>時後藤象二郎來訪、今朝謁<sub>二</sub>輔相公<sub>一</sub>、北國行の不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然を直言言上し、相公稍悟するの色ありと云」とある、かくて具視は、公の深謀ある諫言を容れて、遂に北越出張の意を翻へしたのである。

具視等公の北越行に反對

因に、公は北越官軍苦戦の情報が頻繁なるに及び、之を深憂して自ら彼の地に赴き、軍需品等の後援に盡力して兵士の戦闘に隨意ならしめんとした、そこで八月二十九日上書して其の朝許を歎願した、公の日載八月二十九日の條に「余も到<sub>二</sub>北越<sub>一</sub>聊金穀の輸送等よりして、兵士の隨意に遂<sub>二</sub>戰爭<sub>一</sub>事<sub>レ</sub>を欲し、余亦上下に對し、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止の苦情より決然北越行を決斷し、歎願書を奉

る」とあつて、歎願書も現存してゐる、然るに當時、皇謨の翼賛に公に俟つものあるのみならず、車駕の東幸も近日に迫まつてゐるので、具視等が反對であつた、そこで遂に勅許あらせられず、九月八日に歎願書を却下あらせられた、公の日載九月九日の條に「余過日不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止の情實より北越行を歎願し、また屢御許容のあらんことをねがふ、終に不<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>御許容<sub>一</sub>、歎願書昨日御付紙を下示せらる」とあつて、是時公は具視と共に機務を處理し、一日も廟堂を去るをえなかつたのである。

### ○ 殉難志士祭典の始

今より六十九年の昔、元治元年の變に京都・攝津に瘞れたる志士百餘名の遺骨を、明治元年の春に東山の靈山に改葬した、會々公は朝命に依つて大阪に赴かんとし、四月十一日將に京都を發せんとした、此の朝同友來島又兵衛・久坂義助・寺島忠三郎・入江九一の難に殉じたるを追懷し、其の爲に墓銘を認めて京都を發した、公の日載四月十一日の條に「今朝來島又兵衛久坂義助寺島忠三郎入江九市右四名の墓碑を認む」とある、此の四人の墓碑は現今も靈山に建立してゐる。公は是日京都を發して伏見を過ぎり、大阪に赴いて豪商鴻池市兵衛の宅に投じた、幾ばくもな

久坂義助等の墓銘

靈山に祠宇建立と祭祀



く、五月十日新に祠宇を靈山に建て、癸丑以降殉難の士及び春來戰死のものを合祀せしめられた、かくて七月十九日に至り、公は五年前の難に殉じたる志士の忌日なるを以て、神官を招きて祭祀を營み、參詣せるものに各々墓前で神酒を頒つた、公の嗣子勝三郎の碑もまた靈山にあつた、其の志士の中に公と共に、國事の爲に關東京攝の間に奔走して東西に死歿したものが、凡そ七八人もあつた、公は獨り生存して、明治昭代に遭遇せる身を以て、其の往事を追懷して實に斷腸の思念に堪へなかつた、公の日載七月十九日の條に「四字前退朝、于時五年前、今日則天王山の一擧、斃るゝもの骨を京攝の間に埋む、而百餘名、春來是を東山靈山に改葬す、今日當其忌辰、依て招其靈魂祭祀を營む、勝三郎の碑亦列于爰、參詣諸人へ於墓門神酒を進む、追憾往時、不堪愁腸也、余等纔に殘生を保ち、幸に此盛事に遭遇し、會て盟友と東武京攝の間に奔走し、東西の役に斃るゝもの七八人なり」とあつて、之が實に維新後に於いて、殉難志士を祭つた始である。

○ 胸裡の剖破を覺ゆ

時勢熟考

公は輔相岩倉具視の北越出張を諫止したる後、(別項參照)東北出兵其の他の機務に盡瘁したが、

一日疾の爲に參朝しがたくて終日家居してゐた、是は明治元年八月九日であつた、是日公はつくづくと時勢を推考し、今や千歳に涉つて最も緊要なる機會である、之に譬ふるに其の物なきを知識した、そこで速に東北の擾亂を平定し、大に海外諸國の形情に着眼して卓偉なる皇謨を確立せざれば、其の患害の擧げて數へがたきを察し、各々の刻苦盡力すべき時宜なるを覺悟した、そして此の卓偉なる皇謨を翼賛し奉るは實に根本であつて、各藩が其の内部の富強を計謀するは、末葉であることを思惟したのである。

ところが、長州藩内には春來種々の疑惑が百出し、公は其の本末の顛倒せんことを大に憂慮した、長藩主(毛利敬親)父子が、多年苦楚辛慘を具にし、其の臣従の國難に殉んぜるもの多かつたは、眞に我が國體を永遠に維持して之を宇内に卓立せしめ、以て皇威を海外に發揚せんとするの大趣旨であつた、王政の維新に及び、國民擧つて此の大本の確立に盡瘁し、速に根基を鞏固にして、一日も早く我が皇威を益々世界に光輝すべきことを畫策せざれば、或は衰運を招徠せんとするの虞憂も豫測しがたいのである、そこで公は夜白共に、我が國躰の維持と根軸の堅固とに傾注し、時勢の變遷を熟慮して瑣事を顧念せず、率先して諸侯の版籍奉還を建言し、また五ヶ條御誓文の發布にも盡力した、然るに長州藩にあつて、公の知友である野村靖等は、深く王政維新の

長州藩内の  
疑惑に苦心す



源由を糾明しないで、公の建白等に對して種々の疑惑をなし、爲に一時不安の藩情を惹起するに至つた、公は之を知りて大に痛憂し、將に歸國して其の疑結を氷解せんとした、會々疑惑の稍々解曉したるを聞いて一旦其の歸國を中止した、されど幾ばくもなく、なほ陰に疑惑あるの説が再び傳はり來つて、外に對しては機計を誤ること多く、内は積年の宿望明徹せずして時宜を失すること少くない、已に北方の出兵に遲疑あるも、また茲に起因せるの一である、固より出征したる數萬の兵士の艱苦は、齊しく憂慘に堪へざる所である、其の困難を顧慮して將來を考察せざれば、海内の擾亂も容易に鎮定しがたく、皇威を世界に炳耀せんとする大策の、輒もすれば後馳すべき懼憂がある、殊に長州藩の紛議は、目下小事の國情に起因したのである、若し其の爲に海外に發展せんとする大機に影響することもあらば、藩主が其の臣隸と共に多年の間、刻苦奮勵したる大趣旨の何事なりしかが明白にならなくなる、公は之を思念して苦心慘怛其の胸裡の剖破するが如くに痛感するも、また之を哀訴する所なく、獨り秋天を仰いで涕泣し、其の流涙の襟領に滿つるを覺えなかつた、公は此の悽慘と共に、昔日其の志を同じくして、國歩の危急を救ひ、勤王の盛業を輔けしものが、一朝名利の爲に變易せる人情の輕薄を痛恨悲歎したのである、即ち公の日記は八月九日の條に「夜來不快故に不參、情、時勢を推考するに、今日の機會、千載に涉

り、其大切なることたとふるに物なし、迅速海内を平定し、大に宇内に眼をくばり、卓立たる御規模不<sub>レ</sub>相立<sub>レ</sub>ては、自ら失ふの理にて其患害不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>數、對<sub>レ</sub>前後<sub>レ</sub>實に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>微力<sub>レ</sub>之際也、然るに我國情におゐて、春來疑惑之説百出、本末終に不<sub>レ</sub>相立<sub>レ</sub>、則朝廷は皇國之本也、御國におゐて、兩君上積年御刻苦、臣子斃<sub>レ</sub>難もの數百稍にして、至<sub>レ</sub>于今日、是扶<sub>レ</sub>持大本、皇國をして宇内に卓立せしめ、大に我國躰を確立するの大趣主なり、然る時は當<sub>レ</sub>此際<sub>レ</sub>ては、眞此大本へ力を盡し、迅速其根元を堅固にして、一日も早く海外に手を立ざるときは、日に時に病勢を助け、身體衰弱に至り、必不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>如何<sub>レ</sub>に至る、其勢可<sub>レ</sub>見也、依て當春時勢の變遷に應し、大にこゝに扶助せんと欲し、百方盡力不<sub>レ</sub>顧<sub>レ</sub>瑣事、然る處御國內野村靖之輩、明に其元因をたださず、種々の疑惑を醸成し、一時不安の國情あり、余不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止、機を外し、一旦歸國、欲<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>此凝結、稍似<sub>レ</sub>解、而して終に又疑說陰々橫來、是よりして、外は其機を誤ること不<sub>レ</sub>少、内は又其志不<sub>レ</sub>徹、自然時宜を失し、北方出兵之事情等に至りても、係<sub>レ</sub>于茲<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>少、今日之躰勢數萬の兵士、其艱苦不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>思也、今よりして將來を推察し、天下の大着落不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>如何、不堪<sub>レ</sub>浩歎悲泣、今日之國情、只眼下の小事より故障を起し、萬里外の大機を誤ち、終に積年の大趣主、何事たるを不<sub>レ</sub>知に至る難<sub>レ</sub>圖、苦思如<sub>レ</sub>剖<sub>レ</sub>胸中、獨<sub>レ</sub>只對<sub>レ</sub>秋天、不<sub>レ</sub>覺<sub>レ</sub>淚滿<sub>レ</sub>襟、世情之輕薄、嗚呼如何、昔日微志を盡し、救<sub>レ</sub>其急



偉大の丹心  
忠誠

助<sub>二</sub>其業<sub>一</sub>者も、一時入<sub>二</sub>名利之門<sub>一</sub>ときは、如<sub>レ</sub>異<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>とあつて詳細に記載してある。之に據つて公は長州の兵力を擧げて、朝廷の爲に速に内亂を鎮定し、廟堂の根軸を鞏固にして、海外各國に對峙し、以て皇威を四表に宣耀せんとする大策の確立を夙夜冀望して止まざることが知られ、其の丹心忠誠は實に偉大である、また同日の日記に「此際長藩の兵士等の情、實に可<sub>レ</sub>憂の極にして、余の去年石州豊前の土地等の朝廷へ出せしことに付ても、紛々の議論あり、絶て天下の大勢を不<sub>レ</sub>知、只一藩内に着目し、囂々欲<sub>レ</sub>破<sub>二</sub>大事<sub>一</sub>、不堪<sub>二</sub>慨歎<sub>一</sub>也」とあつて、去年公が石見・豊前の占領地を朝廷に奉還せんことを決したる爲に、藩内に紛議が起つたので、或は天下の大勢を辨知しなくて、唯に防長の二州にのみ着眼し、囂々として大事を註誤破壊せんとするものありしを追懷して之を慨歎したのである。

○ 乘馬の天覽と敬慎二字の深戒

乘馬の叡覽

公は幼年より騎馬を好み、萩城下に住せる八條流馬術の師家仙波喜間太に従ひて之を學び、遂に其の奧秘を授けらるる程に巧みであつた、公の眉間に皺狀の薄疵あるは、其の練習中に馬蹄の觸れたることさへ傳へられてゐる、明治元年に宮中の御馬見所が新築せられ、八月二十四日御

乘馬の勅命

庭の乘馬を天覽あらせられ參與の人々を召して拜見を仰せ付けられた、公は福岡孝弟・由利公正・大木喬任の參與と共に御馬見所の次室に參候した、有栖川宮熾仁親王以下議定の公卿諸侯と共に拜見し、且つ酒肴を賜はつた、夕刻に至つて御簾を掲げさせられ、叡覽あらせ給ふた、是日長藩主（毛利敬親）の内獻し奉つた肴菓へ、畏くも天皇御箸を着けさせ給ひ、後ち之を公卿諸侯に賜はつた、御宴は甚だ盛んであつて、公に乘馬の朝命が下つた、公は朝命を畏み、大垣藩主戸田氏共（後ち伯爵）の乘馬が駿足なるを聞き、之に騎して天覽に供し奉つた、畢はつて公はまた御馬見所に候して賜酒を拜戴した、是時公は天恩の優渥なるを銘肝して感泣し、忠臣義士が國家の爲に盡瘁し、却つて大疑を受けて刑場に暴骨した往事を追懷し、姑く其の流涕を禁んずることができなかつた、そして公は未だ其の十分の一の寸誠微力を盡すに及ばざるに、御盛事に遭ふて寵遇を蒙むること宏大で、古今を通じて僥倖の最も甚だしきを思ひ、此の洪恩に報ゆるは、益々敬慎の二字にあるを深戒して忠勤し奉らんことを覺悟した、即ち公の日記に「二字新築御馬見所におゐて、于<sub>レ</sub>庭乘叡覽被<sub>レ</sub>爲遊、參與の面々も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候て、拜見被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、三岡福岡大木余と御馬見所御次の間に、有栖川宮を奉<sub>レ</sub>始、議定之公卿諸侯も同席也、酒肴を賜ふ、夕景に至り、掲<sub>レ</sub>簾叡覽あり、今日我公御陪席、且内々御肴菓獻上有<sub>レ</sub>之、主上被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>着<sub>二</sub>御箸<sub>一</sub>、公卿諸侯に賜ふ、御宴甚盛也、乘



馬の命あり、戸田氏の驥尤迅、依て乗之、終て又於御馬見所一數杯を拜戴す、余近年如レ此不能ニ  
飲酒、天恩銘肝涕未レ乾、醉發し感慨益起、實に往事を追想するときは、忠臣義士爲ニ天下ニ力を  
盡し、却て當時の大疑を受け、終に骨を刑場に露せしもの不可レ數、余微誠微力の十分の一を不  
能レ盡、却て蒙ニ寵遇、此御盛事に遭遇するが如き、古今僥倖之尤甚もの也、依て思只報ニ今日、益敬  
慎之二字あるを、酒酣て主上親く賜ニ肴菓上之花一枝、入レ夜還御」とあつて、公の此の覺悟は、廟  
堂にあるもののみならず、實に世人の龜鑑とすべきものである。

○ 維新後萬歲奉唱の始

古來萬歲の  
奉唱

古來代々の天皇の即位の大禮を行はせ給ふに方り、百官が萬歲を唱へ奉ることは舊記に傳はつ  
てゐる、第五十二代嵯峨天皇讓位の弘仁十四年(紀元千四百八十三年)に第五十三代淳和天皇の御  
即位式があり、第六十一代朱雀天皇讓位の天慶九年(紀元千六百六年)に第六十二代村上天皇の  
御即位式があつた、みな此の御即位式に群臣が萬歲を稱へ奉つた、後世に洞院家記にも「武官  
振レ旆稱ニ萬歲」と見え、萬歲旗を振つて之を唱へ奉つた、安永九年十二月四日に、第一百十九代光  
格天皇御即位の大禮を行はせ給ひしことありさまが、落栗物語に傳へたる中に「十二月四日、

明治天皇御  
即位と萬歲  
奉唱

童の御姿にて即位の大禮行はる、南殿に高御座を設け、庭に日月四神銅鳥の旗風に靡き、月卿雲  
客より文武の百の官人、禮服の袖をつらね、粧をつくるひ、萬歲を唱へつつめでたき事はん方  
なし」とある、近くは弘化四年九月二十三日に、第一百二十一代孝明天皇の御即位の大禮を行はせ  
給ひしことの見えたる弘化御即位次第の中にも「此間武官俱立振レ旆稱ニ萬歲」とあるのである。

第一百二十二代明治天皇の御即位大禮は明治元年八月二十七日に行はせ給ふた、是日公は卯の刻  
(午前六時)に參朝した、やがて己の刻(午前十時)から御大禮の盛儀を行はせ給ひ、百官群臣は高  
御座を拜し、一齊に萬歲を唱へ奉つた、十二時に至つて御儀が畢はり、議定及び公等參與は小御  
所にて天顔を拜し奉つた、ついで公等は議定と共に參與席で酒饌を賜はつて退朝したのである、  
公は其の日載に「二十七日朝雨、七字頃より晴る、今日御即位に付、卯時參朝、己の刻より御  
大禮被レ爲レ行、百官群臣列朝、奉レ拜ニ高臺(御坐なり)唱ニ萬歲、午の刻御大禮畢る、議定參與於ニ小  
御所ニ奉レ拜ニ天顔、於ニ參與席ニ賜ニ酒飯、未半刻退朝」とあつて、維新後に宮中にて萬歲を唱へ奉つ  
たのは、實に公等が始めてである。

○ 竹鞭の下賜



車駕の東幸

明治元年九月二十日に、車駕は京都を發輦し給ふて東幸あらせられ、二十二日近江の土山へ着御あらせ給ふた、是日は天皇御降誕の佳辰に當つてゐた、公は行在所へ參候して御祝詞を奏上し奉つた、長くも天皇は公を御前に召させられて酒を賜ひ、竹鞭を賜ふた、公の日記に「三字過土山へ御着輦、此日御誕辰に付、天長節行在所へ參上、祝言を上申せり、御前へ被<sub>レ</sub>召出、御酒を賜ひ尙竹鞭を拜戴す」とある、京都御發輦に先きだち、天皇御馬見所にて公の乘馬を窺覽あらせられしを思召し給ひ、是時特に竹鞭を賜はつことと拜察せらるるのが、實に畏れ多いのである。

○ 中井弘藏(櫻州)の詩作稱讃

中井弘藏に會見

公が中井弘藏(後ち弘)を知つたのは、明治元年二月土佐藩兵の堺浦を戍れるものが、佛人を殺傷し、其の談判に外國事務局各國公使應接掛を命ぜられた時である、弘藏は鹿兒島藩士で、夙に英國に留學したことがある、公の日記にも閏四月五日の條に「中井幸藏等も佛コンシユル等と樓下(○富田樓)に快飲す」と弘藏のことが見えてゐる。

大義名分論と版籍奉還の詩作

かくて公は長崎耶穌教徒の朝命を奉じて出張の途上に山口を過ぎつて、是月十七日に藩主(毛利敬親)に見え、大義名分を論んじて諸侯の朝廷に盡す時機の失ふべからざるを説いた、是時公

は「人間恰似<sub>二</sub>黃梅節<sub>一</sub>、半日陰晴不可<sub>レ</sub>知、七百年來時稍到、危疑尙恐<sub>レ</sub>誤<sub>二</sub>機宜<sub>一</sub>」の一詩を賦して知友の福田俠平に示した、蓋し此の詩は公の首唱せる版籍奉還の意望を偶してゐるのである、後に公は此の詩の文字を少々修正した、弘藏之を見て稱歎して止まない、九月十二日書を之に送つて其の意を述べた、其の書中に「六月中伊藤五位(○博文)の宅を訪ひたる時、先生之變遷恰似<sub>二</sub>黃梅節<sub>一</sub>、三日陰晴不可<sub>レ</sub>知、……………危疑又恐<sub>レ</sub>誤<sub>二</sub>機宜<sub>一</sub>、云々の御作、拜讀一誦三嘆」とある、公の詩作には、有名のもの數首あるが、之もまた其の一に加へらる、其の後公は弘藏の請に應じ、此の詩を揮毫して贈つたのである。

海外にての長詩

かくて弘藏は屢々公を訪ふて親しく交はつたが、累進して五年十月左院四等議官に任んじ、海外視察に赴き、翌六年四月二十九日に奥太利の維納府にて邂逅した、同日の公の日記に「十字過奥國都府ウインナへ着す、岡本大丞小松書記中井中議官等ステーションに來り迎ふ」とある、是は公が朝命で、岩倉大使の一行に別れて歸國の途中である、ついで公は數回弘藏に會合し、各地を歴遊したが、互に別れを告げて六月七日マルセーユに着した、是日公は海岸一帶の景を觀んとし、汽車で通過して歸宿し、其の夜次の長詩を賦して弘藏に賦して示した。

汽車暮破<sub>二</sub>巴城烟<sub>一</sub>、單衣曉達<sub>二</sub>梨水邊<sub>一</sub>、千里行程一夢裏、足跡已<sub>レ</sub>就<sub>二</sub>三洲偏<sub>一</sub>、憶曾自<sub>レ</sub>出東



武都、風雲屈指又三年、天子詔命尙在耳、耻我痴情有誰憐、百慮煎盡國無益、  
千辛空勞民難安、輕步落日心身懶、鐵石橋頭夏尙寒、碧流碎月々影亂、瀾波纜收  
月依然、此中感慨人知少、獨指東天一立風前、

是れ實に公が朝命を蒙つて、海外各國を巡視した三年間の感想を抒べたものである、其の翌八日、公は森有禮(後ち子爵)・黒田長知・毛利利元功(後ち子爵)・何禮之・池田政懋及び米人パーソン等十二人と共に、飛脚船フーグリーに同乗し、マルセーユを解纜して歸國の途にいたのである。

ついで弘藏もまた歸朝したが、翌七年公が征臺論の廟議に反對し、辭職して歸國せんとするを聞いた、弘藏は公が維新後皇謨を翼賛して大に苦心し、版籍奉還廢藩置縣の爲に其の身を賭して盡瘁し、廟堂の基礎漸く鞏固となつた、今や守成の時に方つて、其の歸國せんとするを痛惜した、なほ公の進退は、國民一般の利害に影響せるの甚大なるを深憂し、將に其の寓居を訪ふて所懐を披瀝せんとし、五月十三日次の書を送つて之を告げた、會々友人が公の近作なる詩を弘藏に示した、弘藏一讀して感慨に堪へないのである、此の詩は是年一月二十日に、公が舊友の伊勢華に示したもので「斜陽倦鳥入雲飛、不似人間世路非、愧我尙爲關左客、滿衣塵垢未知歸」とあつた、そこで弘藏は更に其の詩の起承の句を一誦三嘆し、明治元年大阪在勤中の舊作である詩「出

公の挂冠歸國を惜む

處何曾論是非、一身爲客浪花磯、平安卜宅心期在、花滿東山吾欲歸」を録して示し、且つ公が贈れる「半日陰晴未可知」の詩幅を壁間に懸けて、常に稱賛せるをも報じた、其の書は次の如くである。

久々御疎遠打過候處、御病氣如何御座候哉、近日は御退隱之趣傳承驚愕、當時國家多難、内外紛擾、稍其緒に就かんとするの際、實に痛心之至、然るに今朝は、或友人よりの寄たる一詩は、先生の高作と申事、「愧我尙爲關左客、滿衣塵垢未知歸」僕一讀感慨に不堪、往昔を追憶すれば、京攝間に馳奔し、百端苦界を脱し、此盛業に及び、此守成之時に當り、翁等の進退は、天下蒼生の得失に關係するを以、近夜中拜趨、僕が例の諧謔たりとも、知己の情に報る處あらんと欲す、此書を相認むる間に、起承句を得たり、「斜陽倦鳥入雲飛、不似人間世路非」一誦三嘆、僕往日薩の束縛を得て、浪花に在る時「出處何曾論是非、一身爲客浪花磯、平安卜宅心期在、花滿東山吾欲歸」と云し事あり、何れ近日萬縷可申上候、早々御起居を奉候候也

五月十三日

二白、前年翁が僕に書して送れる一詩、今尙壁間に在り、「半日陰晴未可知、七百年來時稍至、時機尙恐誤機宜」の句、當時より已に今日の形勢事情を洞見するものゝ如し、亞細亞地方の



風教習俗幾變遷の時態、何ぞ今日に怪むべきにあらざるべし、何れ拜眉之節を期し申上殘候、弘藏は實に公の勳勞もまた其の人と爲りも能く諒解せる一人であつて、後ち長く親密の交際をなしたのである、弘藏が書を送つた時、恰も公は鴻巢・流山・松戸・鴻の臺を歴遊してゐなかつた、歸寓の後に、弘藏の書を見て、十八日其の宅を訪ふて辭官歸國の已むなき事情を吐露した、ついで二十一日、弘藏及び宮内少輔杉孫七郎・特命全權大使事務局出仕福地源一郎・陸軍少將山田顯義・外務省五等出仕野村靖・文部大丞野村素介・陸軍會計監督田中光顯・島地默雷等公の染井の別荘に來り會し、互に小酌閑談した、かくて二十七日公の東京を發するに方り、また來り送つたのである、かくて公の歸國後は、弘藏再び海外に赴いた、翌八年公が參議に任んずるに及び、屢々書を送つて外情を報じ、施政に資するところあつたのである。

○ 大洋及び品川海の觀覽

大洋の天覽

明治元年に御東幸あらせられ、車駕の吉田(遠江)に着御し給ふたは、九月二十九日であつた、翌日即ち十月朔日には午前六時に發輦あらせられ、午後二時に荒井(遠江)に着御し給ふた、是日天皇は長くも白須賀(遠江)に抵らせられ、暫く鳳輦を駐めさせ給ふて、大洋を觀覽あらせられた、是れ實に大洋を天覽あらせ給ふた始めである、そこで公は、是から益々皇威を海外に宣耀し給ふ始めであることを恐察し奉つて、洵に感泣に堪へなかつたのである、公の日記「月朔日の條に「六字過御發輦、二字荒井に御着輦、越州屋傳右衛門方へ余等宿す、今日輦輿元白須賀へ被爲至、始て至尊大洋を觀覽被爲遊、暫御途中に輦輿を被爲止候、從是皇威を洋外相輝ん始なりと、感泣に不堪也」とある。

品川海の觀覽

ついで旬餘を経て、車駕の品川御小休所に着御あらせられたのは、實に十月十三日であつた、此の御小休所は久留米藩主有馬頼匡の邸であつて、今の高輪南町(二十七番地)と思はるのである、是日は晴天であつて、一點の雲影もなく、恰も春日の如き暖和であつた、供奉員の公卿諸侯はみな衣冠を正しくし、車駕奉迎の爲に出でられた東征大總督熾仁親王を始め、鎮將三條實美は御輿の先備に供奉し、天皇は有馬邸に設けられたる御小休所にて、暫く品川海を觀覽あらせられた、畏くも明治天皇の品川海を觀覽あらせられたのは、是時がまた始めてと拜察せらるのである、やがて御出輦あらせられて、芝増上寺の方丈へ着御あらせ給ふた、ついで此所もまた御出輦あらせられ、吳服橋見附から江戸城西丸の行在所に着御遊ばされた、増上寺の赤門内並に江戸城坂下門前にて伶人各々奏樂をなし、鳳輦御通過の道路兩側には、拜觀し奉るもの幾十萬人とも其の員數

江戸城着輦



の知りがたい程であつた、公等は供奉を畢はつて、辨事へ出で御安着の御祝詞を奏上して退去した、其の状況は、公の日載十月十三日の條に「今日一天無<sub>レ</sub>雲、風靜にして如<sub>二</sub>春日日出<sub>一</sub>、御出輦、今日總供奉堂上諸侯衣冠なり、大總督有栖川宮鎮將三條公、御備の初先を供奉なり、高輪有馬邸御小休所におゐて、暫品海の景容爲<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>觀覽<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>間御出輦、十一字頃芝増上寺方丈へ御着輦、赤門内より奏樂、一字御鳳輦にて御發、また赤門まで奏樂、通り筋吳服橋見附より、行宮へ御着輦（行宮は元、西丸也）供奉の面々、盡下馬札の處におゐて下馬、日没前御着輦、坂下門前より奏樂、今日往來兩側の拜人、幾十萬不<sub>レ</sub>知其數、余の輩辨事に出、恐祝を言上し退出す」とあるのである、また大久保日記にも「十三日天氣好晴無<sub>二</sub>片雲<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>九字<sub>一</sub>登營、議定始西城下に出張、奉<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>鳳輦<sub>一</sub>、二字御着輦、御行列壯麗天威堂々、貴賤簞食壺漿、實千載一時之盛典、感喜不<sub>レ</sub>可言」とあるのである。

### ○ 官吏減俸の嚙矢と寄食者

北越出張の  
不許可と官  
吏月俸減額

明治元年公は、東北の戦地に出陣せる將士の困苦と給與の不足とを痛憂し、自ら越後に赴いて其の後援をなさんことを決心し、書を上つて出張の朝許を奏請した、ところが、當時廟堂は非常

な多忙であつて、殊に其の機務の處理は公の盡瘁に頼ることが多くて、一日も之を去らしむることが出来ない、輔相岩倉具視なども大に不同意であつて、遂に出張の勅允がなかつた、（前項に見ゆ）公は甚だ之を遺憾としたが、其の後官吏の月給を減んじて、出征苦戦せる將士の賞典を厚うせんことを念としてゐた、かくて東北の戦亂漸く鎮定し、車駕に供奉して東京に出づるに及び、其の考慮せる恩賞の實行せられんことを冀ふた、會々公は會計官が財政の困難を察し、既に夏以來、官吏の月俸を半減せんとして之を稟伺したるを聞いた、そこで公は擾亂の際にすら、官吏の月俸を半減しうるのである、今や東北の鎮定を見るに至つたので、其の半減を長く官吏の月俸額となさんとし、大に之を廟堂で切論し遂に其の議に決した、是は十月二十三日のことで、公の日載にも「十字參朝、余平生、爾後官の月給を減じ、此度戦争の將士兵卒に賞を賜ふの員數を増さんことを思ふ、幸に又頃日會計官より、夏已來月給半減の事を伺出て依て余一論を立、紛擾の時すら月給半減にて相濟しゆへ、已來半給の高を以、常の給とせんと議論稍相定る」とあつて、官吏減俸の嚙矢であるが、公の廟堂で論議するは瑣少のことといへども、みな情實を離れ、名利を去つて正明の條理に基づくので、當時其の意見に決定するものが多いのである。

是時公が郷里の留守宅を托した尾崎良度に送つた書にも、官吏の俸給減額の許可なつたことを

寄宿者の費  
額多大



言つてゐる、即ち其の書中に「東北も逐々平定に相成申候、朝廷には莫大之御入費、兵士は不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>、苦辛劬勞被<sub>二</sub>思遣<sub>一</sub>申候、付而は朝廷より之御仕向け等も、度々御斷り申出、先達而斷然御減少に、よふやく被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候」とあり、また「然處、家を舉げ上京仕、其上書生其外無<sub>二</sub>余儀<sub>一</sub>世話不<sub>レ</sub>仕而不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>もの有之、始終十三五人之絶は無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>、飯米も不足に而引足不<sub>レ</sub>申候」とあつて、公の宅には厄介者と書生とが常に十四五人も寄食せるものあつて、俸給の半減が相當に影響せることが知らる、すべて公は書生や舊友知人の困難せるものに、憐愍と同情とが厚かつたので、平日でも多人數の寄食者があつて其の消費も巨額であつた、が、公は始終是等の爲には、其の支出を厭倦しないで、困厄のものを救助したのである。

○ 福島屋の妻(?)と公の樓平清の詩

公は舊友知人に對し、常に赤心を披瀝して親密に交際せんことを欲し、其の誠意を闕けるものを痛歎した、そこで舊友知人は言ふも愚か、既に死歿せるものと雖ども其の交誼と誠意とは日夜忘ることなく、之に關係あつたものもまた卑賤男女の別なく常に温情を以て應接したのである。公の東京に着すると、忽ち舊知の來訪するもの相踵ぎ、曾つて師事した齋藤篤信齋父子もあれ

舊友知人に對する温情  
福島屋

ば、衣服の調達などに周旋したる仕立屋福島屋の妻などもあつた、公は是等のことをも其の日記に記してゐる、福島屋の妻につき、公の日記十月二十四日の條に「齋藤五郎助福島屋妻も亦來て在<sub>レ</sub>寓、于<sub>レ</sub>共舊事を語る、福島屋の妻は、余十四五年前、四五年前此地に遊學せしとき、衣服其他總て大に世話をいたせしもの也」とあり、其の十一月朔日の條にも「仕立屋福島屋を尋ぬ、余十四五年前當地に遊學せしとき、此處を往來する幾百度を不<sub>レ</sub>知、大に福島屋夫婦の世話になりしなり、」とあるが、今其の妻の後が明かでなくて當時の彼を聞くをえないのが遺憾である、齋藤五郎助とあるは齋藤篤信齋の五男五郎之助であつて、後に兄彌九郎の舊名新太郎と改名したのである。

櫻屋と平清

越えて二十六日、長藩の公儀人井原小四郎及び作間正之助(後ち一介)・巖谷迂也(後ち修)などが公を訪ひ、互に時事を語つて小酌を催ほし、櫻屋もまた來つた、櫻屋は佐倉屋とも書き、今の築地の旅館であつて、昔から長藩人の止宿するものが多いかつた、そこで公は小四郎・正之助等と共に櫻屋の庭木戸から小舟を雇して深川の平清に遊んだ、平清は今の深川區門前東仲町の伊勢平といふ料理店の前代である、たまたま芝の朝陽亭(烏森)のお清(或は勢)が、其の女を携へて來つた、お清は周布政之助の愛した女將である、公は之を見て忽ち政之助が王事に奔走し、遂に國難に殉じたる往時を追懷し、覺えず慘愴の思をなした、是日公は酒興に乗じ、櫻屋の櫻と平清の平とお

朝陽亭のお清



清の清との三字を韻となし、次の一詩を賦して其の思を抒べた。

會醉墨田堤上櫻、滄桑變遷(流水か)□□清、今宵只合談風月、不問人間有<sub>二</sub>不平<sub>一</sub>

なほ公の日記十月二十六日の條に「晴朝、井原小四郎作間正之助來る、巖谷迂也も亦來訪、談<sub>二</sub>時事<sub>一</sub>傾<sub>二</sub>一酌<sub>一</sub>、櫻屋鐵亦來、與<sub>二</sub>諸氏<sub>一</sub>謀り、舟を浮べ深川平清に至る、朝陽の清娘を誘て來る、往時の事を追憶し不覺慘然たり、朝陽清は麻田翁の愛せしものなり、此日詩酒また一興をなせしなり、諸氏此地に留遊す、依て余また舟を浮べ、櫻屋に歸り催<sub>二</sub>一宴<sub>一</sub>、清等も送り來」とあつて、麻田は政之助の號である。

### ○ 萬國公法は弱國掠奪の武器

明治元年外國公使が我が事情に精通しないで、妄に箱館賊徒の征伐と長崎耶蘇教徒の處分とに關して抗議をなした、そこで朝廷には、公をして議定兼外國官知事伊達宗城・議定外國官副知事東久世通禧(後ち伯爵)と共に横濱に赴き、英國公使パークスに之を談判せしめ給ふた、是は十一月七日である、三人直に横濱に赴き、參與外國官副知事小松帶刀・外國官判事町田久成・會計官判事池邊節松と共に翌八日パークスを訪ひ、外國公使の抗議に對して談判をなした、公はパークス

英公使パークスの激論

も英國公使館書記官サトーにも會つて面識がある、が、パークスは我が耶蘇教徒の處分を非難して激論をなした、公は之を以て我が國の將來に影響せる大事となし、容易に彼の説に屈從すべからざるを察して痛く抗論し、只寛大の叡慮のあらせ給ふ趣旨を答辯したのである。

公はなほ將來を推考し、外國には彼の事態があるも、本邦にはまた我の人情習慣等あつて、彼我其の宜しきをえざれば、禍害を將來に貽さんことを深憂した、加之、公は我が兵力の速に西洋強國に匹敵すべく蓄養せんことを痛切に感んじた、兵力が充實しなければ、萬國公法もまた信頼しがたく、却つて強國は弱國に向つて、其の名の下に自己の利のみ謀ることの多々あるをも察した、そこで公は、萬國公法が輒もすれば、強國の弱國を奪ふの武器に等しき思ひをなしたのである、事は公の十一月八日の日記に「宇和島(○伊達宗城)東久世小松町田池邊諸氏と英公使パークスを訪ふ、箱館一條、耶蘇御所致等の事を談ず、彼耶蘇御所致一條に付大に激論す、雖<sub>レ</sub>然天下の大事前途に係り候事に付、容易に元より不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>屈、只寛大之思食ある事を而已相答ふ、將來を推考いたせしに、只此事大に心に關す、外國の事情あり、又内地の人情等あり、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>宜ときは、隨て妨害の生ずる必せり、依て尙切迫に思ふ處、皇國の兵力、西洋強國に敵するに至ることを、兵力不<sub>レ</sub>調ときは萬國公法も元より不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>信、向<sub>レ</sub>弱候ては大に公法を名として利を謀るもの不<sub>レ</sub>

外交將來の考慮とパークスの屈服



少、故に余萬國公法は弱國を奪ふ一道具（○武器）と云」とあつて、公が外國公使と樽俎折衝したりし感慨を想察しうると共に其の先見が推知せらるるのである、また十日の日報に「余今十字、與池邊、英公使パークスの處に至る、楮幣の事を論するの約あり、于時又パークス招余語らんことを乞ふ、依て池邊と同道して英館に至る、過日大にパークス激論す、今日甚穩なり、懇切に時事を語らんとす、凡前途の目的を談す、彼無異論」とあり、また「目的論大に余の論に伏す」とあつて、公はパークスの招きに應じ、我が紙幣通用の事情を説いた、パークスは前日の激論に似ず、公の條理ある堂々たる抗論に反省し、且つ其の目的に屈服し、是日は頗る平和なる談判で、諸事遂に圓滿に解決した、古今東西を問はなくとも、優柔不斷の外交談判は、常に不利を招くことが多いが、公の正道にして條理ある強硬論には、頑傲なパークスをして、遂に讓歩せしめたことが察知せらるのである、（別項明治元年二年外人面接参照）かくて公は外人との談判に、彼の主張せる萬國公法で、強國が掠められたことなく、常に弱國が之に依つて奪はれんとするを益々痛感した、そこで是月十三日に、公が野村素介に送つた書中にも「萬國公法などと申候而も、是又人之國を奪ひ候道具に而、毫も油斷不相成、今日世間縱横往來相開け居候に付、名目無之而は、猥りに人之國も不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>奪故不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止、如<sub>レ</sub>此之法を立候もの歟と愚考仕候、弱國は此法を以奪ひ、

強國此法に而未奪れ候を不<sub>レ</sub>聞、安心不相成一世界に御座候」とあつて、公は強國が弱國を掠奪するの名がないので、已むなく公法なるものを設けたるとなし、須臾も外交に其の注意の怠りがないを思惟したのである。

### ○ 東京にて撮影と洋戯との始

#### 撮影の始

明治元年十二月八日、車駕京都に御還幸の爲め東京を發聲あらせられ給ふた、其の前五日に、供奉の朝命が公にも下り、東京の機務を終はつて發せしめられた、そこで公は東京に留まつた輔相岩倉具視等と共に、品川驛に出でて車駕の御還幸を奉送した、其の歸路に、公は具視と共に高輪の泉岳寺に詣でて、四十七士の墓に展し、また安藝藩の戦死者をも弔ふた、そこから公は具視に別れて、直に芝の神明社を参拜し、其の傍にある寫眞店に入つて、隨員從僕と共に撮影した、蓋し是は公が東京で撮影したる始めである、公の日報十二月八日の條に「歸路岩倉卿と泉岳寺四十七士の墓に諸藝州戦死の士の墓所を廻り、岩倉卿に御別れいたし、余直に芝神明に参詣し、門外の寫眞店に至り、附屬從僕等と共に相寫し、四字前歸寓、神明邊は十四年前少年の際、放逸を盡せしの地なり、今則如<sub>レ</sub>夢」とあつて、既に寫眞店の開業せるを知ると共に神明社附近は、公



がなほ齋藤篤信齋の塾にあつて、二十三四歳の頃に放恣游逸の地であつて、其の實況を目撃して懐舊の念が起つたことが察せらるのである。

## 洋戯の始

公は慶應年間このかた常に海外の事情に傾注し、外人に應接交際することが多いかつた、(別項、明治元年二年の外人面接参照) 維新後は英國公使のパークス同書記官サトーやアレキサンデルを始め、ミットホール及びラウダなど屢々往來した、そこで公の名は、夙に外人の間に聞えてゐた、會々公は東京府權判事山口範藏・外國官權判事森金之允(後ち有禮)と共に築地に赴き、或るホテルで中食をなした、圖らずも葡萄牙人のローザが之に聞き來つて公に面會を請ふた、是は明治元年十月十日のことである、公は快く之を諾し、食後に範藏等と共にローザに面晤した、ローザは種々海外の事情を語り、且つ十三日京橋區の八丁堀町(茅場町に連接)にて、伊太利人の洋戯あるを告げて、其の切符を公に呉れた、蓋し東京にて洋戯を開催せるは之が始めてである、そこで公は其の日載に「築地に至り、山口範藏を尋ね、森金之允等とホテルに至り、食事を認む、于時ホルトガル人ローザ面會を乞ふ、食後諸氏と共に面會す、種々談話戯場の切手ををくり、來る十三日八丁堀にてイタリヤ人戯場を催すと云、東京にて西洋人戯場を起せし始めなるべし」とある、十三日公は參朝して終日外交の機務を商議し、午後五時退朝したので、遂に伊太利人の洋戯を見る

の追がなかつたのである。

## ○ 明治元年二年の外人面接

ガラベとの  
會見

慶應初年から長藩の洋銃と船艦とを購入するに方つて、最も盡力したのは公を始め高杉晋作・井上馨・伊藤博文等であつた、また其の購買に斡旋したのは、英人ガラバ(前項、ヒコザイ交際参照)とラウダとであつた、そこで公は此の二人に面接することが多いかつた、其の後久しく互に會合するの機がなかつた、そして維新後に公がガラバに會見したのは、明治元年四月二十日であつた、公の是日の日載に「朝與<sup>三</sup>柳東、英人ガラバを訪ふ、互に三年來の事を語る、新話不<sup>レ</sup>少、余に拳銃を送る」とあつて、ガラバは公の來訪を喜びて新しき談話をなし、且つ拳銃(ピストル)を贈つた、柳東とあるは四國の日柳燕石である、ついで公は朝命を奉じて長崎に出張せんとし、閏四月十日神戸に至り、外國事務局判事井上馨・同伊藤博文に會した、是時ガラバは長崎・神戸に汽船商社を開業し、常に瀬戸内海及び神戸・横濱間の航路を往復してゐた、公が神戸驛頭で輿中にあるを見て直に來り訪ふた、翌日公はガラバ商社を訪ひ、汽船を借らんことを請ふた、是は長藩世子(毛利元徳)の歸國に備へんとしたのである、公の日載閏四月十日の條に「今日神戸驛頭にてガラバ、



メケンシに逢ふ、ガラバは余輿中にあるを窺ひ來り尋ぬ」とあり、同十一日の條に「朝ガラバ商社に至る、ガラバ艦借用の事を談す、彼また諾せり、雖然未約せず於浪華一尙談判することを約せり」とある、かくて公は、山口を経て長崎に着し、五月十三日ガラバ商社を訪ふた、是から公の長崎淹留中に、ガラバは屢々來り訪ふて、海外の新報をも語つたのである。

また長崎の英國領事館に在勤せるものに、アーストンなるものがゐた、公の長崎に來たるを聞き、十五日其の旅寓に來つて種々の談話をなした、此のアーストンは、慶應二年に長藩の兵士が九州の幕軍と戦ふに方り、英艦に搭乘して馬關に來り、茲に稽留して屢々公に面晤した、そこで公の知人である、長藩の負傷兵が、慶應二年に始めて英醫の治療を受けたのも、此のアーストンの周旋であつた、なほ是年十二月に、長藩主父子が英國水師提督キングと三田尻で會見のとき、アーストンは通譯官で公等に談話した、公の日報五月十五日の條にも「晝後英人アーストン來る、相談すること數刻、此仁、丙寅馬關戦争の時、英軍艦に乗込、始終馬關に在留せり、依て舊知己也、曾て馬關出張の兵士、九州勢と戦ひ、疵を受けし徒、後英醫の爲に治療を受けたり、是皆アーストンの周旋なり」とある、越えて十九日公は略ぼ耶蘇教徒の處分を終了し、英國總領事を訪ふた、アーストンもまた來つて、公の歸寓せんとするを止めて大に時事を談論した、公の日報に「コ

アーストン  
との會晤

ンシユルを訪ふ、アーストンも亦來る、頻に余をとどめて時事を論談す、四字に家に歸る」とあるのである。

公が耶蘇教徒の處分に關し、英國公使のパークスと激論したのは、明治元年十一月八日であつた、(前項、萬國公法云々参照)是から公の名が益々英人に知られた、十日間を経て十七日に英人ミットホールが來つて公を訪ひ、種々の談話をなして去つた、ついで十二月九日にミットホールは、函館に向つた軍艦開陽の破壊したことを報じた、公は之を信じなかつたが、翌十日また之を告げた、そこで公は之を疑ひ、ミットホールを訪ふて其の眞偽を糺した、是時英國公使の書記官サトーやアダムストカーに面晤し、またラウダも來つた、ラウダは公と慶應元年から知人となつた、是よりさき、四月二十二日に公が神戸に赴いた時に、ラウダは總領事となつてゐて、之を訪ふたことがある、公の日報同日の條に「十字頃より英コンシユルラウダを訪ふ、乙丑夏秋の間、屢到馬關、其已來疎闊四年にして不圖當地に會するを得たり、彼當時此地のコンシユルなり」とあつて、四年目に再會した、是年十一月十九日から、已に新潟が開港場となつたので、其所の英國領事として赴任するので、特に公に會見して談話を交へたのである、公の日報十二月十日の條に「昨朝英人ミットホールより開陽艦破壊の事を報ず、余不信、再又報ず、依て今朝彼を尋ぬ、

パークスと  
ミットホール  
及びラウ  
ダ



然し其眞説を聞、又共にサトウを訪、アダムストカーにも亦相逢、不圖又ラウダ來る、ラウダは馬關戰爭已前の知己なり、彼此度新潟之コンシユル官となり、不日發すると云、爾他新話を聞不<sub>レ</sub>少」とあるのである。

ボードイン  
とカール共  
他の外人

公が始めて蘭醫ボードインに面晤したのは、明治元年五月十四日に長崎の出島で、井上馨と共に其の寓居を訪ふた時である、公の日報五月十四日の條に「晩刻蘭人ボードインと約あり、六時より井上世外と出島に至り面せり」とある、ボードインは文久元年に幕府に庸聘せられて長崎及び大阪病院の教授となつた、維新後もなほ明治政府の雇員で、翌二年に大阪病院に勤めて居た、そして公が始めて其の診察を受けたのは五月で、議定岩倉具視の勧めに依つたのである、公の日報五月九日の條に「當春不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>固辭<sub>一</sub>、然して病尤昨年よりも重を覺ふ、故に於<sub>二</sub>京地<sub>一</sub>養<sub>レ</sub>病數旬、然るに相公の命あり、浪華に下りホートインに診<sub>レ</sub>察を乞ふべきと、依て此行をなす」とあつて、是日大阪に出で、翌十日再びボードインに面會して其の診察を受けた、此のボードインの診察で、去年以來精神の疲憊は其の過勞に原因することが明になつた、是から公は屢々ボードインの診察を受けて静養したのである、ついで是月十七日公は馨と共に夷島に至つて、英人カールに面會した、カールは文久三年に公が馨・博文及び山尾庸三・遠藤謹助と共に洋行せんとし、陰に其の周旋を囑

したので知人である、(前項、海外遊學の決心云々参照)是日アーストンもまた來つて公を訪ふた、ついで二十一日に、公は友人の木梨信一と共に、また夷島に赴いてカールを訪ふた、時にガラバ其他英商二三人も來つて近事を談じた、カールもガラバも同じく本邦の爲に會つて所懐を語つたが、其の意見が異なつてゐた、公の日報五月二十一日の條に「雨十字頃より與<sub>二</sub>木梨<sub>一</sub>夷島に至り、カールを訪ふ、于<sub>レ</sub>時ガラバ其他一二の英商も來り、近事を談話す、會てガールとガラバ兩説あり、皆我國の爲に告ぐるの意也、而して其極に至て説異也、余今日其説を推窮して彼等の所論を承得せり」とあつて、公は其の異見を今日に推窮して大に得る所があつたのである、そして公は二十四日に神戸を發して二十六日に横濱に着し、二十九日神奈川でパークスに逢つた、是から公は屢々パークスに面會して時事を談議し、またミットホールにも會晤した、かくて公は朝許を請ふて箱根に入湯した、八月七日横濱居留の英商ダンバークとヘールソンとが來宿して、公に面會を請ふた、公は一宵此の二人と互に談話した、八月七日の日報に「風雨戶外に出る能はず、英國人ダンバーク、ヘールソン兩人來り宿す、面會を乞ふ、一宵相談す」とある、其の後二人また屢々公に面會した、ついで二十九日に英商リキベ、ブラシン、チュークサンの三人が來宿し、書を公に送つて面會を請ふた、公は其の席に出で厚き酒菓の饗應を受けたので、翌日(九月朔日)正午過ぎ



に三人を招き、晝餐を共にしたのである、公の日載八月二十九日の條に「英人リキベ、ブラシン横濱百六十八番チユークサン來り、宿元知る人にあらず、送書面會を乞ふ、依て彼の席に至る、酒菓を出し厚く饗レ余チユークサン纔に解和語」とあり、九月朔日の條に「暴雨雷鳴、十二字過英人三名を招き、認食事」とある、ついで七日ミットホールが來つて三日間滞在し、屢々公を訪ふて時事を談じ酒肉を饗した、其の後一週間を経て、十四日英國陸軍士官ストラン、ホーデの二人が、横濱居留の英商シヤンタ及びウリツキンと共に公の席に來つて、其の三人同音で故郷の謠歌をなしたまた雑談をなした、公の日載九月十四日の條に「于レ時英國陸軍士官ストラン、ホーデ兩人と七十八番シヤンタ海岸三番ウリツキン席に來る、彼國の謠歌を請ふ、三人同音に相發す、且種々の事を談ず、又一奇事なり」とあつて、箱根入湯中に外人に面晤することも頻繁であつた、かくて二十六日公は東京に歸へつたが、十月十九日に英國公使館を訪ふた、パークスがゐないので、ミットホールと談議して去つた、越えて二十二日公は對州知藩事（嚴原藩）宗重正とミットホールの寓居を訪ひ、互に雑談した、ミットホールは西洋料理を饗し、アハタムスも同食して懇親をあたゝめた、公の日載十月二十二日の條に「與對州公ミットホールの寓に至る雜談數刻、饗西洋料理マハタムスも同食す、大島森川相陪す」とあつて、大島友之九・森川玉城の對州人も席に陪した、其の後公はラウダや英人シメツ（公の嗣子正次郎の師）等に屢々面晤した、が、十一月十七日友之九とまたラウダの寓を訪ひ、同食して互に談話した、往年此のラウダの寓に、高杉晋作がゐたことがある、ラウダの妻が晋作の舊事を語つて、大に其の死を追惜した、是日公はラウダの案内で、英人の獄舎を一見して歸家した、公の日載十一月十七日の條に「十字過より似水（○大島友之九の號）とラウダを訪ふ、同食相語る、ラウダの家に會て東行相寓す、妻東行の談に至り大に歎惜す、四字頃相去りラウダと英人の獄屋に至り一見す、四字頃歸宿」とある、公が重正及び友之九等の對州人を英人と接近せしめたるは、他日外交に資する所があるのである、かくて公は山口出張の朝命を蒙つて東京を發し、十二月二十一日大阪に着した、（前項に見ゆ）其の稽留中に高杉小忠太（晋作の父）・品川彌二郎等とカールの宅を訪ひ、またアーストンにも面會してゐる、公は幕末慶應年間このかた外交の重大なるを念とし、常に外人に面接して歐米各國の情勢を知り、我が國光發揮の資となさんことに努力し、外人もまた公の卓見と懇切とを察知して來訪するものが多々であつた、此の後も公の薨去に至るまで始終歐米の事態に傾注し、外人と往來して面晤することの絶えなかつた事實は其の日載に見えてゐるのである。



## ○ 普通教育振興の建言と幼稚園及び盲啞學校の嚆矢

教育振興の  
建言

公は維新の創始に方り、教育の振興もまた一大急務なることを察した、ところが東北の戦亂が久しきに涉つて、未だ其の施設を講究するの追がなかつた、ついで騒亂の漸く鎮定するに及び、益々普通教育の振興を急要とし、明治元年十二月二日に其の建言をなした、實に維新後教育の振興を建言した始めである、其の建言の要旨は、國家の富強は國民の富強が基礎である、國民が無識貧弱の境域を脱離しなくては、王政維新の美名が空名となつて、世界の列強と對峙の目的も、必ず其の實が失はれる、そこで一般國民の智識進歩を期し、文明各國の規則を参考して我が學制を定め、徐に學校を全國に振起して、盛に教育を普及するの急務を開陳したのである、即ち其の建言中に「元來國之富強は人民の富強にして、一般之人民、無識貧弱之境を不能離ときは、王政維新之美名も、到底屬空名、世界富強之各國に對峙する目的も、必失其實、付而は一般人民之智識進歩を期し、文明各國之規則を取捨し、徐々全國に學校を振興し、大に教育を被爲布候儀、則今日之一大急務と奉存候」とある、是より後ち、公は常に我が教育の振興を念としてゐたが、明治四年七月に廢藩置縣(別項、廢藩置縣の斷行参照)の令が下だつて三日を経た十七日に、大學

大丞加藤弘之(後ち男爵)が公を訪ひ、大學を興して生徒に學藝を進歩せしむるの要を説いた、ついで南校(今の帝國大學の前身)の學生十餘名が學校改革を上書し、八月一日また其の三人が來つて公を訪ひ之を促がした、即ち公の日載七月十七日の條に「四字過歸家、加藤大學大丞有約來話、大學を起し生徒をして學藝を進ましむる今日の時不可失、依て其大體を論ず、七字過歸去」とあり、同じく八月一日の條に「南校の書生尋來る、過日南校の書生十餘名、學校改革の事に付上書せり、今日三名來るも亦其故也」とある、此の弘之や南校の生徒が公に各々意見を開陳したのは、公が常に教育に熱心であるからである、かくて公は特命全權副使を拜し、十二月七日に米國の桑港に着して十五日始めて彼の地の小學校を觀視し、其の感想を日載に記してゐる、其の趣旨は、眞誠に我が邦の諸事を發達せしめ、國民一般の智識を進歩せしめて、國權を永久に維持して世界に卓立せんには、僅かの人材があつたのでは困難である、明治初年このかた、常に我が教育の急務なることを察知して其の意見を開陳した、が、閣員多くは將來を考慮しないで賛成するものが少なかつた、今や親しく外國の教育狀況を目撃して平常の意見を追懷し、我が學事を興隆すべきの急務なるを痛切に感んじたといふのである、依つて隨行の一人である理事官の文部大丞田中不二麿(後ち子爵)に深く傾注せしめたのである、即ち公の日載十二月十五日の條に「今日



小學校へ公使と領事官の案内にて十字より巡見せり、三處の小學校に至る、大なる部は少年一千三四百人入校、其規則實に可<sub>レ</sub>見、女子而已入學の校あり、又男女とも入學の校あり、眞に我國をして一般の開化を進め、一般の人智を明發し、以て國の權力持し、獨立不羈たらしむるには、僅々の人才出世するとも尤難かるべし、其急務となすものは、只學校より先なるはなし、余平生是をはかり、當世の人應ずるもの甚少し、而して至<sub>二</sub>于今日<sub>一</sub>、其念尙勃々、此度同行中に田中不<sub>二</sub>鷹あり、余の同志なり、且文部省中より隨行せり、不日學校の興隆を只希望する而已<sub>一</sub>とあるので知らる、公が一般の國民が無識貧弱であつては、二三の英俊が朝政を翼賛し奉つたとて、國家が振起して富強となるものでないといふ意見は、既に明治元年に建言した普通教育の振興急務にも見えてゐる、即ち「熟將來之形勢を推考仕候に、一般之人民無識貧弱にして、終に今日の體面を不<sub>二</sub>變<sub>一</sub>時は、譬<sub>二</sub>二三之英豪、朝政を輔贊仕候共、決而不能<sub>レ</sub>振起<sub>三</sub>全國之富強<sub>二</sub>云々<sub>一</sub>とある、が、當時彼の富強と學校設備の完成とを目撃し、之を我が寺子屋の少し進歩した教育と國力の現狀とに比較して其の感慨が深厚であつたのである。

幼稚園設置の嚆矢

かくて全權大使の一行が、條約改正の談判を中止したので(別項、條約改正商議の苦心参照)公は歐米各國を歴巡し、専ら教育と法典とに傾注して其の調査をなした、同六年の歸朝後は、諸般

の施設と共に教育の振興を常に念頭に置いてゐて進歩を謀つてゐたが、文部省は歐米に倣ひ、幼稚園設置の必要を察した、そこで同九年五月四日に、文部大丞九鬼隆一(後ち男爵)が來つて公を訪ひ之を謀つた、公の日載五月四日の條に「品川彌二郎(外國行云々)南禎介(バンク云々)九鬼隆一(文部省中云々)等來話」とある、隆一の其の話は幼稚園設置のこともあつた、公は是年三月參議を辭して内閣顧問に任んぜられ、學事に直接の關係がない、が、常に教育に熱心であるから、隆一は之を謀つて其の示指を請ふたのである、ついで六月一日に、公は自ら文部省に赴いて隆一に面晤し、幼稚園の設置に關して之を商議した、公の日載六月一日の條に「九字宮内省へ參向、歸途山本清十を訪ひ、其より文部省に至り、九鬼隆一に面會せり、十二字歸家」とある、是日幼稚園設置のことが略ぼ決定したのである。

かくて公は車駕の東北巡幸に供奉し、各所の小學校を視察して其の教育の進歩せるを喜び、七月四日之を隆一に報じた、依つて十二日に、隆一は書を公に送つて其の厚意を謝した、其の書中に「奥筋小學校は、稍整頓之姿に御目撃御座候由、先以重疊之事、夫に付御内諭之高論、逐一拜悉不堪<sub>二</sub>感銘<sub>一</sub>候」とあり、また「實に高詞の如く、宗教なり修身學なり、孰れも愚夫愚婦上には必ず有用のことにて、彼の理學家の高尙なる所説は、田舎の婆兒輩に對し、恰も猫に小判の

徳育の必要  
意見と幼稚  
園の設置



類ならん」といつてゐる、此の修身學云々のことは、公が人々あまり洋風を尙びて、智能の研習にのみ傾注せるを憂慮し、道德の涵養を忘却すべからざる趣旨を是月杉山孝敏に告げてゐると、同じことの忠言に對しての答へと思はる、其の孝敏に送つた書中に「歐洲へ比較候而も、本邦には益修身之事は、學校に而世話いたし不<sub>レ</sub>申而は、(不<sub>レ</sub>重<sub>三</sub>宗教<sub>一</sub>又家内之教としては絶無と云て可なり)終に本邦人は煉瓦石中に而、異犬之巧みに一藝を習候ものと異ならず、爲<sub>三</sub>後世<sub>一</sub>於<sub>三</sub>各普通學<sub>一</sub>、修身之學は歐洲之十倍いたさせ度、文部へも此道理を心切に相すゝめ度、御閑暇之時かたかなに而御認置是願候」とあつて、「又歐洲風一説に、人は知識さへすゝめ候とき、別に修身學はいらぬと申事有<sub>レ</sub>之申候、成程議論上に而一理有<sub>レ</sub>之候へ共、決而涉<sub>三</sub>天下後世<sub>一</sub>、經驗之上に而は不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行事と存候」とある、要は公が智育を重んじて、德育を輕んぜるを深憂したのである、是月公は車駕の還幸に供奉して歸京し、八月箱根に遊んだ、翌九月歸京したが、幼稚園の保姆に獨逸の女クララ、チーテルマンを雇ひ入れんとし、容易に決しなかつた、公は之を憂ひ、東京の女子師範學校の學長中村正直に面晤して之を論議せんとした、事は十月二十九日に隆一から公に送つた書中に「扱過日來、相願置候那人の儀に付、委曲被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候、就而御都合に寄り、何日に御越し被<sub>レ</sub>下候ても不<sub>レ</sub>苦候得とも、若其節中村學長不<sub>二</sub>居合<sub>一</sub>候ては、御不都合を生じ候ゆ

へ、近日の内、何日に御越し被<sub>レ</sub>下候様、確と御報申上候間、御差支無<sub>レ</sub>之候へば、其節午前九時より十二時迄の間に、女子師範學校へ直に御越し、中村へ面會致すべき旨、御申込被<sub>レ</sub>下候はば、直に拜面、必ず不都合無<sub>レ</sub>之様取計仕置可<sub>レ</sub>申奉<sub>レ</sub>存候、尤幼稚園に對しては、私中人之姿も御座候に付、御都合によりては、那人之御住居へ向け、私參昇、直に女子師範學校へ御同伴仕候ても宜候、此邊は全く御本人之御都合に任せ奉<sub>レ</sub>り候」とあつて、隆一の盡力せることも知らる、ついで十一月七日に、隆一また書を公に送つて斡旋を請ふた、公の同日の日報に「九鬼隆一よりチーテルマン幼稚園へ出る事に付、書面を送れり」とある、が、其の書は傳はらない、やがて公の周旋で、チーテルマンを幼稚園に雇ひ入ることが決定した、そして幼稚園舎の工事は、此の間に進捗し、十一月六日に落成した、其の十四日に文部省は東京の女子師範學校内に幼稚園を設置すべく布達し、十六日に開園式を行つた、そこで二十二日隆一は書を送り、公の盡力で幼稚園の基礎の成立したのを喜べるを陳べて其の由を報じた、其の書中に「幼稚園之儀は、本邦會而經研無<sub>レ</sub>之、完全之結果、實に覺束なきものに御座候處、閣下之御厚配により、那之基礎をおくに稍易き途を得候情感に而、生等之分上に至るまで、欣幸無<sub>レ</sub>限に御座候」とある、是れ實に我が國の幼稚園設置の嚆矢であつて、公が普通教育の振興を急要とし、其の開園に斡旋せしことが知らるので



ある。

因に、京都の第三十區小學校では、明治八年十二月に校舎の一隅に幼兒保育の爲に遊嬉場を設けたことが文部省學制五十年史に見えてゐる、が、是は不整頓のもので、幼稚園の初歩であつて十年に至つて廢せられたのである。

盲啞學校の起原

盲啞教育の必要は、明治四年に工學頭山尾庸三の建言があつて、同八年に京都の待賢小學校長古川太四郎の啞生二名に業を授けたのが、我國盲啞教育の濫觴としてある、なほ此の八年に津田仙・山尾庸三・中村正直等が東京築地の英醫フールドの宅で訓盲のことを議したと傳へてゐる、(學制五十年史)が、其の沿革が明瞭でない、しかし翌九年十二月には、庸三・正直等に依つて、既に盲學校設立の議が成立し、御下賜金を請願してゐる、そこで教育に熱心である公は、庸三等から設立の趣旨を明かにし、盲人學校の爲に盡力したのである、事は公の日報十二月十九日の條に「十字參宮、今日盲人學校へ賜金の事漸相決せり、山尾庸三中村正直其外數輩より兼而此企の主意を緩々承知せり、依而余も爲盲人不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>盡力<sub>一</sub>退出」とあつて、宮中にて御下賜金の決したことが知らるのである、かくて同十三年に始めて訓盲院が開院したが、是が今の東京盲學校並に東京聾啞學校の起原である。

○ 相撲の縦觀と歌謡

伊勢屋別宅の會宴と相撲(其の一)

明治元年十二月八日、車駕東京を發せられて京都に還幸あらせられた、公は朝命に依り、東京に留まつて専ら奥羽の民政に關し、其の措置に盡瘁した、そして其の處理の方法も、二十日に至つて略ぼ決定した、そこで辨事大原重實が主催して、深川の伊勢屋彌兵衛の別宅で、明日の休日に小宴を開かんとして公を招いた、是日は寒氣が殊に烈しくて、降雪が盛んであつた、公は其の招きに應じて深川に赴かんとし、且つ明日の積雪の光景を内心に楽しんでゐた、ところが、翌二十一日は降雪が止んで甚雨となり、天候急變して大に失望した、公は權辨事作間正之助・史官菱田重禧二人を従へ、舟に乗つて午後二時に彌兵衛の別邸に着いた、秋月種樹・有馬頼匡(久留米藩主)の二侯辨事土方久元(後ち伯爵)・會計官判事島義勇・辨事香川敬三(後ち伯爵)・同山中靜逸・日下部東作等の外に、十餘人の徴士が來つて已に座にあつて、相撲を見てゐた、其の力士はみな剛強のものであつた、相撲が終はつて筆硯を出だし、各々其の意に任せて揮毫した、敬三は水戸藩の人である、公は昔時同藩の武田耕雲齋・藤田小四郎に友誼ありしを追懷し、感慨の念が禁んじがたく、敬三と互に之を論談し、是等諸士の忠志を今日に展開して、地下にある靈魂を瞑目せしめんこと

武田耕雲齋  
藤田小四郎  
を追懷



を思惟した、なほ公は互に舊昔を談議せんとし、更に來月三日の再會を約した、公の日記十二月二十一日の條に「曇、十一時過より作間菱田二子と舟を發し、深川伊勢屋別宅に至る、昨夜心に今日雪ならんを思ひ、大に意を樂しむ、今日雪あらずして雨甚失望、二字頃相達す、已に秋月有馬二侯、土方島香川山中小野(〇侗之助)日下部其外十餘人の徵士列坐見、角力、角力中皆魁なるもの多く、其の興尤妙、角力終て坐中に筆硯を出し、各任其意て弄す、秋月侯余に一詩を示す、香川は水人也、余武田藤田二翁の舊誼を思ひ感慨不<sub>レ</sub>禁ものあり、大に相論し、先哲の志を今日に伸へ、地下に瞑目を只思也、來月三日を約し再集を期し、八字過乘<sub>レ</sub>舟て歸」とある、公は此の頃十七字の二句を誦つた、其の一は「一草も月日のむらはなかりけり」とあつて、其の一は「世の中は櫻も月もなみだかな」と詠んだ、是は公が嘉永六年安政元年の米艦渡來から幕府安政戊午の大獄を起し、文久二年同三年攘夷の談議確定及び元治甲子の變に方り、辛慘を具にしたる往事を維新に追懷して詠んだのである、後四年九月公が海外に留學せる河北義次郎(俊弼)に送つた書中にも「戊辰之歲、癸丑甲寅戊午壬戌癸亥甲子之事など思ひ出し、世の中は櫻も月も涙かな、一草も月日にむらはなかりけり、と、口に信せて申せしことをまた思ひ出し、爲<sub>三</sub>御一笑<sub>二</sub>認申候」とあつて、癸丑このかた、時勢の變遷の烈しきに遭遇して維新に至つた公が、其の意を寓せて詠みたること

公の歌謡  
(其の一)

が知らるのである、(此の中の「世の中は櫻も月もなみだかな」の俳句は安政二年の作とも傳へられてゐる)

かくて再會を約したるは明治二年の正月三日である、それは去年長兵が伏見で幕軍と交戦したる日であつて、恰も一周年を経て海内の擾亂が殆んど平定したのである、是日公は重禧・正之助及び齋藤新太郎・井上新一郎等を從へて深川に赴き、また伊勢屋彌兵衛の別宅に入つた、議定東久世通禧・同池田章政(後ち侯爵)・軍務官久我通久(後ち侯爵)・辨事西四辻公業(後ち子爵)及び山中靜逸・香川敬三等已に座にあつて、同じく相撲を見てゐた、力士は前回と齊しく強健のもののみで、其の角觚は頗る壯觀であつた、また鮮屋・天麩羅・田樂燒の假店を設けて之に興を添へた、即ち公の日記正月三日の條に「風雨去年今日於<sub>三</sub>伏水<sub>二</sub>干戈を開きしなり、一年にして國內一先平定せり依て舊臘より今日を約し、角力を深川伊勢屋彌兵衛の別荘に催せり、菱田作間齋藤井上と十二字り、上<sub>レ</sub>舟別荘に至る、久我東久世西四辻備前諸公山中香川其外已に來て在<sub>レ</sub>席、庭中に鮮店天普拉レンカク等の假店を設け趣を添へたり、また今日の角力等皆當時の強健、實に一時の愉快觀なり、至<sub>レ</sub>暮雨稍晴る」といへども、また今日の一遺憾なり、終て各傾<sub>三</sub>大杯<sub>二</sub>角力等に投與す」とある、かくて二月二十五日軍務官判事長谷川忠一との約を踐み、參與後藤象二郎と共に其の宅に赴

伊勢屋別宅  
の開宴と相  
撲(其の一)



公の歌謡  
(其の二)

築地の宴と  
公の歌謡

き東久世通禧を招いた、通禧も來つて頗る盛宴であつた、庭中に大池あつて幾種かの櫻花が已に満開で、其の下で力士が互に勝負を競ふた、公は十二時頃に歸寓し、「世の中は櫻の下の角力哉」とまた俳句を詠んだ、是は負けた力士が花を見て、勝つた力士は見ることをえない意と傳へられてゐる、越えて二十七日公は象二郎三十餘人に送られて東京を發し、三月三日に京都に還へつた、かくて是月七日、車駕は再び京都を發せられて、東京に行幸し給ふた、公は京都に留まつたが、朝命で五月八日大阪に赴き、二十四日に神戸を出帆して二十六日に横濱に着し、二十九日東京に入つた、是から諸侯の版籍奉還を朝許あらせられ、官制の改革行はれて復古功臣の賞典祿の廟議があつた、公は疾の故で八月二日から箱根に遊び、九月二十六日に東京に歸へつた、是日に復古功臣の賞典が行はれたが、其の方法について公は反對であつた、かくて十月公は大垣藩大參事小原鐵心(忠寛)と觀月の約をなした、是月十五日の夕に鐵心と共に築地に小舟を浮べた、此頃大藏少輔伊藤博文の宅は築地にあつた、そこで博文を誘ひ、相共に舟游して明月を觀賞した、やがてホテルに至つて食事を認めた、同席のものは、會津の人二名、岸和田の人一名、西島青浦・杉山孝敏・福井順道等であつて、各々書畫を揮毫した、是夜力士の角觥はなかつたが、鬼面山が席に陪し鐵心の僕が公に書を請ふた、其の僕は同じく力士である、依つて公は筆を執つて「世の中は

相撲の外の相撲哉勝負の外に勝ち負はあり」と、三十一字を揮ふた、公の日載十月十五日の條にも「是夕小原鐵心と有レ約、浮レ舟築地に來る、與三伊藤ニを誘ひ、共に舟に至り、海水浮べ見レ月、尤良夜也、舉てホテルに至り認レ食事、同席之客、會津人兩名、岸和田佐藤某、青浦杉山福井等也、角力鬼面山陪レ之、各認レ書畫、小原之僕余に求レ書、此もの角力なり、依て戯に三十一字を揮」とある、明治の初年には、なほ武勇の意氣が旺勢であつて、公等の會合に力士を招いて、其の技を見ること屢々であつた、また此の歌謡は公の作中有名のものである。

### ○ 上野櫻花の縦観解禁

今の下谷區の略ぼ中央にある上野公園は、徳川時代に寛永寺を置き、其の家廟を設けて東叡山と號した、其の境内に凡そ三十六坊あつて、本坊には親王門跡も住し、今の帝室博物館のある所である、山門は黒門・新黒門・車坂門・屏風坂門・坂本門・穴稻荷門・清水門・谷中門の八門あつて、莊嚴を極めたものであつた、殊にもと山王臺といつた櫻岡は、上野臺の東南端にあつて、春時は櫻花爛熳として著名であつたのである。

明治元年正月徳川慶喜は、鳥羽伏見の戦に敗退して關東に走つたが、形勢の非なるを察し、江

上野公園と  
櫻花

寛永寺諸門  
の閉鎖と櫻  
花縦観



戸城を出でて、東叡山中の大慈院に屏居した、初め淺草の本願寺に屯集して彰義隊と稱した賊徒は、慶喜を追ひて山内に移り、諸坊を營所として官軍に抗した、五月官軍之を包圍して遂に撃退した、其の時諸坊が兵燹にかゝつて、殆んど烏有に歸したが、残つた諸門は閉ぢられて、妄に人の出入が禁んぜられた、翌二年二月六日、公は會々上野の山下にある松源樓に遊んだ、諸門の閉ぢられたるを見て、人々に櫻花を縦觀せしめんことを欲した、時に東京府知事は參與大木喬任が兼任してゐた、そこで翌七日、公は喬任に書を送つて其の意を告げた、喬任は公の意見を賛し、府判事と商議して諸門を開き、公衆に隨意に櫻花を見せしめた、公の送つた書は散逸したるも、喬任の答書は存して次の如くである。

上野花之一條、奉三拜承候、幸只今東京府判事中、罷出相一居候間、則相談可仕奉存候、貴諭之通り、門を開き、花を見せ候儀は、いかにも至當之義と奉存候、二月七日、

是等の瑣事は、維新の草創に方つて當路のもの氣付かないところであるが、開放に依つて人心に影響することは多大であつたのである。

○ 宇治の萬碧樓を愛す

公の西京歸  
清と鳥津久  
光面晤

車駕の京都に御還幸あつた後に、輔相三條實美・岩倉具視もまた相踵いで東京を發した、公は獨り東京に留まつて軍務官副知事大村益次郎等と専ら機務の要件を處理した、かくて諸事其の緒につくに及び、翌二年二月公もまた東京を發し、三月三日に京都に歸へつた、翌四日は微恙あつて、終日家居して來客に接し、五日參朝して具視に東京の近況を報告した、午後四時退朝し、更に具視の邸に出でて詳細に東京の近情を陳述した、翌六日公は參朝し、宮中にて參議島津久光に近情を談じた、慶應二年薩摩藩の修好使が長藩に來つた答禮に、公は鹿兒島に赴いて久光に見えた後の始めての會見である、そこで公の日載三月六日の條に「十二字參朝、今日宮中におゐて島津隅州侯に謁す、丙寅の冬至三于薩州、其後今日始て相謁す、近情を談話す」とある。

大和遊歴と  
萬碧樓宿泊

車駕再び東京に行幸あらせられ、翌七日京都を御發轍あらせられた、公は去年入閣せしこのかた、皇謨を翼賛し奉り、國基を益々鞏固にせんとし、苦慮奔走して心身の劬勞せること甚だしく、頗る健康を害した、そこで車駕の東幸し給ふた機會に歸國せんとし、請暇の願書を出だした、翌十三日具視突然來つて公を訪ひ、其の歸國の念を翻へさしめた、ついで巖谷修もまた議定徳大寺實則（後ち公爵）の内命を含み來つて、公の歸國を諫止した、そこで公は大和に遊びて休養せんとし、二十四日杉山孝敏等を従へ、京都を發して宇治（京都府宇治町）の菊屋萬碧樓（現主青木



八重に泊した、此の樓は宇治川の清流に臨みて山水の勝景を眺め、其の風光實に筆墨に盡しがたい妙趣がある、昔時頼山陽も此の樓に遊びて額面を揮毫したので之を懸けてゐる、公は文久年間周布政之助（上篇、周布政之助との關係参照）と同遊を約したが、國事多忙の爲に遂に果さなかつた、去年參與大久保利通・江戸府判事小原忠寛等と茲に漫遊を約したが、また公務の爲に來たることをえなかつた、そこで公の日記三月二十四日の條に「五字前宇治に至り、菊屋萬碧樓に泊す、余曾て麻田翁（○周布政之助）と有約、終に爲公事不果、小原鐵心（○忠寛）大久保甲東諸子と有約、又爲公事不果、今日得閑始て遊此樓、實に山水の妙、其天然不所盡筆墨也、一絶句あり」とあつて、文久以來の宿志を果すをえて詩をも賦したのである、翌二十五日奈良府判事伊勢華・同權判事早川供藏・大谷秀實等の知人が來つて公の興遊を助けた、越えて二十七日、公は三笠山・大佛堂・二月堂を歴觀したが、二十八日また萬碧樓に歸へつた、是日公は妓を從へ舟を浮べて宇治の水源に溯り、夜に入つて歸樓し、宴を開いて詩酒の興を催ほした、萬碧樓の絶勝を愛悦する數日で多年の積鬱を消散し、二十九日に京都に歸へつたのである、ついで四月四日、公はまた友人瀧彌太郎・楫取素彦及び杉山孝敏等と共に糺林（山城下鴨）にある香川敬三の別墅に遊んだ、（此の別墅には元年九月六日にも來たことがある）是日各々詩酒を恣にし、頗る愉快を覺え、公もまた一二首を賦した、公の日記四月四日の條に「晴一字頃より瀧楫取古藤杉山日野住正等と糺林香川の別荘に遊ぶ、詩酒各任自由、幽興亦近時の一佳會也、今日拙吟二三首あり」とあつて、其の詩は次の如くである。

曳筇出草廬、過來河蟬洲、新巖揖我立、溪樹綠欲流、半簾斜日動、竹稍晚風柔、  
山鳥相和喜、池魚結伴游、悠然對天地、一物無我驪、同友六七士、詩酒任自由、  
交情淡如水、靜中又何求、使世如此境、人間豈有憂、

此の五言古詩の「悠然對天地一物無我驪」の句は有名なのである、なほ七言絶句に「糺森歸途」と題し「醉袖翩翩細々風、遊人薄暮各西東、三株樓閣誰貪夜、數點紅燈落水中」と賦したるも同日の作である。

其の後凡そ八年を経て明治十年二月、公は車駕に供奉して其の七日に伏見に着した、是日午後四時車駕は宇治に着御あらせられ、上田俊造の宅を行在所に御治定あらせられた、俊造の宅は即ち萬碧樓である、公は宮内少輔杉孫七郎・一等編修官長三洲と共に附近にある同苗上田氏の家に宿した、此の家の主人を甚七といひ、參議大久保利通・元老院議官岩下方平等の知人であつた、甚七は數日前東京に行つて病死し、其の妻も之に赴いて不在であつたが、利通・方平及び八田知紀の書を



蓄へて、是等の人々が往々訪ね來つたのである、此の家から宇治川の景勝を望めば、其の風光また絶佳である、公の日記二月七日の條に「四字過宇治へ着御、行在所は上田俊造宅なり、世に萬碧樓と云是なり、山陽の額あり、臨宇治川一風光甚妙、余等三人は上田と云家に宿す、此家の主人は甚七と云、大久保利通などの知人に而、頃日到東京一死去し、其妻も爲其に又到東京と云、大久保八田岩下などの書あり、上田の樓望山水一風光尤佳」とある、公が此の宇治川の山水を眺望し、其の風景を絶妙として愉樂したるも實に之が最後である、翌八日車駕御發輦あらせられて奈良に着御し給ふた、公は九時行在所に參向して車駕に供奉し、蘭人が工夫を凝らして防水の爲に補築した宇治の堤を見て奈良に赴いた、なほ此の宇治の堤から奈良に至れる間は、凡そ十萬餘人の民力に依つて修理した道路で、甚だ善良であつた、是は其の地の人々が車駕の行幸を仰ぎ、畏くも傍路にて龍顏を拜し奉る光榮に浴せんとし、請願して日夜修理したのである、是日國民の熱誠を聞召し給ふて貳千圓の御下賜があつた、公の日記二月八日の條に「宇治堤にて蘭人の工夫にて防水の爲め補給せし堤を見る」とあり、また「宇治の堤より奈良まで道路の修繕十萬餘人の民力を盡し、實に上等の道路なり、人民行幸を願ひ夜白修繕せしと云、今日二千圓を玉わる」とあるのである。

○ 鳥尾小彌太は壯年中秀才の一人

鳥尾小彌太  
の來訪と長  
藩諸隊救助  
の金額

明治二年三月二十一日、鳥尾小彌太（後ち子爵）が來つて公を訪ひ、長藩諸隊の事情を語つた、其の議論が普通の少年に超絶してゐた、是時小彌太は二十二才であつて公より十五歳も少ないので、壯年中秀俊の一人として之を稱した、公の日記三月二十一日の條に「今日鳥尾小彌太來て隊情を談す、小彌太は壯年中の一人也、議論尋常の少年に超絶するものあり」とある、かくて四月朔日小彌太また來つて公を訪ひ、長藩諸隊の將來に關して大に苦心せるを語つた、公は其の篤志に感んじて黄金四兩を貸與した、當時の一兩は今日の凡そ二十倍であるから、四兩でも少額ではない、また貸與とあるも給與である、去年東北戦争の開始せしこのかた、公は出陣諸隊の窮乏を救助し、其の高數百金に達した、公は小彌太の誠意を喜びて毫も惜むことなく、其の請に従ふて貸與した、事は公の日記にも「鳥尾小彌太來て暫相談す、彼今日隊中の事を苦心す、實に篤志可感、杉山孝太郎も亦話す、鳥尾に黄金四圓を貸與す、去年諸隊中のもの其窮を救ふ事、幾百金をしらす、然して鳥尾等に貸與する毫も惜意なし、即鳥尾等の誠心人に徹するなり」とある、公は知友のみならず、誰人といへども其の窮を恤むの念深く、實情を明にせば之を救濟せんことに



努めた、そこで公の援助を受けしものは多々あつたのである、ついで十六日小彌太は公を訪ふて前日の厚情を謝し、歸國せんとして別を告げた、公もまた小彌太が少年中の一人物にして將來あるを察した、そこで公の日記に「同十六日朝微雨忽晴、鳥尾小彌太來て告別、頃日小彌太屢々來て時事を語る、其志世を憂ふこと尤深し、少年中の一人也」と稱してゐるのである。

かくて小彌太が始めて兵部省出仕に任じたのは、翌三年十二月十二日であつた、時恰も公は參議大久保利通と相共に朝命を奉じ、各々歸藩せんとして大阪にあつた、其の前々日に、小彌太は兵部少輔山縣有朋と共に公を訪ふて任官を告げた、爾來小彌太は陸軍少將となつて陸軍少輔元老院議官を兼ねた、が、公の薨去までに累進して陸軍中將となり、陸軍大輔元老院議官を兼ねてゐて公が秀才を認められたがはなかつたのである。

○ 山縣有朋御堀耕助に洋行懇進 御堀耕助の死去痛惜

公は山縣狂介(有朋、後ち公爵)・御堀耕助の材武に長ざるを察知して將來を考慮し、東北平定の後に、二人の爲に其の洋行を懇進した、明治二年三月公の東京から京都に歸へるに及び、二人相共に海外に遊ばんことを決し、狂介も耕助も同じく書を送つて之を公に報じた、其の狂介の四

山縣有朋御堀耕助に洋行を勸む

月十一日の書中に「洋行一事、聊據鄙懷一おき、進退は廟堂に打任せ候處、速に一定、加之、御堀氏同行に相決し、且驚且喜び、直に歸陣仕候、折ふし壯士之論、頗る熾に困窮いたし候、是は大に情勢を辨し候得者、了解可仕と奉存候」とあつて、長藩諸隊士には其の洋行に反對論があつたのである、また耕助の同月十三日の書中に「于時山縣狂介も、御地にて御面會仕候由、猶又歸國之砌は數々之珍書、御贈り被成下、誠以難有、御厚志之至奉多謝候、陳て弟も此度、狂介下人之唱にて、一同彼之地被差越候被仰付、多年之宿志相違、乍晩年も一度渡海可仕、就而は來月二十日頃に、爰許出足仕候、何分國家之處、御盡力之程奉祈候」とあり、また「御疎は無レ之儀とは奉存候得共、洋行之儀は御含迄に奉願上候」とあつて、同じく諸隊の紛議を慮つてゐた、長崎府判事井上馨も、是時二人の洋行決心を公に報じたので、公の日記四月十八日の條に「夜半井上聞多山縣狂介より書翰來る、狂介彌々西洋行に決し、御堀耕助亦西洋に至ると云」と記し、公は之を喜んだのである、かくて二人相共に五月二十日頃に出帆したが、會々耕助は香港に至つて疾を發した、そこで狂介に別れて歸途につき、十月六日東京に着した、公は其の報に接し、翌七日耕助の旅寓を訪ふた、ところが、耕助は其の疾が己に癒ゑたやうなので、一旦歸國して再び洋行せんことを決した、即ち公の日記十月七日の條に「正木(○基介)答書中、昨夜御



堀來着の事あり、依て十字頃御堀に至る、與諸子と面會す、御堀は香港に至り、得病不得止歸國、不日再行の論あり」とあり、八日の條に「御堀來訪談時事、又語海外」とある、かくて耕助は屢々公の宅に來泊し、洋行の斡旋を請ふた、十七日公は參與大久保利通を訪ひ、耕助の洋行に關して之を談議した、公の日載十月十七日の條に「十字大久保を訪ひ、談論數時二字頃相去る、大久保へは御堀洋行の事件に付、余屢談于彼」とあつて、洋行にも各藩派遣の權衡があるので、耕助の爲に屢々之を利通に談じたのである、ついで耕助の洋行は決定し、其の出發の日が近きにあらんとした、依つて公及び大藏民部少輔伊藤博文等の知友は、十一月六日深川の平清樓で別宴を催ほした、席に陪せる藝妓十餘名ゐて、座客或は歌ひ或は吟んじ或は舞ひ或は筆墨を弄し、頗る盛宴であつた、公は長座に耐へがたくて、竊に一二の妓を誘ひ、博文と共に脱出した、そして舟を浮べて築地に着し、博文の宅に泊した、是夜耕助を送れる書畫は一卷をなした、公は之に「長風萬里」の四大字を題し、次の戲謔を卷中に書した、

歐羅巴洲何物ぞ、我只獨り朝寐をしたり、睡足今將起、小女と小兒たもととすそにからむ、嗚呼、事は公の日載十一月六日の條に「今日御堀別杯の約あり、深川平清樓に至る、座客甚多、娼妓十餘名席に陪す、或は歌ひ或は吟じ、或は舞ひ或は筆墨を弄し、十字過竊に小松小濱を誘ひ、芳梅

と舟を浮へ相脱す、又築地に至り一泊す、今宵御堀を送るの一卷を認む、余長風萬里の四大字を題す、又其の卷中へ戲に口に任せて、歐羅巴洲何物ぞ我只獨り朝寐をしたり、睡足今將起、少女と小兒たもととすそにからむ、嗚呼、此出たらめを認めたり、醉中の一興なり」とあつて、公の外國に對する意見が察知せらる、なほ蹶起せんとして小男小女の袖裾に羅絡せるといへるは、深意のあることである、公は横濱の朝許をえたので、八日築地を發して此所に赴いた、十一日耕助また東京から横濱に來つたが、翌日轉宿し、英國から歸朝した同友南貞助・遠藤謹助と共に至つて公を訪ふた、翌夜耕助また來り、去年このかた長藩人の公に對する苦情の事由を縷述した、公は去春廟堂に班して諸侯の版籍返上を建言せしこのかた、獨り國家將來の爲に大に苦辛した、然るに長藩諸友が、徒らに之を嫉妬し、爲に害あるも毫も益なく、春來の不愉快も、全く茲に源因せるを思ひ、益々人情の輕薄を恐懼した、即ち公の日載十一月十三日の條に「此夜御堀來訪、不圖昨年所欲言の苦情を談す、實に昨年來、余獨り大に國事苦心するの情あり、然して妬情の諸友、實に有害て毫も無益、春來の不愉快、多くは關爲此、人情之輕薄可恐」とある、かくて十四日耕助公の旅寓に來つた、公之と横濱の市街を散歩し、翌十五日もまた耕助が來訪した、越えて十八日公が博文（前に來る）と共に東京に歸らんとするので、耕助は大黒屋禎二郎と共に之を



有朋耕助の  
歸朝と人材  
輩出の冀望

中篇 山縣有朋御堀耕助に洋行愆愆 御堀耕助の死去痛惜

二三〇

波戸場に送つて別を告げた、是日公は歸寓したが、耕助やがて解纜して海外に赴いたのである。翌三年八月三日に至り、耕助は有朋(即ち狂介)と共に歐洲から歸朝した、是夜有朋は公の宅に泊して歐洲の近況を語つた、翌四日耕助もまた公の宅に宿し、同じく西洋の近情を談じた、公の日載八月三日の條に「御堀山縣西洋より歸り、山縣來り泊す、彼地の近情を聞」とあり、同四日の條に「御堀來泊す、又歐洲の近情を聞」とある、ついで有朋に東京に滞在すべき朝命が下つたが、耕助は歸國するので、十八日公は築地に赴いて之を送つた、かくて有朋は屢々公を訪ふたが、其の斡旋によつて二十八日兵部少輔に任じた、是れ實に有朋が陸軍から出身して、後年元老となつた任官の發點であるのである、なほ西郷從道(後ち侯爵)は耕助・有朋と相俱に洋行して同時に歸朝し、八月二十二日兵部權大丞に任じた、公は從道が來訪して兵部省事務の展申せざるを憂歎せるを聞いて、洋行の裨益の多大なるを察し、且つ人と爲りの誠實を喜んだ、また之と共に有朋・耕助等の洋行に關して、周旋したことも日載に記した、即ち八月二十九日の條に「今夕西郷眞悟(○從道)四字より來話の約あり、而して西郷更に不來、漸六字過に來り、時事を談論す、西郷は御堀山縣等と昨年洋行し一同歸國、當時兵部權大丞を奉職せり、兵部省の諸務不ニ相舉一を憂歎せり、此人正實顯其額、可レ恃之仁なり」とあり、九月十四日の條に「西郷眞悟の此度

耕助の死去  
を痛惜す

歐洲より歸る、其益甚多し、余去年山縣狂介御堀耕助等を歐洲行せしめんと周旋せし時、西郷も亦同此行の事謀、今日不圖彼我とも其益不レ少、又國家に關係せり」とあつて、公は常に人材の輩出を念とせるが、維新後は國家將來の爲に大に之を冀望し、其の爲に種々斡旋せしことが知らるのである。

かくて耕助は歸國の後に宿痾を發したので長崎に赴いて之を治療し、書を公に送つて病狀を報じた、其の書は十月十四日公の手に入つたが、恰も大久保利通と各々歸國の重事を協議して多忙であつて、未だ之に答ふるの遑がなかつた、ついで公は東京を發し、其の途中十二月十三日に大阪から書を耕助に與へて、山縣有朋等と共に歸國の事情を報じ、且つ病を訪ふて海苔を贈つた、耕助は公の懇情を喜び、二十三日の病間に次の書を送つて之を謝し、咯血の頻繁であるを報じ、明春歸國せんとするを告げた。

十二月十三日之華翰相達奉ニ拜讀ニ候、彌以御壯榮奉ニ大賀ニ候、此度山縣早使來着、近況詳悉、老臺御歸邑之由、久々振の故山靜絶、御慰可レ被レ爲レ在と奉ニ遙察ニ候、次第も、十一月上旬比より時々出血有レ之、以上八度、今度九度の咯血嚴敷相成り、甚困難罷在候、乍レ併今朝は止血、始て執筆、禁ニ法外ニ右故、山縣共以上相嘶無レ之仕合、萬御推察可レ給候、猶又介抱人之儀、懇

中篇 山縣有朋御堀耕助に洋行愆愆 御堀耕助の死去痛惜

二三一



懇御信切被<sub>レ</sub>仰越、誠以難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候、孰れ來春二月には、歸國可<sub>レ</sub>仕と奉<sub>レ</sub>存候間、今些の事故、不自由相こらへ可<sub>レ</sub>申候間、不<sub>レ</sub>惡御思召奉<sub>レ</sub>祈候、病後故何も取縮申候、折角御自愛第一に奉<sub>レ</sub>存候、早々拜復、十二月二十三日、

二白幾回も御懇情之程、奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候、何も歸國拜青萬可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>拜謝<sub>レ</sub>候、以上、  
追啓、海苔御惠贈、幾回も難<sub>レ</sub>有、今以相樂み罷在候、

ついで翌四年四月十日耕助漸く馬關に歸へつた、時に公は山口にゐたので、野村靖は直に之を公に報じた、公の日載四月十日の條に「今曉野村靖之助より御堀耕助歸關の報あり、依て小林武兵衛へ李家文厚歸る云々、三田尻滞留の居所等を申遣」とあつて、醫師李家文厚の三田尻にあるを馬關に行かしむべく周旋した、翌十一日公は次の書を耕助に送り、全く世事を忘却して長く保養に専心なるべく勸告した、實に此の書は公が耕助に與へたる最後のものとなつたのである。

先以御病氣も大分御折合、馬關まで御歸着之由承知、大に安心仕候、乍<sub>レ</sub>去長々之御不快に付、毫も御無理之無<sub>レ</sub>之様、御隨意に被<sub>レ</sub>成、申上事も乍<sub>レ</sub>疎、世上之事は更に御かまひ無<sub>レ</sub>之、氣長に御保養專一之御事に奉<sub>レ</sub>存候、御不自由之事も御座候はゞ、野村河野（○野村靖と河野龜之進）より無<sub>レ</sub>御用被<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰越可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、先は御見舞旁一書奉<sub>レ</sub>呈候、草々頓首、四月十一日夜、

ふ 公耕助を訪

ついで十四日、靖はまた馬關から飛脚を發して、耕助の病の危篤を報じ、且つ公に面會を切望せるを告げ、出で來らんことを促がした、兵部大丞山田顯義もまた前日馬關から歸り、是日公を訪ふて耕助の言を傳へた、そこで公は大に之を憂ひ、明日を以て發せんとした、即ち公の日載四月十四日の條に「四時過馬關より飛脚到着、野村靖之助書狀來る、御堀病氣甚危険、切に同人余に面會せんことを欲す、故可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>は出關のことを促せり、昨日山田市之允も從<sub>レ</sub>馬關<sub>レ</sub>歸り、今日來訪、又御堀之傳言を語れり、依て余明日出立に決せり」とある、翌十五日公は山口を發し、舟木・小串を経て十六日に馬關に着し、先づ靖に面晤して狀を聞き、伊藤某（舊本陣）の宅に行いて耕助の病を訪ふた、公は去秋耕助に別れてこのかた、相見ざること殆んど二百餘日である、肉落ち骨露れて其の衰弱甚だしく、昔時の壯大肥滿を追懷して實に慙憐に堪へなく、互に舊事を相語つて潸然流涕した、公の日載四月十六日の條に「昨秋御堀に別れ已に二百餘日、實に衰弱尤甚、肉落骨露、昔日の壯大を思ひ、眞に不堪<sub>レ</sub>愍然<sub>レ</sub>也、舊時の事を語り潸然たり、余亦不<sub>レ</sub>圖流涕漸久」とある、かくて公は數日馬關にあつて耕助を訪ひ、五月朔日山口に着し、翌二日勅使堀河康隆（後ち子爵）に謁し、右大臣三條實美・大納言岩倉具視の傳言を承けた、勅使は毛利敬親薨去の爲に差遣されたのである、ついで八日、耕助の族鈴木直衛から更に病狀を公に報じ、且つ



醫師竹田祐伯の來診を望むを告げて其の周旋を請ふた、公は直に祐伯を馬關に赴かしめ、且つ耕助の依囑で、友人北川清介の次男を其の後嗣となすべく斡旋した、越えて十三日靖は耕助の病勢一變したるを公に報じた、公は大に之を憂慮し、更に醫師烏田敬藏を馳せしむべく杉孫七郎に周旋せしめたが、是夜小林武兵衛來つて耕助の死去を告げた、公の親友の既に死歿せるもの多くて、生存せるものは僅かであつた、明治二年耕助の洋行の途についたとき、公は「十年幾浮沈、依然一片心、同朋多逝矣、百憂入骨深」と賦して示したが、其の耕助もまた逝き、悲歎痛惜に極まりないのである、即ち公の日記五月十三日の條に「于時御堀病症一變せし由、野村靖之助より報せり、依て烏田敬藏を差越と欲し、杉へ一書を投ぜり、小林武兵衛來て御堀今十二字死去の由を告げ、且後事を相談せり、實に可憐之至也、余之朋友近來皆歿、殘るもの纔に數名、今日又此計聞を得、公私の事を想像しても不堪<sub>レ</sub>悲歎<sub>一</sub>也」とある、かくて耕助の遺骸を宮市に葬むるに及び、十六日公は之に赴き、其の親戚に面會して靈牌を拜した、そして公は招魂場に至つて更に諸靈の墓をも拜し、墓前で祭酒を酌み、畢はつて直に知人貞永幽之助の宅に少憩したのである、公の日記五月十六日の條に「御堀親戚に面會し、靈牌を拜し、其より招魂場に至り墓を拜し、墓前にて祭酒を酌り、余は終て直に貞永幽之助の處に小憩す」とあつて、公は耕助の靈と共に困難に殉んじたる烈士の墓を拜して之を祭つた、之に據つて公の友情に篤いのは全く其の誠意誠心なることが益々察知せらる、翌十七日公は上京を促がし來つた大久保利通等と共に、鳳翔艦に同乗して解纜したのである。

○ 國語の洋字綴録便利論

公が蘭醫ボードインの治療で精神の疲勞を快復したのは、明治二年五月であつた、(別項、明治元年二年の外人面接参照)かくて公は翌六月に東京の大會議に列席し、諸侯の請願した版籍奉還の勅允あるべく盡力したのである、當時公は常に西洋の文字を用ゐて我が國語を綴り、其の文法を構成して小學兒童に習はしめば、成長の後に歐米の讀書に裨益の多大なるのみならず、また諸科の研鑽にも利便多からんことを思惟した、そこで大阪で其の病の治療中に、一夕ボードインに其の意見を陳べて之を論じた、ボードインは大に其の説を賛成したが、世人は公の意見の卓越に當惑して其の實現を疑ひ、之を信認するものが稀有であつて事遂に寢んだのである、翌三年ボードインは東校の教授に移つた、其の十月四日にボードインは公の招きに應じ、神田邸に來つて毛利敬親を診察し、閏十月十四日大典醫伊東方成と共に染井の別荘に公を訪ふたこともあつたが、

洋字綴録に  
ボードイン  
の賛成



やがて二十八日金三千兩を政府から賜はり、歸國の途についたのである。

和蘭にてボ  
ードインに  
再會

かくて公は、特命全權副使となつて歐米各國を巡視し、六年二月和蘭に赴いた、其の頃になつて本邦には漸く洋字で國語を綴録するの利便を覺悟し、其の説をなすものが多くなつた、公は話蘭稽留中に、自らボードインの宅を訪ひ、會々五年前に彼と論議したる綴字の往昔を追想して之を談語し、時勢の推移と世情の變遷とを考察して、互に維新前の事態にも及んだ、即ち公の日載三月四日の條に「十字過よりボードインを訪ふ、彼本邦に在留せしとき余の病を診察し、大に其の驗を得たり、余五年前ボードインと一夕相話す、其時平生西洋の文字を用ひ、我が國語を綴り、文法を構成し、後來少幼をして於ニ學校ニ學ばしめば、他日歐米の書を読むにも亦其益不<sub>レ</sub>少、且諸課の學問上にも其便利必大ならんことを論ず、彼以て大に此説を是とせり、然して當時世人信するもの甚稀少、至<sub>レ</sub>今日ニ世上此説を陳するものも不<sub>レ</sub>少、世情の變遷又以可<sub>ニ</sub>思見<sub>一</sub>、ボードイン此日七年前の事を談じ、談又及<sub>ニ</sub>于此<sub>一</sub>、本邦の人却て如<sub>レ</sub>此之事甚鮮し」とあつて、公は本邦人が諸科研鑽の利益を辨へなく、我が國威發輝の爲に將來を考慮せるもの少なきを悲歎したが、後年に及びて漸く羅馬字會の開催を主張するものあるに至つたのである、越えて六月ボードインを訪ひ、別を告げて翌七日獨逸に赴いたが、之が永別となつたのである。

○ 東京靖國神社の創設

東京招魂場  
設置の嚆矢

公は明治二年正月十五日東京で、議定東久世通禧・辨事大原重實の招きに應じ、金杉文魁堂の別荘に行かんとした、此の別荘に赴かんとするの途中に、上野の諸寺の間を通過した、去年五月東叡山に屯聚せる賊徒討伐の際に、諸坊樓門其他が概ね焼失した、往昔の壯麗は實に夢の如きの感がある、そこで公は此の灰爐を掃除し、地區を清淨にして英靈の招魂場となさんことを欲した、即ち公の日載正月十五日の條に「今日此莊に至る、途又上野寺中を通る、去夏兵火の爲に樓門其外多くは焼失、舊時の盛大實に如<sub>レ</sub>夢、此土地を清淨して招魂場となさんと欲す」とある、是が東京に招魂場を設けんとする嚆矢である。

九段招魂場  
設置

かくて招魂場の建設に關し、公は軍務官副知事大村益次郎等と更に九段坂上の地域を謀議した、其の議は公が京都に歸へつた後に進んだが、朝命で五月二十九日に再び東京に來つた、(別項に見ゆ)すると六月十一日に、招魂場は九段坂上を選定することに決定した、初め公は九段坂町人家の情實を察し、其の撤去の困難ならんことを慮つて、之が善處の考案を益次郎を説いたが、既に決したので、十三日公は更に書を益次郎に送つて之を報じ、故障なく永久に英魂の祭場たる



工夫を凝らさんことを請ふた、即ち其の書中に「招魂場之處は、兼而御氣付も有之候通、九段坂上に彌一昨々日御決定相成、頓に御達し有之候御事と奉存候、元より御高按有之候御事と奉存候得共、後來まで面白き趣向に御工夫奉仰候」とある、ところが、公の此の趣意の未だ十分に徹底しない中に、二十六日町家撤去の命が下つた、そこで九段坂町の家々は大に驚き、擧つて之に反対し且つ歎訴をなし、其の衷情實に忍びがたいのである、公は之を憐察し、益次郎に事實の違謬を説いて、遂に九段坂町の人家撤去を中止せしめて其の民心を安堵せしめた、公の日載六月二十六日の條に「今日招魂場建立に付、九段坂町家立除の沙汰あり、町家擧て歎訴、其情實に不<sub>レ</sub>忍なり、曾て是等の事件大村と議し、庶人の困苦を厭ひしに、不<sub>レ</sub>豈圖の事に付、事實必違ひあらんと思ひ、大村に尋ね、立除の事を欲<sub>レ</sub>止告<sub>レ</sub>彼等をして安堵せしむ」とある、そこで招魂場の位置は、稍々規模を小にして九段坂町の人家を撤去することなく、坂上の廣闊な一區畫の地に決し、二十九日九段の歩兵屯營から發砲して其の開設を告知した、同じく公の日載に「今日於<sub>二</sub>九段歩兵屯所<sub>一</sub>、招魂場開場、早朝より發砲及<sub>二</sub>數刻<sub>一</sub>」とあるのである。

戦死者の合  
祀祭と相撲  
煙花

越えて七月朔日民部大輔廣澤兵助・兵部大輔大村益次郎(二人七月八日任官)が公を訪ふた、兵助は公と共に長藩主の邸に赴き、益次郎は招魂場に至つて力士の相撲を観た、是日假神殿を設けて、伏見・函館等の戦に死歿せるものを合祀したのである、翌日公もまた益次郎及び伊勢華と俱に招魂場に赴いて、力士の角觥を一見した、ついで四日は招魂場にて烟花を催ほし、晝夜共に衆庶群集し、其の人聲が拂曉にまで及んだ、事は公の日載七月二日の條に「大村來訪、三字後與<sub>二</sub>大村伊勢<sub>一</sub>到<sub>二</sub>招魂場<sub>一</sub>、角力を一見す」とあり、同日の條に「今日於<sub>二</sub>招魂場<sub>一</sub>烟花を發す、晝夜群集、人聲到<sub>レ</sub>曉不<sub>レ</sub>休」とある、是れ實に今の東京靖國神社の創始であつて、其の位置は公と益次郎との謀議に決し、また毎年の祭典に相撲あり煙花あるの濫觴も已に此の時にあるのである。

### ○ 中井範五郎の死を憐む

中井範五郎は鳥取藩士で、河田佐久馬(後ち子爵景與)等の同士である、夙に尊王の志を懷き、幕政の非なるを憤慨した、後年藩内の俗論派に反抗し、遂に脱走して笹本政吉と變名し、岡山藩の老臣伊木忠澄に頼つた、忠澄は佐久馬等と同じく公の舊知であつた、ついで岡山から長州藩に奔つて、久しく其の庇護を受けてゐたのである。

かくて慶應三年薩長二藩の出兵に方り、公は竊に五十金を範五郎に與へ、先づ東上して京攝の事情を探索せしめた、其の後杳として互に音信を通ぜなかつた、が、範五郎は東征の師に従ふて

長藩の庇護  
を受く

範五郎の遭  
難



軍監となつて進んだ、やがて東海道を經由して箱根に至つた、箱根は幕軍の林忠崇が扼守してゐたので、其の攻撃にかゝつたが、欺かれて遂に害に遭ふた、時は五月二十日であつて範五郎は二十九歳であつた、翌二年九月、公は箱根の靜養を終はつて二十日小田原に遊ばんとし、其の途中にある範五郎の墓を拜した、忽ち往昔を追懐して之を日載に記した、即ち二十日の條に「彌右衛門（○大久保彌右衛門、小田原藩の老臣）同道して小田原に至り、于途因州中井範藏の墓を拜す、範藏曾て因州國難の節、脱國我長州に來る、去々卯年京都欲舉事、余竊に金五十圓を與へ、先んじて範藏を出し、事情を探索せしむ、而して其後終に不逢、彼關東に來、箱根の役不幸して難に死す、尤可憐」とあつて公と舊知であつて、其の戦死を深く追悼したのである、後ち範五郎は靖國神社に合祀せられて明治三十一年從四位を贈られたのである。

按に、林忠崇の戊辰出陣記に「五月二十一日より同二十五日に至る、大總督軍監中井範五郎戰爭の比關門にありしが、二十日曉援兵を促さんとて、早追にて小田原に到る、途中新谷の邊にて人見勝太郎隊下の者之を斬殺す」とあつて、範五郎は忠崇第一軍の將人見勝太郎の部下に暗殺せられたことが知らる、忠崇は二年十一月に家名を養弟忠弘に嗣がしめたが、同二十六年十月に至つて忠弘に男爵を授けられたのである。

○ 金澤の東屋及び千代元に休泊す

樺山三圓と  
屋の計謀と東

文久元年公は長藩の命に依り、浦賀・鎌倉地方に赴いて外人の情勢を探知せんとした、時恰も薩藩の有志樺山三圓なるものが、同藩士日下部伊三次の遺族の歸國せんとするを送つて鎌倉に遊ばんとした、公は既に三圓に交はつて、互に薩長兩藩の親睦を計謀せんとした、そこで公は豫め書を三圓に贈つて之を報じ、是年九月金澤驛にて面晤せんとし、東屋に投宿して其の來るを待つた、ところが彼我共に事の齟齬を生じて、遂に會合しえなかつた、明治二年九月公は暫く箱根に心身を靜養し、更に鎌倉に遊びて、二十二日再び東屋に宿泊した、凡そ九年前の昔に比し、人家の位置其の他の異なつたを見て、世變の測知しがたいを覺つた、即ち公の日載九月二十二日の條に「長谷寺に至り、鶴岡に出八幡宮に詣で、先公と大塔宮を拜し、朝夷切通しを過、金澤に至り東屋に泊す、八九年前金澤に至りし時、其前比此地に遊し時と人家の位置等大に異也、今日又異なるを見る、人世の變不可知」とあるのである。

翌三年六月二日、前長藩主（毛利敬親）が上京して前年の勅命（出京して皇謨を翼賛すべき大命降る）に奉答し、十月まで稽留して屢々參朝したが、十四日歸國の途についた、公は之に陪從

千代元に休  
憩す



して十六日鎌倉に至り、八幡宮・鎌倉宮及び大江廣元・季光の墓に参詣した、是日公は先だちて發し、金澤に赴いて千代元で晝飯をなし、敬親の抵るを待った、此の千代元は、公が安政元年長藩の相州警衛地(幕命による)に赴いて宮田の陣營にあり、また翌二年に浦賀で幕府の與力中島三郎助に師事して軍學及び造船術を修めた頃に、屢々來遊した酒樓である、長藩主も形情に依つて自ら出陣を豫期し、假に此の千代元を旅館に定めたことがある、ところが、其の千代元は焼失して改築し、僅かに家名を存するのみであつて、當時住してゐた人々はみな昔のものでなかつた、そして毛利敬親は去年公が宿した東屋に入つた、公の日記十月十六日の條に「朝老公に陪し、八幡宮鎌倉宮廣元季光二公の墓に詣、其より御先え金澤に至り、千代元にて午飯を認、此千代元は十六七年前、宮田戌營、浦賀留學中來遊せし樓なり、其後焼失、只存家名而已、人亦皆異なり、東屋御本陣故東屋により、其より野島西の屋より雇舟横須賀に渡り云々」とある、かくて翌日敬親は横濱に出で、十九日解纜して歸國し、公は之を送つて後ち二十九日に歸京したのである。

○ 松崎澁右衛門の横死痛惜

澁右衛門の  
投獄

松崎澁右衛門は讃岐高松の藩士である、名を佐敏といひ達齋と號した、天性忠篤の人で、夙に

水戸藩士に交はつて文武の業を修めた、安政戊午の大獄に、水戸藩志士の黜けらるるに及び、澁右衛門もまた奸臣に誣ひられて、數年間國中に屏居した、其の後再び出でて國事に奔走したが、また藩内の佐幕派に忌まれて獄に投ぜられたのである。

暗殺を痛悼す

明治元年朝命に依つて其の罪を解かれ、藩論を恢復して執政となり、大に改革を斷行した、公は其の人となりをも、有志の日柳燕石から聞いてゐた、ところが、澁右衛門は京都に出で來たつて公を訪ひ、高松藩内の事情を告げて時勢を憂慮し、姦人の多きを痛歎した、是は明治二年三月十六日であつた、公の日記に「十六日晴、朝高松の人松崎澁右衛門來る、松崎は日柳燕石より所聞の人也」とある、其の後高松藩内の俗論黨が、澁右衛門の聲望を妬み、九月八日其の登城を窺ひ、遂に途中で之を暗殺した、翌十月十四日公は高松對岸の倉敷縣知事伊勢華の報告で、始めて之を知つた、是は兵部大輔大村益次郎の遭難(次項に見ゆ)を聞いた後で、未だ四句を經ないのに、また澁右衛門の横死を知つたのである、そこで公は大に時勢の非なるを歎き、澁右衛門の死を痛惜し、且つ高松藩の要路に因循で姦人の多きを憂慮して、甚だしく之を憤慨した、即ち公の日記に「伊勢翁より書翰來る、高松の探索書なり、此藩多年の勤王家松崎澁右衛門爲被殺害之事あり、松崎は初夏(○晚春の誤)余を尋ね來り、暫く時勢を憂歎し、又藩の因循にして姦人の多きを思ふ、



此事件又大村の事件等に付、不可言の情實あり、實に不堪切齒也」とあつて、公が勤王の有志や憂國の士で將來ある人々の非命の死歿を痛惜すると共に、時事の非なるを切齒扼腕せることが屢々であつたのである。(明治三十一年七月正四位を贈らる)

○ 大村益次郎との關係 征韓論の首唱

公が大村益次郎を知つたのは實に安政六年である、是時公は二十七歳で益次郎は三十六歳であつた、當時益次郎は村田藏六といつて、宇和島藩の扶持米を受け、また幕府の蕃書調所や講武所にも出勤してゐた、此の前年に公は吉田松陰の激論を深憂し、之を諫止せんとして歸藩した、(上篇、吉田松陰の獄中推薦参照)ついで益次郎もまた歸國して萩に出で、始めて公の居を訪ふた、二人一見して舊識あるが如く、互に其の胸裡を吐露して談論した、そして益次郎は公に先だつて萩を發し、途中宇和島に赴き、是年六月十六日に江戸に着した、そこで二十三日に、次の書を公に送つて之を告げ、且つ出萩中の厚意を謝した、此の書は益次郎が公に贈つたものの最も古きものである。

追々甚暑之候に相趣申候處、愈御機嫌克御勤被レ遊、珍重に奉レ存候、扱出萩之節は不二方二御

始めての交際と拔擢登庸

世話に相成、種々御配意之段忝奉レ存候、早速伺書差上可レ申管之處、旅行中取紛失敬仕、宇和島滞在、段々延引致し、漸く今月十六日歸府仕候、先は時候隨分御保護專一に候、餘は期後便一萬縷申越し候、恐々頓首、六月二十三日、

桂 小五郎様

村 田 藏 六

尙又乍御面倒二木島氏(○來島又兵衛)え御出會も有レ之候はゞ宜敷御傳聲奉レ希候、

ついで公は藩命を受けて江戸に出で、益次郎と屢々往來し、小塚原で二人が幕府の死體を解剖せるを見たこともある、萬延元年には、二人が竹島開拓の意見を幕府に建言して、其の許可に奔走した、翌文久元年に益次郎は歸國して、長藩の洋學・兵學の教授を擔任したが、公は京都・關東を往來して専ら國事に奔走した、是から二人は遠く東西に別れて、互に面晤の機會がなかつた、應元年公が但馬の潜伏地から歸國するに及びて、益次郎の拔擢登庸を藩政府に建言した、藩政府は之を容れて特別に大組の士に列し、洋式に則つて軍制を改革すべく委任した、是から長藩の兵制は大に面目を改めたのである。

かくて王政復古の後、明治元年公は廟堂にあつて國策に盡瘁し、益次郎は軍務官判事兼江戸府判事に任んじ、關東に赴いて賊徒の平定に苦勞した、やがて公は車駕の御東幸に供奉して東京に

公の征韓論賛成



出づるに及び、海内平定後に於ける將來の畫策、奥羽民政の諸施設等に關し、益次郎に謀議する所が多いかつた、翌二年正月公は其の首唱せる征韓論を益次郎に謀つた、公の日記正月元旦の條に「今朝會て所思の征韓の一條を大村益次郎に相計る、雖征猥りに征之にあらす、欲推二字内之條理一也」とある、公は猥りに兵力を以て朝鮮を征伐するのでない、天下の條理を推説して、我に服従せしめんとの本旨である、其の趣旨は、益次郎に贈つた長文の書翰にも之を縷述してゐる、益次郎も公の規畫の深遠なるを察知し、遂に公の征韓を賛成した、事は公の二月十七日の日記に「參朝退出懸け、軍務官へ罷越、與大村會津降伏人の一條、其他兵學校の基礎、征韓の大策等を熟談細議す」とあるので知らる、蓋し維新後征韓論の主張は公が始めてであるのである。

かくて公が去年このかた、一死を賭して大に苦配竭盡した諸藩の版籍奉還の請願が、六月十七日に勅許あらせられた、そこで公は、七月十日右大臣三條實美に見えて時弊を建言し、廟議の根軸がなほ鞏固ならぬで、朝變暮改の不安なるを説いた、是日公は更に益次郎を訪ひ、軍政に關する將來の着眼と現時の弊害を救済すべき畫策とを論じた、即ち公の日記七月十日の條に「又大村を訪ひ、軍務將來の着眼、且今日時勢の弊を救済するの策を論ず、彼亦同論なり」とあつて、益次郎は公の畫策に同意であつた、此の二日前即ち八日に益次郎は兵部大輔に任んじ、二十一日

時弊救済と  
京都出張

兵學校建設並に器械製造の用務に依つて上京(京都出張)を命ぜられた、越えて二十三日、公はまた益次郎を訪ふて、將來施設の計畫を論議した、同日の日記に「大村に至り、將來の事件を談論す」とあるが、實に公が益次郎と互に其の胸襟を披瀝して、我が國策の樹立に關する論談をなした最終であつた、かくて公は、心身の疲憊を靜養せんとし、朝許を請ふて箱根に遊び、益次郎は二十七日東京を發して八月十三日に京都に着した、益次郎は着京後、直に京都府權大參事榎村正直(後ち男爵)に會見して先づ府下の現況を聞き、始めて東京で想像した程の憂なきを知つた、そこで十八日に、益次郎は次の書を公に送つて之を報じ、強盜なきも小盜多く、また町人が國學者・漢學者の鼓動せる論談に、各々方向を迷惑せるものあるを告げ、公の虞慮せる洛東は、産業を興起せしめなば、甚だしく衰微せざるべく、また漸次政務を改革して有司其の施設に注意せば、國民の幸福なることを陳べたのである。

爾來御多祥拜賀此事に候、然は弟發足後、箱根に御入湯之由、御氣色如何哉と御案じ申候、隨分御自愛專一に是祈、就而は過日船越洋之助(○船越衛男爵)え御託し之御書翰慥に拜讀仕候、弟も去る十三日京着、榎村半九郎(○榎村正直)にも早速面會縷々承り候處、當京も此節は至而穩に有之、強盜杯之患は無之由、只小盜は澤山有之由、是れ全く徒罪之法、輕きに因て起る



處と申す事に候、其譯は小盜は徒罪に相成、其身は日雇稼き致すより、徒罪之苦み少く、且つ家内之者は、町内に而被<sub>レ</sub>養候由、皇朝學先生漢學先生、何か洵々相論じ、町人とも方向に迷ひ、急に面目之一新せざるに因て、楨半杯に困る位之事に而、強而御懸念は無<sub>レ</sub>之由○兼而御懸念之川東(○洛東)は彌増淋敷相成由、然し只今之通りに而、追々産業相求め候様相成候はゞ、強而之事は有<sub>レ</sub>之間敷候得共、近日還幸杯之説を唱へ、再び奢侈盛驕之期を相俟輩も有<sub>レ</sub>之由、萬縷は東京に而、傳聞仕候模様よりも治り至而宜敷、此上は漸を以て御政務御改革、諸有司心を以て候はゞ、大に萬民之大幸と存候、余は期<sub>二</sub>後便<sub>一</sub>申殘し候、恐々頓首、八月十八日、

此の書は、實に益次郎が公に送つた最後のものである、なほ益次郎は東京を發して京都に向つた時に、之を送り來つた兵部權大丞船越衛に、種々の密事を囑して公に傳へしめた、其の事は衛の公に送つた書中に「過日大村殿西行之節、私儀急御用向にて、途中まで大村殿を逐ひ罷越候處、其節段々、内密閣下へ之御傳言有<sub>レ</sub>之、歸來伺申候處、御他行中と申事に而、折角御歸館之程、奉<sub>レ</sub>待候」とあつて、公と益次郎とは、常に國事に關する機密を謀議したのである。

かくて益次郎の京都稽留中は、専ら都下の不肅を嚴正し、春來十津川郷士の姦魁を捕縛して、其の紛擾をも鎮定した、そこで浮浪の徒が種々の流言を放つて、益次郎の暗殺を陰謀した、九月

凶徒の襲撃  
と公の驚愕

四日兇賊七八人、遂に益次郎の旅宿である三條木屋町の三番路次を襲撃して、重傷を負はしめた、是時益次郎に従つた靜間彦太郎・安達幸之助の二人は、遂に其の難に斃れた、公は屢々國家將來の大策を益次郎と論議し、廟堂の諸員が偷安姑息に狂れて、確固たる定見なきを慨歎した、ところが益次郎の上京には、大に期待する所あつたが十日の拂曉に、突如楨村正直・兵部大丞河田景與の飛報があつて、始めて凶變を知つて大に驚愕した、しかし重傷を負ふも、辛うじて其の危難を免れたるを天佑となし、稍々安堵の念をなした、公の日記九月十日の條に「今曉河村謙藏來る、楨村半九郎河田佐久馬の至急書翰を出す、去る四日晚大村益次郎京都木屋町三番路途の寓へ刺客七八人亂入靜間彦二郎加州人安達某難に死し、大村家來一人翌五日に死し、一人數ヶ所の瘡を受く、天哉、大村數ヶ所の大瘡を受ると雖も、生命無<sub>レ</sub>恙由報知、余一旦大に驚愕、生命の無<sub>レ</sub>恙を見、先一安堵せり、大村兼て余と大に論じ、天下の形勢日々逼迫、然して廟堂の諸子、多くは一日の安きに安じ、一定の着目難<sub>レ</sub>立を敷す、必ず此度上京に付、京都の不規則を欲<sub>レ</sub>正、且春來大に十津川紛亂を欲<sub>レ</sub>定、巨魁の姦人を捕縛す、必浮浪種々浮言を以、大村を暗殺せんと謀る、大村の此危を免る、實に天助ならざらん哉」とある、是日公は正直に書を送つて同じ意を告げた、其の書中に「過る五日御認之朶雲、此曉山中へ相達、忙手致<sub>二</sub>披閱<sub>一</sub>候處、豈圖大村氏一條云々、實に



驚愕之至に御座候、然處天哉性命無<sub>レ</sub>恙と申處に至り、不<sub>レ</sub>覺欣躍大安堵仕候、靜安二氏大村氏家來、實に可<sub>レ</sub>憐之至に御座候」とある、かくて公は益次郎の遭難が、彈正大忠海江田信義(後ち子爵)の姦人煽動に關係せる内説あるを遺憾となし、十月十五日之を參議廣澤眞臣に報じた、其の書中に「大村一條に付候而は、海江田其煽動と申、内々説有<sub>レ</sub>之申候、如<sub>レ</sub>此事に而は、朝廷之御不仁に相當り、實に實に奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候事に而御座候」とあり、正直にも同じく此の説あるを告げてゐる、越えて十七日、公は更に次の書を益次郎に送つて、兵部省の勢力減衰し、僅に船越衛の之を支持せるを報じ、速に全快せんことを冀望せるの意を告げた。

寒冷日々相募候處、漸々御快方とは奉<sub>レ</sub>遙察<sub>レ</sub>候得共、如何とまた御按事仕候中、頃日御直左右承り、大に安堵仕候、何卒御全復早々御東歸奉<sub>レ</sub>待候、徒らに御東歸を奉<sub>レ</sub>待候に無<sub>レ</sub>御座、兵部省も自然勢如<sub>レ</sub>糸、陰然船越などを相助け、維持之處を相論じ申候、彼も餘程困迫毎々罷越候而苦談仕候、兎に角彼一人に而、且々相つゞき居申候、一旦彼相去り候とき、百事盡瓦解、然るにまた惡物等船越を妬み、種々之姦計を廻らし、遠く事之策を施し候趣、且又政府より兵部省へ擊劍論などをもち出し言語之<sub>レ</sub>次第、是に而御想察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候、浩歎之至に御座候、實に此際尤大事に付、吳々も船越に相論じ、彼も只今之處に而は、飽まで相任じ居申候間、必御安

心は可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候、何分にも迅急御快復千祈萬禱之至に奉<sub>レ</sub>存候、先は爲<sub>レ</sub>其草々頓首拜、

十月十七日

尚々餘り上の方も因循に而殘慨之事も不<sub>レ</sub>少、過日別紙之一書を横濱書生を以建言に及申候、以上、

藏 六 先生 御 密 折

尤

益次郎の永  
眠と公の痛  
惜

此の書は公が益次郎に送つた最終のもので、其の安意も須臾であつた、十一月五日益次郎は四十六歳を一期とし溘焉として永眠した、十一日鹿島庄右衛門は未だ益次郎の死を知らないで、公を訪ふて危篤の容體を報じた、公は益次郎の再び起ちがたきを聞き、交情最も深き益友を失ふを悲歎し、去年以來互に國家前途の大策(主に軍事)を論定したことが多く、未だ其の施設に及ばないで逝かんとするを痛惜し、覺えず潜然として流涕し、是夜なほ夢寢の間に益次郎と對談し、醒めて愁傷言ふべからざる心事であつた、即ち公の日記十一日の條に「鹿島浪華におゐて大村の容體を聞、其趣を語る、實に死生不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知、不<sub>レ</sub>覺大歎す、大村は春來尤共に力を盡し、昨年亦前途の大策を論定する事多し、彼剛腸にして且心切毫も表裏なし、實に當<sub>レ</sub>此際、尤益友たるを知り、交情甚厚し、尙前途の事も共に相憂ひ、大に後來の策を約せし事不<sub>レ</sub>少、今日此左右を聞き、實に



浩歎、失力不覺潛然たり、今夜夢寢の間、屢對大村にて相語る、覺て又愁然不可言之心事なり」とあつて、公が皇謨を贊輔し奉り、國家將來の畫策の爲に其の交情の深厚で且つ益友であつたことが知らるのである、翌十二日の夜、三宅庸助は兵部大丞山田顯義及び船越衛・河田景與等の書を齎らし來り、公を訪ふて五日益次郎の死去したを報じた、公は之を知つて大に悲歎して哀慟極まり、却つてまた涙出でず茫然として其の氣を喪つた、公の日載十二月の條に「夜十一字過戸をたゞくものあり、則三宅庸助なり、山田市之允船越洋之助河田佐久馬等より書翰到來、大村遂に過る五日の夜七字絶命の由、實に痛歎殘意、悲極て涙不下、茫然如失氣」とあつて、互に赤誠を吐露して親密であつた益次郎を失ひ、公の浩歎哀傷のいかに甚だしかつたかが想察せられるのである。

かくて明治五年七月公は英國倫敦にあつて、紐育發刊の新聞に朝鮮が日本の使節一人を抑留して其の一人を放置し、且つ國書をも破裂した記事あるを見た、大に朝鮮の頑冥暴惡を憤慨し、公が明治元年正月に、始めて隣國の交誼を修むべく談判すべき建言をなせしより、益次郎に征伐を謀議せしことまでを追懷した、其の要は、慇懃と懇切とを盡して隣交の趣旨を朝鮮に陳述し、彼れ頑冥にして我を待つに、曲として無禮を加ふるあらば、其の準備なかるべからず、縱ひ兵力を

益次郎の遺言と公の追悼

要するとも、一旦事を擧ぐれば、我が内地の發展は速かなるものがある、若し交戦を開始せんは、三ヶ年に百五十萬金を費すを以て、其の利害得失を益次郎に論じたのである、初め益次郎は公の説を怪しんだが、細議するに及びて其の遠謀あるを知り、遂に之に贊襄した、(前にも見ゆ)是から二人胸裡を吐露して相共に密議を凝らしたが、益次郎は不幸にも遭難し、其の死に臨みて船越衛を招き、此の事の大意を遺言したといふのである、即ち公の日載七月二十九日の條に「昨日ニューヨークの新聞を聞に、其中に朝鮮我日本の使節を一人は抑留し一人を放逐し、國書を裂破せしと、實に彼國の頑暴可惡、抑、然し朝鮮へ使を出す、余の建言する所にして、實に戊辰一新の春也、當時朝廷の規模一定の上は、遠く西洋の各國とも好親の約あり、各國の公使等も親しく天顏を拜するに至る、然るときは舊好の國と交を親敷するは不待言なり、況朝鮮如きは近隣の國にして且舊好の國なり、故別に一价の使節を遣し、一新の旨趣を告げ、互に將來往來せんことを望む、且遠く西洋とも通商を盛にするに至ては、亞細亞近國も又盛に開けずんば、前途の目途も又必不<sub>レ</sub>得十分、雖<sub>レ</sub>然朝鮮の國情を察するに、彼頑にして容易に承諾するを思わす、去とて今日の機會不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>失、又前途を慮るに、今日端を開き置かざるときは、又不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得るものありと、尤始は慇懃丁寧情實を盡し、其主意を陳し、然して彼曲を以我を待ち、不禮を加ふるに至ては、



其用意なかるべからず、兵力を以てすると雖も、彼國終不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>開、且今日我皇國の形勢を想察するに、外に一事を生ずるときは、内地の進歩も大に速なるものあらんと、而して其費の如きは、彼國と戦ときは、一年或は五十萬、一年或は三十萬、一年或は七十萬、我便宜に隨ひ費すに足る、依て其利害を兵部大輔大村益二郎に議す、益二郎始余の説を怪む、細議するに至り、彼大に余の説に隨ひ、共に密に其事を謀る、然し益二郎不幸にして難に斃る、益二郎死に臨み、兵部大承船越要之助を招き、此事の大意を遺言せり」とあるのである。

かくて明治六年に至り、陸軍少將山田顯義の發起で、中島佐衡(後ち元老院議員)の宅にて益次郎の弔祭を行ひ、公等も之に列席した、公の日記十二月二十五日の條に「山田の談にて、今日中島四郎の宅にて故大村大輔の吊あり、依て余亦連<sub>レ</sub>席、原田道一長嶺豊之進他は山田と余而已なり」とある、其の後ち三年を経て明治九年に至り、十二月二十六日顯義の宅で、また益次郎の祭事を行ふた、是日會するものは、公を始め教部大輔六戸璣・中島佐衡・原田道一等六人であつた、公は慶應元年に、山田宇右衛門と共に長藩主(毛利敬親)に進言し、益次郎を拔擢して之に軍事を任んじ、兵制の改革を行はしめんとし、之を請ふて聽許せられた以後のことを追懐した、益次郎は登庸せられてこのかた、時勢に鑑みて大に胆勉し、洋式に則つて長藩の兵制を刷新したる其の功績は偉

益次郎の祭  
事と詞子の  
留學

大である、また維新の後には明治政府に立ちて、専ら兵政に參與し、其の抱負の施設せられたるものは、概ね我が士民に適合した善事多きも、俗論に墜退せられ、其の意の如く行はれざるものも尠少でなかつた、不幸にも遂に凶賊の暗殺に遭ひ、重傷を負ふて瘡るに至つた、此の國家の功臣を失つたのは、實に痛歎愁悼に堪へないのである、公の日記十二月二十六日の條に「今日山田顯義の宅に而、亡友大村益次郎の祭事を營めり、集會するもの六戸璣中島佐衡原田吉富某なり、大村は乙丑の歳、於長州山田宇右衛門と論じ、忠正公(○毛利敬親)へ言上し、拔而兵事の局に用ひ、兵制改革を任せり、同氏大に勉強、西洋の法にならひ、防長二州の兵制を一様になせり」とあり、また「一新の際、兵部の事を任じ、實に同人の功莫大なり、且本邦の士民に適し、其設くる處の方法等善なるもの不<sub>レ</sub>少、當時種々の俗論有<sub>レ</sub>之、同人の意の如く不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行ものも亦不<sub>レ</sub>少、且不幸にして終に暗撃の爲、受<sub>レ</sub>疵而斃、國家の功臣なり」とある、是より先き、公は益次郎の後嗣松次郎をして父の遺志を繼がしめんとし、明治三年百方斡旋して官費生となし、英國にて海軍を修學せしめた、同五年公の英國に赴くに及び松次郎に面晤したが、業成りて同九年十二月に歸朝し、三十一日に公を訪ふた、公は益次郎の往事を思ふて大に喜び、之を日記に「七年前海軍爲<sub>二</sub>修業<sub>一</sub>英國に至り、近頃歸朝せり、亡父益<sub>二</sub>二郎は余の親友にして不幸の落命、余常に不<sub>レ</sub>堪<sub>二</sub>悲歎<sub>一</sub>



なり、此度(松次郎)遂業て歸朝せり、余の欣喜(以下欠)」と記した、之に據つて、公が常に益次郎と親密であつた友誼を忘れないで、其の横死を大に悲歎せることの察せらるのみならず、嗣子に亡父の遺志を繼續せしめんとして盡力せる其の情懷の深厚なることが知らるのである。

### ○ 廣江屋の屋號許容

公は但馬の出石潜伏中に庇護して呉れた廣戸甚助兄弟の舊恩は、常に矚願して爲に盡す所多々あつた、(松菊木戸公傳に見ゆ)明治二年甚助が大阪で商業を營むに方り、公は其の資を援け、また彼の請を容れて廣江屋と稱せしめ、且つ孝助と改名せしめた、廣江屋は公が出石潜伏中の家號で、孝助は其の變名であつた、是年十二月、公は歸國の途次に、大阪で特に廣江屋孝助の宅に泊した、公の日載十二月二十一日の條に「五字過、廣江孝助方に至り泊す」とあつて、孝助の爲に其の宅の狭陋を厭はないで、之に投宿して舊事を互に語つたのである、茲に淹留すること數日で、神戸から山口に向つて出帆した、翌三年五月、公の歸京にもまた大阪に着して廣江屋に宿し、且つ七年前(元治元年)のことを追懷した、即ち公の日載五月二十五日の條に「一字浪華へ着す、常安橋の邸に至り廣江屋に宿す」とあつて、また「七年前京都大變動の折、余但馬に潜居す、廣江屋

廣戸甚助兄弟の舊恩と甚助の商業

公の報恩

と稱す、曾て孝助余に廣江屋を請ふ、許し之」とある、之に據つて、公が舊恩あるものには身分の如何に關せず、常に之を忘れないで念頭に置いて報いんとする其の篤實が普通人には見がたいのである。

### ○ 小松帶刀の心事未遂を矜憐

公が小松帶刀(名は清廉)と衷情を披瀝して互に國事を謀議したのは、實に慶應二年正月であつて、而も薩長兩藩提携の重大なる盟約をなした時である。

薩長兩藩提携の盟約

病辱訪問

かくて王政復古し、帶刀は朝廷に仕へて參與總裁局顧問に任んじ、外國事務掛となつて外交の機務に執掌した、公もまた外國事務掛を兼ね、各國公使との談判に當つて帶刀と相共に商議することが屢々であつた、ついで帶刀は大阪在勤を命ぜられ、外國官副知事となつた、が、翌二年疾を發して遂に病床に呻吟した、是年十二月公は參議大久保利通と共に各々歸國の途につき、大阪に着して態々帶刀の寓居を訪ひ、暫く互に時事を談語して慰藉した、公の日載十二月二十二日の條に「與大久保於浪華約閑談、故に訪其旅宿未到、小松觀瀾(○帶刀の號)を訪ふ、于時爲病在床昨今尤苦、暫時事を語り三字過相去」とある、翌三年五月公は山口藩から歸京せんと



して二十五日大阪に着した、帯刀なほ病尊にあつて苦悶せるを聞き、二十七日また之を訪ふた、時に其の病篤くて再び起ちがたい容躰であつた、公は帯刀が有爲の材能を抱き、未だ其の志を遂ぐるに能はざるを大に惜憐した、即ち公の日載五月二十七日の條に「十二字廣江屋を出、小松帯刀を訪ふ、帯刀昨年來の不快、漸々變症頃日尤危険なり、其志未<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>遂<sub>ニ</sub>心事<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>憐也」とあつて、公が舊友知人を追惜哀憐することの深厚なることは、常に此の如くである。(是から凡そ三旬を経て六月二十七日に帯刀は遂に歿した、年三十六)

○ 穴戸璣との抗論

藩政改革の主張

公は明治三年二月山口藩脱隊の騷擾あるに際し、同志と共に諸兵を糾合して遂に之を鎮定した、擾亂後の形情を察して此の機會に藩政の改革を急務となし、之を建言すること凡そ十回にも及んだ、然るに藩廳の要路が因循で常に姑息を冀ひ、容易の事件でもまた其の改正を躊躇して斷行しえないのである。

將來施設に關する抗論

會々四月十日知藩事毛利元徳父子は、其の面前に公等及び要路を集めて將來の施設を商議せしめた、公は藩廳が未だ瑣事をも改革しえなくて、世人其の機を失せるを知らざるもの多きを憤

慨し、端なくも權大參事穴戸三郎(後ち子爵璣)と大に抗論をなした、公は固より毫も其の建言の採用せられないのを怨恨するにあらず、國務施設の機會を註誤し、爲に人々の方嚮を定むるをえざるを嗟歎したのである、即ち公の日載四月十日の條に「十一時字登館、二字過於三兩公御前會議、舊冬來騷擾一鎮定の機に投じ、御改正の一端相立、人心の方向を定めんことを欲し、建言已に十度に及び終に不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行、今日容易に舉行の事あり、人多くは其機を失するを如<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>思者<sub>ニ</sub>、余慨然穴戸と不<sub>レ</sub>覺抗論、余の言の不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行を怨むにあらず、國事の機を誤るを歎するなり、議止て賜酒七字退出」とあつて、公が誠意を以て國事を深慮痛憂せるあまり、知藩事父子の面前で沈着溫和なる璣と抗議激論せしことは殆んど空前絶後である。

○ 廢藩置縣の遠由と賣茶亭の密會

明治元年二月に公が形勢に鑑み、始めて輔相三條實美・岩倉具視に建言した諸侯の版籍奉還は、非常な苦心と盡力とに依つて、翌二年正月に薩・長・土・肥の四藩主から此の上表をなしたので、漸く其の端緒が開けたのである、時恰も公は東京にあつて之を聞き、大に喜びて其の建言の趣旨と百方盡力した状情とを回想し、車駕の再び御東幸後には數十の諸藩をして之に倣はしむべく斡旋

世襲知藩事設置の反對



せんことを期し、之を日載に記した、即ち正月二十九日の日載に「朝參朝、京都の新報を聞、世論紛々のよし、將來の事を想像するに、歎息の事件不<sub>レ</sub>少、只大に爲<sub>二</sub>皇國<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>慶は、昨春來天下の大名分を正し、萬古不朽の皇基を立、宇内に卓立せるの規模を定、且三百諸侯をして自然永久子孫安堵ならしめんと、冥々に大盡力するといへども、友人といへども尙不<sub>レ</sub>解ものあり、心甚苦歎、去夏秋の間大久保一藏に窃に相計る、彼大に同意す、依て先薩州をして此説を起し、我藩も是に同し、其餘意の合するものと連合し、以て朝廷に建言せん事を欲し、稍其順序を談じて相別る、而し其後已に半年を過、今日天下稍一平定に至り、當春再御東幸侯伯盡東京に會す、於<sub>二</sub>于此<sub>一</sub>此議不<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>ときは何時か是あらん、依て昨冬來百方盡力、終に兩相公（○三條岩倉）に相論、機宜を促し、頻に其端の相發するを欲す、于<sub>レ</sub>時漸此節一貫いたし、薩長肥土四藩連名にて建白に及ぶに至、其實を舉る雖有<sub>二</sub>緩急<sub>一</sub>、以て千歳の基を定るに足る、依てまた御東幸之上は、數十の諸藩相應して此議に出、其實の日を逐ふて舉るの一策を廻らさんと思ふ、五字退出」とあつて、公が名分を四海に明白にして皇基を益々鞏固にし、而も諸侯の安定を將來に計畫し、其の建言せしこのかた、奈何に苦心せしかゞ之に據つて想察せらるのである、是より後諸侯が時勢に鑑み、版籍の奉還を奏請せるもの多くなつたので、朝廷は其の處分を輔相・議定・參與に諮詢し給ふたが、

五月に府・藩・縣三治の制を定めて知藩事を新置せんとし、更に親王・公卿及び諸侯以下に之を勅問し給ふた、公は速に版籍の奉還を聽許あらせられ、各藩主に知藩事の任命あらんことを主張したが、其の緩急に關し、參議大久保利通・同東久世通禧等に各々異見があつて、廟議が容易に決しなかつた、公は之を深憂し、自己の主張に賛同せる軍務官副知事大村永敏（益次郎）・參與後藤象二郎に商議し、國家將來の爲に機會を失せんことを慨歎し、夜毎に安眠するをえなかつた、公の日載六月十三日の條に「午後大村來る、有<sub>レ</sub>客不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>盡談、却て不平の事を承得す、夜後藤氏を訪ふ、暫相談て歸る、實に余今日の機會を思ひ不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>歎、積年の宿志順序を盡し、終に皇國をして富山の安に置、皇威を海外に伸んと欲し、實に此機に乗じ、皇國をして歸一せずんば、忠孝の道何に立んと、泣血慨歎至<sub>二</sub>夜深<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>閉眼<sub>一</sub>也」とある、翌十四日具視來つて公の旅寓を訪ふたので、之に版籍奉還の處理に關する胸裡を吐露して反覆詳論した、公の日載六月十四日の條に「伊勢氏（○伊勢華）頻に余を招、六字過伊勢氏に至る、有<sub>レ</sub>暫人來り、岩倉卿の來訪を告、直に歸寓、所<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>言反覆相論し、終<sub>二</sub>二字を過るに至る<sub>一</sub>とある、是に於て具視は公の誠忠に感激し、即日書を實美・通禧及び議定徳大寺實則に送り、十七日を以て知藩事を任命し、未だ版籍返上を請はざるものは、斷然奉還せしめんことを促がし、機宜を公及び參與廣澤眞臣に熟議せしめた、かくて十七



日に至り、勅して諸藩版籍奉還の請を允し給ひ、其の請はざるものには奉還を命じ給ふた、そして公卿・諸侯の稱を廢してみな華族と改めしめ給ひ、知藩事を置いて前田慶寧・島津忠義等二百六十一人を之に任じ給ふた、此の知藩事を置くに方つて、具視其の他は舊慣と情實とを考慮し、之を世襲となすの廟議をなし、而も甚だ優勢であつた、公は夙に世襲の弊害を洞察してゐたので將來を深慮し、大に其の不可を主張して極力抗論し、遂に世襲の二字を削除するに決せしめた、公の自叙文中に「朝廷上天下紛紜の議有るを察し、朝議甚版籍奉還の建言を容るゝを難し、百方抗論漸く此建言を採用するに決し、改めて世襲知事を置かんとす、又此世襲の二字を除く甚困む、此時の情此時の勢又以可<sub>レ</sub>推知」とあつて、世襲の削除には非常に困苦せしことが知らる、なほ後年廢藩置縣の行はれたときの公の日記に「諸侯をして諸藩の世襲知事の名目有<sub>レ</sub>るとき、決して天下の統一する難し」とあつて、此の世襲の二字を削除せしめた爲に、公が多年宿望の制度改革に、廢藩置縣が容易に斷行せられたのであつて、其の卓見の超越せしことが想知せらるるのである。(前項、版籍奉還建言後の苦心に見ゆ)

舊諸侯の版籍奉還已に勅許せられて知藩事を置かれ、大寶令に基づいて官制の釐革があつたので、從來の面目が大に改まつたのである、然れども朝廷の基礎はなほ鞏固ならないで朝變暮移、

毛利敬親  
島津久光の召命

綱紀漸く弛廢し、浮浪の徒を警戒することが、甚だ困難である、國家の將來を憂慮して忠誠を盡した大村永敏の如きは却つて禍害を被りしも、閣員は恬として介意せざるものも少くないやうである、(前項、大村益次郎との關係参照)時に公は大久保利通等と共に待詔院出仕に任んぜられて、國事の諮詢に備へられたので朝野の物議が頗る紛糾した、そこで右大臣三條實美・大納言岩倉具視は、二人を參議に登庸して大政を處理せしめんことを欲し、廣澤眞臣に其の内意を含めて公に之を勸説せしめた、公は已に大望が貫徹したので世態に鑑み、顯要の地位にあらで時艱を匡救せんとし之を固辭して遂に應じなかつた、が、利通はやがて參議を拜命した、其の後朝野共に公の入閣して樞機に參與せんことを冀望し、舊友知人もまた交々慫慂したが、依然之を承諾しなかつた、實美は大に之を憂慮し、公を召して百方曉諭したが、公は却つて時事に關する所懐を開陳し、朝廷の施設に依つて天下人心の嚮背に影響する所以を痛論した、蓋し公は形情に鑑み、薩長二藩の兵を朝廷に召して親衛となし、之に依つて速かに廢藩置縣を斷行せざれば、朝廷の根軸の堅固にしがたきを洞察したのである、曩に朝廷は毛利敬親・島津久光及び西郷隆盛を召し給ふたが、當時三人共未だ徵命に應じなかつた、そこで利通は公の意見の如く、薩長二藩が協力して國家に盡瘁せざれば、維新中興の鴻業も容易に振張しがたきを憂ひ、相共に歸藩して其の知藩事を勸説



せんとして之を具視に請ふた、具視は實美に謀つて其の擧を賛し、薩長二藩の兵を徴して常備隊編制の廟議を決し、之を公に内示して盡力せしめた、是は公が既に實美・具視に建言したる所懐の意見に大同であるから、直に朝命を奉じて之を約諾した、そこで長くも明治天皇は、公を御前に召され、其の旨を含めて山口藩に赴かしめ給ふた、實に十二月三日のことである、公の日載十二月三日の條に「十二字過參朝、於主上御前二左之御沙汰を蒙る、木戸從三位、御用有之に付、山口藩へ被差向二候事、大納言具視卿より御達、於御前二御請申上る、今日於三宮中、大久保今晚來ることを約す、大久保來り、大に時勢の不振を憂ひ、是非余レ與一同山口に至り、我藩一決の論を聽薩州へ歸り、兩藩一致東西合一の論を以て大に盡力いたし、今日の弊を矯んことを論ず、余又平生深く所レ憂、善其説とす、對酌相談、過日來三岩二卿方へも心事言上、終に上達し、歸藩之命明日にも欲レ發由なり」とあつて、出發の朝命を俟つた、かくて十三日公は參内して天顔を拜し、恩物を戴き、十七日東京を發して二十八日に歸國し、翌日知藩事毛利元徳父子に見えて朝命を傳へた、然るに事志と齟齬し、會々山口藩諸隊の騷擾起つて其の鎮定の爲に遷延し、翌三年六月に至つて毛利敬親出京し、之に前後して公もまた東京に歸り、四日參内して天顔を拜し、歸藩の狀を復命し奉つたのである、利通も其の歸路に公を山口に訪ひ、藩内の事情を詳にして鹿兒島に

着し、久光に見えて東上を勸説した、されど藩内に反對論があつて久光其の出發を猶豫し、隆盛もまた形情に鑑みて起たなかつたので、利通遂に志を空しくして歸京したのである、敬親は六月七日優詔を蒙つて姑く輦下に淹留したが、十月十四日遂に歸藩の途にいたのである。

將來の國策  
確立深慮と  
賣茶亭の密會

是より先き、公は具視を始め眞臣等の痛切なる勸告が固辭しがたい事情に迫まつて、已むなく六月七日に參議を拜命した、會々十一日會津藩其の他に紙幣質造の説あるを聞き、朝廷の根基が未だ確立しない爲に、其の弊害の多きを憂慮し、將來を想察して大に慨歎した、是時に方り、維新の創業に際して大義を誤つた諸藩にも、其の後の形情を察して大に前非を悔悟し、國家の爲に奮盡せるものもあるのである、而して維新に勳功のあつた諸藩は、大義名分を論じ却つて世界の氣勢に暗く、唯更始に安んじ、皇國をして歐米に對峙するの規模を決定することができない、殊に鹿兒島・山口の兩藩は、未だ將來皇謨の輔翼に關する企圖が確立しないので、公は常に之を浩歎し、利通等に其の意見を吐露して百方盡力した、が、時機未だ到らないで素志の貫徹せざるを甚だ遺憾としてゐた、ところが九月十四日に、利通來つて公を訪ひ、將來の施設を論じ、將に歸藩して盡力せんとするを告げた、蓋し歐洲から歸朝した西郷從道が我が形勢に鑑み、二藩の協力して益々王事に盡すの急要を察し、之を利通に説いた爲に奮起して公に謀るに至つたのである、事



は公の日記九月十四日の條に「大久保甲東來話、大に前途の事論ず、同氏も一應歸國の念あり、余平生時勢を想察するに、王政一新勳功の諸藩、却て今日の不<sub>レ</sub>盡者多し、其所以は只名分名義を論じ、宇内の大勢を不<sub>レ</sub>知ものあり、故に只御一新に安じ、皇國をして宇内に獨立するの規模を定むる不<sub>レ</sub>能、先年名義を誤り候藩なども、大勢に明かなるものは、御一新後大に悔悟し、益奮勵の藩あり、此等は初朝廷に盡すと幕府に盡すとの異なるものある而已にして盡す所の志におゐては、皆大勢を察し、不<sub>レ</sub>忍<sub>二</sub>坐視<sub>一</sub>之情より起るものあり、依て今日に至り候ては、其盡す所益心切也、余常に薩藩我舊藩などの此に見なきを歎じ、百方冥々に盡す所あり、敢て不<sub>二</sub>貫徹<sub>一</sub>、漸此節纔知<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其應<sub>一</sub>、西郷眞悟(○從道)の此度歐洲より歸る其益甚多し」とあつて、公は常に將來の大策を計謀し、而も其の見識は一般に超越してゐるのである、ついで鹿兒島藩に關し、種々の傳説があつて九州諸藩に動搖の形情があるので、具視は之を深憂し、十月朔日公を招いて謀議した、越えて五日利通もまた來つて、公に薩摩の國情を談んじて將來のことを論じた、公の日記十月朔日の條に「岩卿又余を招く、薩州邊の近情實説を聞く、實に浩歎之事而已、只自反而縮、雖<sub>二</sub>千萬人<sub>一</sub>吾行候之覺悟、廟堂上に一決不<sub>レ</sub>致ては、今日の事不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>救なり」と強硬であつて、同五日の條に「大久保來て國情を相談し、又前途の事を論ず」とある、かくて利通は天下の形情に鑑み、

公が屢々主張せる薩長二藩に益々盡力せしめて制度の變革を斷行し、之によつて朝廷の基礎を大に鞏固にせんことを切望した、そこで公と共に密に面晤し、互に胸臆を吐露して國家將來の施設を商議せんとし、十三日賣茶亭に出會を請ふた、賣茶亭は今の櫻田本郷町の電車交又點の附近にあつた料理店である、利通は是夕公の來たるを俟ち、朝廷の改革に關する熟談をなして異見を聞かんことを懇請し、且つ從來の齟齬を明白に詳説し、廟堂の根軸に盡瘁せざれば遂に匡救しがたきに至らんとするを縷陳し、之に賛同せば驥尾に附して努力せんとするの決心を吐露した、公もまた抱懷せる心事を披瀝して將來の大策を痛論し、其の意見に賛成したので利通は大に安堵の思をなし、互に杯を傾け、且つ飲み且つ筆墨を弄して十一時に各々去つた、事は公の日記十月十三日の條に「今夕大久保と有<sub>レ</sub>約賣茶亭に至る、心事を語り論<sub>二</sub>前途<sub>一</sub>、然後且酌且弄<sub>二</sub>筆墨<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>夜雨一字頃乘<sub>レ</sub>輿て歸る」とあり、大久保利通日記十月十四日の條に「今日十二字より賣茶亭に參、兼而木戸子約、二字後入來、先以朝廷上大變革之儀、懇々遂<sub>二</sub>示談<sub>一</sub>、格別異論なし、再三再應異存あらば聞んことを乞、且従前彼是之行違ひを明白に談じ、兎角今日之形勢一定一和自反して朝廷之本を助奉らずんば終に不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>匡救<sub>一</sub>、惟ふに政府上道さえ相立候得ば天下之事不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>恐、幸に兄同意なさるに於ては、僕驥尾に従身を以て盡し、只一死を期するのみ云々、厚く談論に及候處、大



に承伏之様子に而先々安心いたし候、今夕大に傾杯、心肝を吐き聊隔意なきに似たり」とあつて、公の日載は賣茶亭の會合を十三日となし、大久保利通日記は十四日となしてゐる、十四日には毛利敬親歸藩の途につき、公は之を送つて神奈川に抵り、午後三時大藏少輔伊藤博文も來り會し、相共に横濱に赴いて東京にゐないので十三日が正しいのである。(公が東京に歸つたのは二十九日である、前項、金澤の東屋及び千代元に休泊す参照)

さて此の賣茶亭に於ける二人の密會は、薩長二藩の諸隊を徴して親兵を編制し、大に朝廷の制度を變革して中央集權の實効を擧げんとする重要事件を含むので、其の狀況は實美・具視の最も傾注する所であつた、そこで翌十四日利通は具視の邸に赴き、昨夜公と賣茶亭に會合し、互に隔意なく各々の所懐を披瀝し、薩長二藩をして國家將來の爲に盡力せしめんことを協議した景狀を進言した、具視大に其の意を安んじ、更に實美に商議せんとするを告げた、大久保利通日記十五(○十四日の誤)日の條に「二字岩公え參拜、昨夕談合之趣を申上、大に御安心被成候、尙條公え御談可相成云々」とある、此の賣茶亭の密會に依つて、實美・具視の二人も廟堂の施設に關して既に決心する所あつたが、公は西國殊に鹿兒島藩の近情を參議大隈重信に聞いて其の橫暴を痛歎し、早晚改革の急要を痛切に感んじた、ついで閏十月十三日畏くも天皇は公及び利通を御前に召

公及び大久  
保利通再び  
歸藩

させられて、海内の事情を御下問あらせ給ふたので各々奉答したが、二人再び歸國して薩長二藩の大に王事に盡瘁すべく毛利敬親・島津久光に勸説せんことを畫策し、十一月十九日相共に之を商議した、即ち公の日載閏十月三日の條に「芳梅(○伊藤博文)を訪ふ、大隈も亦來、西國の近情を聞、天下の事實不<sub>レ</sub>如意十に八九、薩州などの如き今日の情實、實に爲<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>に可<sub>レ</sub>歎也」とあり、同十三日の條に「馬車にて與<sub>二</sub>廣澤<sub>一</sub>一同參朝、今日大久保余を御坐に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召、時情御尋あり、四字頃又與<sub>二</sub>廣澤<sub>一</sub>同車にて退出せり」とあり、同十一月十九日の條に「朝大久保來て國情を語り、昨冬余與<sub>二</sub>大久保<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>勅旨<sub>一</sub>各歸國、爲<sub>二</sub>長薩<sub>一</sub>益王事に盡力せんことを圖り、不<sub>レ</sub>圖紛擾の時に遭遇し、終に以<sub>二</sub>千戈<sub>一</sub>兇徒を鎮壓し、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>其志<sub>一</sub>、荏苒今日に至り、今日其機に投じ、又各歸國欲<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>畫事、依て相議して十一時頃共參朝、三條公へ旨趣を言上す、三字頃退出」とあつて、各歸國のことを實美に稟申したことが見えてゐるが、大久保利通日記は「十九日九字參朝」とのみあつて、此の大事を傳へてゐないのである、かくて廟議は決定し、二十五日公及び利通と共に參朝し各々歸藩して盡力すべき内命を拜した、即ち公の日載十一月二十五日の條に「九字參朝、今夕於<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>大久保參議一同御内命あり、尙於<sub>二</sub>辨官<sub>一</sub>御達あり、木戸參議此度御用之儀有<sub>レ</sub>之山口藩被<sub>二</sub>差越<sub>一</sub>候段御沙汰候事」とあり、また「昨年來國事に付、大久保と厚く論議せしことあり



此度の行も亦其に關せり」とある、此の朝命を拜したことが、大久保利通日記二十三日の條に「九字參朝二字退出、今日於御前右大臣殿御傳を以、木戸と共に各歸藩之命を奉ず、老公（○久光をいふ）被爲レ召候勅諭に而候、即今不容易形勢内外御大事に付、厚御依頼被爲レ遊候に付、是非上京云々」とあつて、二十五日の條には「九字參朝退出より吉井え參」とのみある、是を明治史要其の他のものに徴するに、二人が各々歸藩の朝命を拜したのは、二十五日が正しいのである、明治史要の十一月二十五日の條に「勅して大納言岩倉具視を鹿兒島山口三藩に遣し、手詔して島津久光毛利敬親を召し大政を翼賛せしむ、又參議木戸孝允を山口藩に大久保利通を鹿兒島藩に差遣す」とあつて是日具視を勅使となし、鹿兒島山口に差遣し給ふた、時に具視は造幣寮視察の爲め大阪にあつたので、侍従高辻修長を遣はして此の勅旨を傳へしめ給ふた、そこで具視は公及び利通の來るに會晤して使事を協議し、前後して鹿兒島山口に出張し、勅命を島津久光・毛利敬親に傳へた、是に於て翌四年鹿兒島・山口・高知三藩から各々親兵を獻んじ、七月十四日大詔渙發して廢藩置縣が斷行せられ、朝廷の根軸が益々鞏固となつた遠由は、公及び利通の謀議が與つて大に力あるのである。

○ 伊藤博文等の洋行を喜ぶ

博文の洋行を冀ふ

井上馨・伊藤博文は公等の周旋で文久三年に洋行したが、英國に到着すると直に歸國の已むなきこととなつた、（上編、海外遊學の決心と伊藤俊輔山尾庸三等の歸朝參照）かくて王政復古の後、國事甚だ多端であつたが、海内の擾亂漸く鎮定し、明治三年以後は上下共に海外の長所を採つて我が短を補はんとする、いはゆる文明開化の聲が高くなつた、そこで志あるものは、官費藩費自費の支出に依つて各々遠く洋行するものが多くなつた、公は曩には山尾庸三・井上勝・遠藤謹助等、次ぎには山縣有朋・西郷從道などが、各々歐洲の新智識を蓄へて歸朝し、益々我が國に裨益あるを知つたが、更に博文の再度の洋行を冀ふた、かくて博文も内外の形勢に鑑み、歐米諸國の文物を視察せんとする志があるので、其の爲に公は大に周旋したが、閏十月三日に至つて漸く其の洋行のことが決定した、公の日記三年閏十月三日の條に「芳梅米行の事も今日決せり」とあつて、芳梅は當時博文の號である。

ついで博文は洋行の旅装を調へ、將に二十八日を以て同友の木梨平之進（後ち信一）と共に出發せんとした、平之進は早く江戸に遊び、公が長藩有備館の舎長であつた頃（萬延元年）に、同館の

博文及び木梨信一の洋行



書生であつて舊知である、夙に有爲の志を懐いてゐたが、病弱の爲に其の宿望を遂ぐる事ができなかつた、是年五月公は平之進を伴ふて山口藩から歸京し、自宅に置いて専ら療養せしめた、大典醫伊東方成の治療を受け、其の盡力で身體が壯健となつたので、博文と共に米國行を決した、そこで閏十月二十六日に、平之進は公の宅を辭して博文の寓居に移つた、公は其の翌二十七日、博文の宅を訪ふて二人の出發を送つた、公の日記閏十月二十七日の條に「米醫の處に至り疹、瘵を乞ふ、歸途伊藤芳梅を訪ふ、彼明日發足、不日米行をなせり、木梨平之進亦同行に決し、昨日余の家を去り、伊藤に來れり、木梨は有志之士、余の舊知已也、然して同氏弱質欲至死數度、余當夏促して同行、東京に至り余の家に滞在す、伊藤大典醫等大に力を盡し、近來身骨壯健終に此行を決せり、余亦甚喜」とあつて、公は二人の洋行を大に喜んだ、博文は其の發するに臨み、次の書を公に送つて洋行周旋の恩を謝し、明年三月に歸朝すべきを告げ、且つ廟堂の益々鞏固ならんことを冀ふたのである。

爲御暇乞參殿仕候處、御參朝後、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>拜鳳<sub>一</sub>遺憾無<sub>レ</sub>限奉<sub>レ</sub>存候、此度は不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>御高配を以、速に奉<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>允許<sub>一</sub>、不堪<sub>二</sub>鳴謝<sub>一</sub>之到、別段可<sub>二</sub>申上置<sub>一</sub>儀も無<sub>レ</sub>之候故、最早參殿不<sub>レ</sub>仕、仰願、尊<sub>二</sub>躰御自愛爲<sub>一</sub>朝野<sub>二</sub>奉<sub>レ</sub>祈候、私歸朝は明春三月桃櫻滿發之時節と想像仕候、因憶、今日之勢、

博文信一の  
歸朝

朝變暮更、去<sub>レ</sub>都觀<sub>二</sub>裏桃千樹<sub>一</sub>、悉是劉郎去後栽<sub>レ</sub>之、朝廷に至らざる様、千祈萬禱、唯閣下及び二  
三の名公に奉<sub>二</sub>依頼<sub>一</sub>候、誠惶頓首、

かくて博文・信一は海外にあつて彼の文物を視察し、翌四年五月九日に歸朝した、會々公が山口藩から歸京の途中に神戸に着せんとするを聞き、參議大隈重信と共に十八日茲に來つて之を迎へた、公もまた之を知つて二十日神戸に着し、布引屋に投じた、二人來つて公の旅寓を訪ひ、博文は歐米の近況を語つた、即ち公の日記五月二十日の條に「六字過神戸に揚陸し、長門屋案内にて又布引屋に至る、大隈參議・伊藤大藏少輔等も一昨日着艦のよし承知、無<sub>レ</sub>間兩人尋來る、伊藤去冬米國に至り、當月初旬歸朝のよし傳承、不<sub>レ</sub>圖今日於<sub>二</sub>當地<sub>一</sub>相會し、米洲歐洲の近情を傳聞せり」とある、ついで公は二十八日に東京に歸つたが、翌二十九日信一もまた來り訪ふた、公の日記二十九日の條に「野村素介藤井勉三白根多助木梨信一杉孫七郎山縣篤藏吉富簡一福原恭輔等來訪、木梨は去冬余の處より米行をなし、當月九日伊藤等と同時に歸朝せり」とある、二人の歸朝後に、博文は歐米の文物に接觸して啓發した智識に依り、果進して工部大輔となり、明治六年遂に參議となつて工部卿を兼ねた、が、信一は歸國して山口縣廳の官吏で防長の爲に施設多くて終はつたのである。



○ 廣澤眞臣との交情と遭難の悲歎憤慨

眞臣との親交と其の遭難

公は慶應元年以來、廣澤眞臣(兵助)と長藩の要路に列し、肝膽を傾けて國事に鞅掌したが、維新後同じく入閣し、互に赤誠を披瀝して將來の爲に謀議した、其の往來して國家の大計を協議し、また山口藩の爲にも百方商量したことは、公の日記や幾多贈答の書帖に徴據して詳知しえらるのである、なほ眞臣は公の高見卓識を尊重して、其の計畫の貫徹に援助すること多く、公もまた眞臣の思慮周密に敬服して諸事を謀議し、二人懇交の友情は始終渝ることなかつた、明治三年山口藩脱隊の紛亂鎮定した後も、諸藩頑迷の輩はなほ新政を憚らないで、浮浪の徒は京都東京に群集して流説蜚語を傳播し、其の爲に人心を騒擾するの虞憂があつた、やがて閏十月に入つて、公は會々腹瀉を疾んで家居した、公の日記閏十月三日の條に「余頃日腹瀉にて困めり、今晚福井(○順道)來診」とあり、同四日の條に「昨夜來腹瀉にて困めり終日家居」とある、眞臣は公の疾めるを知つて大に憂慮し、十日來つて公を訪ふた、公もまた翌日眞臣を訪ふて其の厚情を謝した、廣澤眞臣の日記閏十月十日の條に「夕木戸參議過日來所勞に付爲見廻一行、薄暮歸宅す」とあり、公の日記十一月十一日の條に「十二日後廣澤を訪ふ、伊藤芳梅伊藤大典醫(○伊東方成)來る」とある、眞

臣が公を訪ふたことは其の日記の前後に屢々見えて、互に胸裡を吐露して親密であつた、ついで十三日に朝廷は公及び參議大久保利通を召させられ、時事を御下問あらせ給ふた、是日公は眞臣と同乗して參朝し、利通と各々奉答する所あつてまた眞臣と相共に退出した、公の日記閏十月十三日の條に「九字頃馬車にて與廣澤一同參朝、今日大久保余を御座に被召、時情御尋あり、四字頃又與廣澤同車にて退出せり」とある、是から後公は眞臣と同車して往來すること多く、十一月四日公は眞臣を訪ふて時事の匡救を談議した、同じく公の日記に「九字參朝四字退出、直に廣澤に至り時事を相談す」とある、當時眞臣は京都及び東京の浮浪徒多きを深憂し、之を緝捕して肅正せんことを冀ふた、會々十五日右大臣三條實美は時務の諮問をなし、冀望に委して眞臣の京都出張を決した、そこで公は其の歸途眞臣を訪ふて之を告げた、公の日記十一月十五日の條に「十字前參朝、數件條卿より御下問あり、廣澤西上の事も相決す、歸途廣澤に至り、七字頃歸家」とある、其の後の眞臣の日記十七日の條にも「夕木戸尋問、薄暮歸宅」とあつて、また屢々公を訪ふて事を謀つたが、二十三日大納言正親町三條實愛の邸にて、大臣・納言・參議の三職の集議があつた、公は眞臣・實美及び大納言徳大寺實則・參議大久保利通・大隈重信・佐々木高行と相共に會議した、眞臣の日記十一月二十三日の條に「一夕、正親町三條大納言宅え三職中集會



に付、條徳二公・大久保・木戸・大隈・佐々木一同參集、九字分散歸宅す」とあつて、公の日記同日の條に「十字參朝、退出懸正三亭にて集議、五字歸家」とある、其の夜南校の教師英人リンケ、タラスの二名を、神田鍋町にて凶漢が要撃した、翌二十四日實美・具視の催促により、公は眞臣と共に一同參朝し、其の賊徒搜索捕緝のことを商議した、公の日記二十四日の條に「三條公より書翰到來、今日新嘗祭に付休暇之處、昨夜南校御雇の英人（五字欠）を斬害し、亂暴人取締等不<sub>レ</sub>相立、右府公よりの御催促により廣澤と一同參朝、三字退出」とあり、眞臣の日記同日の條に「朝右府公より來翰、御用有之、即刻參朝可<sub>レ</sub>仕旨申來る、右に付九字參内、昨夜四ツ時比、鍋町に於て南校御雇人英人タラス、リンケ兩人何者共不<sub>レ</sub>知及<sub>レ</sub>殺害候段、早速東京府刑部省彈正臺等及<sub>レ</sub>探索候得共不<sub>レ</sub>相知、外國人え對し狼藉無<sub>レ</sub>之様とは兼而嚴重御取締中、於<sub>レ</sub>三政府不<sub>レ</sub>相濟次第と種々御評議相成り、諸向え取糺方並英公使え御挨拶、又は怪我人え見廻等夫々被<sub>レ</sub>就御手<sub>一</sub>置、先夕三字退出歸宅」とある、二十五日公は山口藩に利通は鹿兒島藩に各々出張の朝命を拜した、越えて二十八日夕刻、公は眞臣を訪ふて別を告げた、其の夜眞臣及び制度御用掛後藤象二郎・大隈重信・中辨江藤新平等多く來つて、相共に公の出張を送つた、眞臣の日記十一月二十八日の條に「夕木戸大久保兩參議來話、兩人共御用有<sub>レ</sub>之、舊藩之被<sub>レ</sub>差向、明日發達に付暇乞なり、夜木

戸え行寛話、十一字歸宅」とある、翌二十九日公は東京を發し、特に眞臣を訪ふて時務を談んじ、直に利通の邸に赴き、二人同乗して横濱に出でた、公の日記十一月二十九日の條に「九字頃馬車にて發す、皆門前に送る、其より廣澤に至り用事を談じ、直に大久保に至り、共に同車に乗り、十二字横濱通商司役所に達す」とある、公が親しく眞臣に面晤して國事を談議したるは、實に之が最後である、かくて英人負傷の爲に廟議が一變し、眞臣の西上を中止して東京府御用掛を命じ、輦下の肅正に任んぜしめた、依つて十二月五日眞臣は書を公に送つて之を報じ、十四日公もまた大阪から書を眞臣に與へた、（此の書散逸す）ついで二十一日眞臣更に書を公に送り、版籍奉還の趣意に基づき、鹿兒島・山口・高知並に徳島の雄藩が、兵權を朝廷に收めて皇謨を輔翼せば他藩もまた之に倣ひ、廟堂の根軸益々堅固となつて、海外諸國のと對峙に至るべく、公が常に主唱する所を論じ、相共に盡力せんとする決心を陳べた、蓋し之が公に送れる最後の書であつた、（末尾に收む）かくて眞臣は明治四年の春を迎へ、正月九日親友知人を九段の邸宅に招請して盛宴を催ほした、會々是夜兇賊が、眞臣の酣睡を窺ふて遂に戕斬した、時に眞臣は三十九歳であつて、公と同年の生れであつたのである。

按に、當時新政の趣旨を理解しなくて、之に反對である草莽浮浪の徒は、大村益次郎・廣澤眞臣の



みならず、内閣重要な地位にあるものを怨忌して暗殺せんとしたのである、そこで正月十日に公の知人の吉富簡一の公に送つた書中にも「廣澤公之事にあらず、閣下大隈公付狙候説御座候、右等今に始ぬ事とは作<sub>レ</sub>申、御油斷被<sub>レ</sub>成間布、只今閣下之御身上に、聊御座候節は、天下瓦解之色を成候事掲<sub>レ</sub>炬如<sub>レ</sub>觀、御一身上之事に無<sub>レ</sub>之候間、爲<sub>二</sub>邦家<sub>一</sub>必御保護奉<sub>三</sub>祈禱<sub>二</sub>候<sub>一</sub>とあつて、國家の爲め公の身に危険なかるべく注意せしめた、政府も此の事情を察知して大に驚き、公及び利通に衛兵を附したのであつて甚だ物騒であつたのである。

眞臣の遭難  
を追悼す

是時公は山口藩にあつて勅使岩倉具視が大久保利通及び鹿兒島藩大參事西郷隆盛等を従へ、鹿兒島から至れるを迎へて、未だ眞臣の遭難を知らなかつた、ついで正月十七日、公は利通・隆盛等と共に高知に赴き、親兵貢獻の協議に關して數日稽留した、二十一日公は利通及び隆盛等と同乗して高知を解纜し、翌日神戸に着して揚陸所に入つた、すると旅館長門屋から、眞臣の遭難を公に告げた、公等大に驚愕悲憤して、暫らく言語も出でなかつた、兵部省から派遣した衛兵直に來つて公を護した、公は長門屋で利通・隆盛等に面會し、去つて旅館の布引屋に投宿した、會々京都府大參事榎村正直の送つた書が到つて眞臣の變を詳報した、眞臣は客臘公に再び書を送つて、大に時勢の非なるを歎んじ、且つ自ら兇徒の肅正に任んずることが甚だ厚かつた、公は直に其の二

書を出だして數回反覆哀讀し、永訣を思ふて流涕を禁んずることができなかつた、王政維新このかた、政府に立ちて意見を同じくし、常に公の畫策を援助するものは、實に眞臣一人であつた、公は其の遭難を知つて、眞の兄弟を喪ふよりも悼惜の念が甚だしく、直に同志と共に必ず兇徒を掃蕩すべく誓つたのである、事は公の日載正月二十二日の條に「十字前神戸に着す、上陸所へ長門屋より廣澤之逢<sub>レ</sub>難事を告げり、余等驚愕悲憤、暫絶<sub>二</sub>言語<sub>一</sub>せり、長門屋にて大久保・西郷等に逢ひ、去て布引へ一同至る、榎村の書狀到來、大略廣澤の變の始<sub>レ</sub>抹<sub>レ</sub>を誌せり、廣澤去冬余に一書を送る、奮勵大に時勢を歎し、今日之事任する甚厚し、余又其書を筒中に出し、永訣を思、數讀不堪<sub>二</sub>流涕慘愴<sub>一</sub>也、王政一新之際、只廣澤の一人政府上に余を助るものあり、今日之事を聽、實に兄弟の難に逢ふと雖も、如<sub>レ</sub>此の悼惜如何と思ふ、朝廷上にて余從來人情之輕薄此等の患、依て來るを推知す、故に此度同志盡<sub>レ</sub>力、必至誓て欲<sub>レ</sub>一掃此等の害<sub>二</sub>とあり、また「兵部省より番兵來て余を護す、雖<sub>レ</sub>辭敢て不<sub>レ</sub>許、兵隊來て夜白我旅寓を護す」とあつて、公が眞臣の遭難を痛歎憤惋して兇徒の一掃を誓約せると共に、政府もまた驚惶して大官の警衛を嚴重にしたことが知らる、なほ公は山口藩脱走の賊徒が、九州其の他に種々の疑説を流布して國民の方向を惑亂せるも、政府に肅正の施設が確立せざるを以て、眞臣遭難の源因と思惟した、そこで公は、眞臣に對する私



情に於ても須臾も等閑に付しがたいので、山口藩自ら其の責を負ひ、一致協力して餘賊を掃蕩し、國民の方向の確定までは必死の竭盡をなさんとした、翌二十三日公は書を三條實美に致して此の趣旨を縷述し、山口藩之を陳請せば直に許容せんことを歎願し、朝廷は薩摩・土佐二藩の兵力で護衛し奉らしめ、態度の明白ならざる官吏を免黜し、去年暗殺された英人の犯罪者と同じく眞臣の兇賊をも嚴緝せんことを進言し、且つ大村益次郎狙撃の悪徒一名は未だ捕縛せられざるを、私情に於て苦憂せることをも陳説した、即ち其の書中に「去る八日廣澤不幸之始抹初而承知仕、驚愕悲憤何とも絶言語候次第、朝廷上之事は奉申上るまでも無之、私情におゐても、實に片時も難堪、必竟此元因を推考仕候へば、長州之脱賊、九州邊始、種々之疑説を以、人民之方向を亂、乍レ恐朝廷上之御取締は、一向相立不申、終に如此之事體に至り申候、付而は此責を己に期し、山口藩一致盡力、餘賊を一掃仕、天下之方向一定仕候まで、死力を窮め申候間、藩より願出候事も御座候はゞ、迅速被レ遂ニ御許容候様奉レ願候、かゝる上は、先朝廷上之處、薩土二藩におゐて、一入盡力之邊只管希望仕候、從レ今朝廷上曖昧之官員御黜け、廣澤暗殺人も外國人暗殺人同様、嚴密之御詮儀奉レ願上候、大村暗殺今以一人不ニ相分、もし外國人と地を同敷仕候ときは、今日迄遷延には至り申間敷敷と奉レ存、長州人は一入私情におゐても苦憂悲歎仕候」とあつて、公

は政府が外國の強勢に懼憂し、去年十一月英人リンケ、タラス二名を傷けたる罪人を搜索するに深嚴にして、益次郎の狙撃眞臣暗殺の兇徒捕緝に緩慢なるを憤慨し、其の靈魂弔慰の爲に、山口藩の獨力にて殘賊を艾除肅正せんとしたのである、かくて公は二月三日東京に歸へつたが、九日の忌日に、廣澤家を訪ふて眞臣の靈牌を拜し、なほ生存せるの感んあつて痛悼殘慨に堪へなかつた、即ち公の日記二月九日の條に「六字前廣澤に至り神位を拜す、實に不堪殘慨、己に神位を拜し、尙疑ニ不信乎」とある、ついで二十三日、公は眞臣の墓に展し、是日墓碑の題字「贈正三位參議藤原朝臣眞臣卿墓」の十四字を認めた、同じ日記に「二字頃より障岳の墓に詣、今日障岳之墓字を認、憾情難レ止」とあつて、今の世田ヶ谷町にある眞臣墓碑の題字は、即ち公の書したのである、其の後公は朝命に依つて歸國の途につき、三月二日山口に入つて知藩事毛利元徳父子に見え、上京の御沙汰を致した、越えて四日廣澤の舊宅を訪ふて眞臣の靈牌を拜したが、一家の愁傷語りがたいのである、公は山口にあつ時に、屢々其の家に往來したが、目に觸るるものみな悲歎を促がすの感んがあつた、ついで六日公は藩廳に出で、また元徳に見えて、昨冬眞臣が送つた書翰二通を其の覽に供した、眞臣が常に藩情を憂慮せし其の心事は、實に言語に盡しがたいのである、公もまた其の書翰を再び披閲し、潜然として涙を流がした、公の日記三月二日の條に「藩廳



へ出、兩公に調し東京の近情を言上し、兩公への御沙汰書御渡し申上、六字頃退出」とあり、また同月四日の條に「廣澤に至り、眞臣の神位を拜す、一家の愁腸、不堪レ語、余も亦與ニ廣澤ニ屢往來、觸レ眼もの總促ニ悲憾」とあり、同月六日の條に「十一字過藩廳へ出、知事公へ調し、廣澤昨冬來余に送る所の二書翰を出し、緩々備ニ御覽、廣澤も大に藩情を案じ、實に其心事不堪レ語ものあり、余も亦此書翰を披閱する毎に潜然たり」とあつて、公の眞臣を追悼せることの多大なることが知らるのである。

拜啓、寒氣之節彌御壯健奉ニ敬賀ニ候、岩公初大久保山縣等薩行も、彌本月十五日比神戸港乘艦相成候段、一昨日亞相公より來翰に而、前後之事等逐一承知仕、老臺にも直様御歸藩相成候由、既に山口表御着、夫是御軼掌奉ニ欽慕ニ候、暫時京攝御滞在中、日田縣之事出來、當地より御下命之趣を以、四條(○隆調)少將初出張等、臨機之御沙汰振承知、何も御盡力之御事、此好機會に鎮西各藩、方向屹度一定仕候様、嚴重御取糺無レ之而は不ニ相濟ニ次第、其實跡如何、實に米藩如きは容易難レ被レ免事歟と奉レ存候、折角西京より肉戸(○穴戸瓊)少輔への御書翰拜見、必ず當京へも脱走潜伏、不ニ油斷ニ事、殊更米知事は、近頃上京にも相成り、三田邸内之動靜如何と、無レ疎探索中に御座候、先便得ニ御意ニ置候通、三府並開港地等取締向も、段々遂ニ詮議、不日御布

令迄相運置、素より暴發は難レ謀候得共、逃遁之不ニ相成ニ文には、屹度規則相立度、兎角激論に相涉り候得共、例之當府大參事、因循ゆへ墓々敷、不レ被ニ相行、逆も此形にては、所詮府政之相舉り候目的無レ之と、近來當府御用掛拜命後、彌以其實行を見窮、明れ果申候、孰一改革いたし、地方官取締筋の模範共可ニ相成ニ所、實効相顯度愚考仕居申候、陳京攝間御滞在中にても、薩情尙御承知にも相成候歟、近頃如何と煩念、亞相公初御下向之趣を以て相考候得ば、必ず御見留有レ之事と奉レ存、併少氷解は兎も角、往々難物と致ニ推察、當地にては風評之後れ來る之譯にて、先般於ニ政府、煩念之次第へ、種々尾に尾を付け、惡説紛紜不レ耐聞、只々爲ニ皇國、穩に落着相成候所、千禱萬祈奉レ存候、此節德島知藩事公も上京相成り、一昨日寛話相窺候所、薩論掛念不レ少、逆も若輩之愚論にて、薩老公聞入にも相成間布候得共、赤心を以、忠告仕見度なれ共不レ任ニ手段、第一皇國前途之事、勘考仕候ては、兎角眞成郡縣之外無レ之、德島一藩奮發にても、所詮難ニ相運、其所以は、藩情を顧慮いたし候而は、其時日容易難ニ立至、就而は其始封土奉還之旨趣に基き、第一薩長土及び德島藩等、有志の大藩七八藩合力同心、斷然相運候得ば、必ず各藩隨て相舉り、眞以一致之躰裁相立、富國強兵之基礎相定可レ申、無レ左ては、逆も海外強大國へ、眞の對等は相成り不レ申、此件盡力仕候は、知藩事之責、如何との確論感銘いたし、急速には相



運申間敷候得共、必ず一兩年間には、此實効相擧候事へ、於御五も盡力仕度、其中先生御滯藩中、責而は御末藩の事丈なり共、相進み候得ば、重疊之事と奉存候、近頃歐洲新聞にも、頃日は佛之手際段々宜敷、終に回復も可致敷之模様相聞へ、又黒海之事件も終に戦争必然之勢と申事、實に宇内大一變之秋にも可立至、彌以我皇國も、屹度進歩之目途相立不申而は不<sub>二</sub>相濟、所謂日暮の山路なる心地、於各藩も、從來封建之舊習を脱却し、是迄藩々拮抗する之心を廣達し、宇内強大國に拮抗する様不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>而は、所詮皇國之維持は不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>事に付、實以胸襟を開き、一致之躰裁に可<sub>レ</sub>致儀肝要奉存候、先生に申上候は、釋前之説法に候得共、徳島公之咄を申上候迄に、入らざる永口上、御序の節拙弟之氣を揉み候赤心は、知事公へ言上奉願候、爲<sub>レ</sub>其草々、其中時下折角御加養第一奉存候、頓首再拜、

十二月二十一日

眞 臣

尙々去月二十三日夜、外國人暗傷は彼薩人に相違無<sub>レ</sub>之、同道末藩兩人白狀候得共、今以當人伏罪に不<sub>レ</sub>至、彼藩柄ゆへ、種々苦情不<sub>レ</sub>少、御遠察候様奉存候、其他無事也、

松菊老臺 玉机下

兇賊緝捕の誤報

初め眞臣の暗殺せられし時に、兇徒速に遁竄して其の踪跡を晦匿し、遂に追捕しえなかつた、

畏くも明治天皇は宸襟を惱まし給ひ、二月二十五日、詔して眞臣を戕殺した賊徒を搜捕せしめ給ふた、是から司法省は百方嚴搜したるも、未だ罪人を檢舉しえなかつた、是年十一月、公は特命全權副使として同大使岩倉具視に従ひ、歐米の制度文物巡視の途につき、六年四月に露國にあつた、會々太政大臣三條實美から、具視に眞臣暗殺の兇賊が捕縛せられたるを報じた、公は眞臣の暗殺せられしこのかた、凡そ三ヶ年の久しきに亘り、其の賊の捕緝せられざるを常に憤慨してゐたが、此の報を聞いて大に喜び、天網は恢々にして疎なるも、また森嚴にして惡事には早晚必ず其の罪報あるを信じた、即ち公の日報四月十三日の條に「今日御用狀達せり、廣澤へ亂暴に及びし賊わかりしより、大使へ條公より申來りし趣を聞けり、已に三年に至り、此確證を不<sub>レ</sub>得、余等不<sub>レ</sub>安ものあり、天網實に不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>疑」とあるのである。

此の報告に接し、公は眞臣の爲に大に安堵の思をなしたが、眞の罪人は未だ緝捕せられなかつた、そこで公は歸朝後に之を知つて甚だしく失望し、更に痛心をなした、かくて明治八年三月公の再び參議に任んずるに及び、司法省は嫌疑者を檢舉して裁判に付した、そこで二十二日から臨時裁判所を開き、眞臣の妾(福井かね)を召喚して訊問せしが、其の證跡が明白とならなかつた、公は二十二日二十三日の兩日自ら臨時裁判所に赴いて、公判の狀況を視察したが、證據が詳かでない

罪人を緝捕しえざるは千古の遺憾



いので遂に罪跡が瞭然しなかつた、公は忽ち眞臣と親睦であつた往時を追想して、遺憾憤慨に堪へなかつた、公の日記三月二十二日の條に「司法省に至る、廣澤一條の裁判あり、五字過歸家」とあり、まだ同二十三日の條に「二字より司法省に至り、臨時裁判所へ出席、今日廣澤兼を推問せり、往時を追想して不堪殘慨なり」とある、ついで五月十四日、公は正院に出でて地方官會議の議長選定と眞臣一件の裁判とに關し、閣員と共に之を擬議した、公の日記五月十四日の條に「十字參院、地方官會議の議長廣澤一條の裁判云々等に付、御評議三字過退院」とある、其の後も公は親友眞臣の爲に屢々司法省を督勵して罪人の搜索追捕に盡力せしめ、また藤井八十衛をして竊に探偵せしめた、是に於て八十衛は司法省に交渉協力して罪人の探索に百方奔走した、公の日記七月三十日の條に「藤井八十衛來て、廣澤一條の探偵内事を來談す」とあり、また八月十三日の條に「藤井八十衛來て廣澤事件を談す」とあり、九月二十四日の條に「藤井八十衛來て、廣澤一條糾問の大略を語り」とあり、十月六日の條に「藤井八十衛來話、廣澤一條及暴徒云々」とあり、同十五日の條に「藤井八十衛廣澤一條糾彈云々來訪」とあつて、八十衛をして大に盡瘁せしめたが、遂に眞の罪人を檢舉糾彈しえなかつたのは、公が千古の遺憾とする所であつた、翌九年は、眞臣の五週年忌に當るので、公は多忙の間を偷みて二月二十七日芝の青松寺に詣し、其の墓に

展して歸つた、公の日記二月二十七日の條に「青松寺に至り、廣澤故參議の墓に詣す、今日滿五年に當れり、六字前歸家」とある、公は舊藩の時から眞臣と深厚の交友であつて、其の誠懇なる情感は始終渝ることなかつたのである、然るに兇徒の遂に檢舉せられなかつた爲に、當時政府反對の不平黨から妄に浮言蜚語を放ち、中には公にまで嫌疑をかけるものあつたのは、全く誤解謬覺で、其の稟賦が眞に仁愛溫厚で、知人舊友に誠信篤實なりしことを明知しえなかつたからである。

### ○ 人力車試乗

#### 人力車の發明

人力車の發明は明治三年である、是は東京の人である鈴木徳次郎・高山幸助・和泉要助が、工夫を凝らして創始したのである、そして是年から先づ東京府下に行はれた、當時公等の外出は多く馬車であつた、翌四年二月二十一日、公は岩國人の招きに應じ、刑部少輔穴戸璣と共に今戸町の有明樓に赴いた、此の有明樓は川水に臨み、維新前から著名なる料理店の一であつた、是夜公は樓下から小舟を泛べて十時頃兩國橋に上陸し、璣と共に人力車に乗つて家に歸つた、是が實に公が人力車に乗つた始めである、事は公の日記二月二十一日の條に「今日岩國人と有約、穴戸同行有明樓に至る、十字兩國橋より上陸、人力車に乗歸家、東京に人力車行はれ、余今日始て試此

#### 人力車試乗



車、六戸亦連レ車て歸る」とある、公の試乗後十年間に、人力車の使用日に盛に趨き、改良に改良を加へて、支那人にも之を業とするもの多くなつた、が、自動車の流行に伴ひて馬車と共に大に衰へ、今や殆んど全廢の狀となつたのである。

○ 毛利元徳の華士族廢止建白の諫言

元徳の建白  
意見

公が夙に首唱せる廢藩置縣は、明治四年七月十四日の詔勅渙發に依つて斷行せられた、是れ洵に古來稀有の大改革であつた、舊山口藩知藩事毛利元徳は時勢に鑑みて將來を推考し、此の機會に華士族の稱を廢して國民平等たらんことを欲し、將に之を建言せんとした、依つて十六日、元徳は自ら公を訪ふて其の意見を陳述した、即ち公の日載七月十六日の條に「山口舊知事公御出、于レ時又大隈參議亦來、知事公は華士族を廢し人民平均の御議論有レ之候也」とあるのである。

公諫言の主  
意

公は維新のかた常に世襲の弊害を察し、率先して永世賞典祿を再三拜辭したるも、遂に允許せられないで、其の宿志を貫徹しえなかつた、そこで今や元徳の國民平等の建言は、固より將來を深慮した卓見で、公の贊同する所である、然るに當時世人動もすれば、未だ元徳の深意を覺悟することが出来ないで、徒に名を好むの誤解があつて、其の爲に主張の趣旨の徹底しがたきを慮り、且

つ内外の形情を察して其の建言の未だ時機にあらざることを思ふた、ついで二十二日公は神田邸に至つて元徳に謁した、元徳乃ち平民歸一の建言に關して之を公に謀つた、公は其の所懐を縷述した、六戸璣もまた席にあつた、公の日載七月二十二日の條に「御住居に至り、從三位公に謁し暫相語る、六戸敬字(○璣)も在レ席、且過日平民歸一の御建言に付御相談あり、實に御主意御尤なれども、今日の有様却て其御深意を不レ悟、好名に涉りし氣味有レ之、貫徹不レ致に付、愚案の件申上置けり、六字頃敬字同車にて歸家」とあるのである、蓋し公は國民平等の公正にして、其の實現を冀望し、元徳建白の趣旨に贊襄せるも、當時廢藩置縣の後を承けて人心の疑惑動搖を招徠せんことを憂慮し、時機の到來を俟たしめしことと思惟せらるるのである。

○ 徳川慶喜の登庸痛論

慶喜赦宥の  
主張

明治元年に徳川慶喜が謝罪を東征大總督府に數願したとき、公は大に寛典論を主張し、ついで赦宥の説を首唱して各々其の目的を達した、其の赦宥に關しては公の日載十一月五日の條に「慶喜是迄恭順を盡せしに付、出格寛大の譯を以、謹慎被レ免、徳川兵を率ゐ、賊艦討撃の御沙汰あらんことを建言」とあり、同十三日の條に「慶喜御赦宥の事あり、余大に條理を論じ、大義の在する



所を以、御所致あらんことを願ふ、微志徹上相公(○岩倉具視)より屢御書翰來る」とあるのである。

慶喜登庸の  
首唱

かくて四年七月廢藩置縣の斷行せられたる後は、廟堂の基礎益々鞏固に趨いた、外人もまた我が進運の迅速には、驚愕して措く能はざるの景情であつた、ところが、當時舊幕府のものと明治政府のものとは、陰然二派をなすの傾向があつて柄鑿相容れざるの情實あるは、已むをえない形勢である、されど公は、此の二派に分離せるを以て、海外に對して美事にあらざるのみならず、内地に於ても其の損失の少々ならざることを察し、また壯年の輩には、往々舊幕府のものを抑壓するを欣快とするものもあるも、國家將來の爲に決して長策にあらずとして之を深憂した、そこで公は是等の情勢を一洗して、二派を渾然と圓滿に融和し、徐に政府の威權を示曉して、其の根基を益々確立にせんには、斷乎と衆議を排して先づ徳川慶喜を登庸し、之を外務大輔若くは同少輔に任んずるを可となし、其の利害得失を具に大納言岩倉具視に説明して之を痛論したのである、即ち公の日載七月二十三日の條に「四字前退出、岩倉卿に至り暫相談、愚按件々陳述し置けり、其尤秘略は、今日已に天下統一の形に歸し、是よりして漸々其實行舉るの時は、其基本も相立と云べし、外國人等も我皇國の進歩に驚愕するの有様なり、然るに自然舊政府のものとは二黨の形あり、元より不足レ怪と雖も、對海外ときは、實に國の美にあらず、且内地にても其損益不レ少、只壯剛のもの、情、壓抑するを快然とすると雖も、亦前途の長策にあらず、於子爰益内外の目を一にし、政府の威權を示し基礎を立るには、斷然慶喜を登用し、外務輔中へ任ずるに如かずと、依て具に其得失利害を詰論す、六字前歸家」とあつて、當時朝野の事態を推知しえらると共に、實に慶喜の登庸を主張したるは公が始めである。

### ○ 渡邊昇との親交と斷髮

昇との舊誼  
渡邊昇(後ち子爵)は初め東民といつて、大村藩の人である、公が之を知つたのは、嘉永六年に江戸の劍客齋藤篤信齋の塾にあつた時である、昇は公が塾長となつてから、益々其の人と爲りに敬服してゐた、其の後公は葦山代官江川太郎左衛門に師事し、長藩の相州警衛地に出陣を命ぜられ、また幕府の與力中島三郎助にも贅を納めた、が、常に篤信齋を恩師と仰ぎ、其の塾に入入してゐた、かくて安政五年八月に、公は始めて大檢使役といふ藩政府の官吏に登庸せられ、十月に歸國を命ぜられた、そこで翌十一月に將に江戸を發せんとし、昇等の親友を川崎樓に招いて別杯を酌んだ、此の宴は頗る盛んであつた、そして公は同藩士の來島又兵衛と共に歸國の途に就き、



十二月に萩に着した、昇は公の歸萩を測り、是月十二日江戸から遙に書を送つて、招宴の好意を謝し、齋藤塾生の寒稽古の盛んなるを報じ、且つ述懐の詩作を示した、其の書中に「御發程時分は、彼是御懇命難有奉存候、且川崎樓に而は大銘酌失禮相働、多罪奉謝候、最早長途無御滯、御着郷之御事と奉存候、此地唯今時分寒稽古大分人數も有之、互に研究罷在候」とあつて、其の末に「學劍猶難敵一人、讀書未得至其真、吾生二十春秋富、願以研究全兩輪」と記した、是年昇は恰も二十歳であつて公より六歳若い、文武共に未だ公に及ばないので研鑽淬勵の覺悟を此の詩に含めてゐる、ついで翌六年二月二十九日、再び書を公に送つて齋藤塾中に異状なきを報じ、二三年なほ江戸に留まつて修養せんとする決心を告げ、また泉岳寺の四十七士を弔したることと御殿山の早梅とを賦して之を示した、其の詩は「林花開落幾回春、果識忠功長感人、縷々線煙燒不盡、古墳四十七名臣」とあり、また「昔日繁榮跡半空、殘株纔有競春風、可憐此地花王夢、都在酩酊臺壘土中」とあるのである。

胸裡の吐露  
と斷髮

かくて國家多事となるに及び、公は東西に奔走して昇に音信を通ずるの追なく、面晤の機會もなかつた、ところが慶應二年、長藩が四境の幕兵を掃蕩するに方り、昇は公に會見せんとして馬關に來たつた、當時長藩は薩摩・津和野兩藩の外、他國人の山口に入るを許さなかつた、そこで昇は三田尻にて公に面晤し、大村藩の事情を語り、且つ九州諸藩聯合の策を談じた、公は昇が齋藤塾の舊知なるを思ひ、周旋して特に山口に入らしめ、世子(毛利元徳)に謁することをえしめた、是は八月四日であつた、かくて昇は明治元年長崎裁判所に出仕し、權辨事・中辨を歴て、翌二年八月彈正大忠に任じた、しかし昇は公と稍々政見を異にし、未だ會談して互に其の胸襟を披瀝することがなかつた、同四年七月に、制度の改革で彈正臺が廢せられ、其の二十日に昇は盛岡縣權知事に任じた、ついで二十六日昇は來たつて公を訪ひ、また書を致して閑話を請ふた、そこで公は八月二日に始めて昇の宅を訪ひ、互に時事を談んじて往昔を語つた、是時昇は其の胸臆を吐露し、公も大に愉快を感じた、其の翌三日昇また來訪して公の懇情を謝し、終に二人共に斷髮した、即ち公の日記八月二日の條に「參朝拜天顏、五字過余等退出、今日渡邊昇と有約訪彼宅、小酌談論、或語往時話當時、彼十五六年前の知己、然して近來不通情實、互に勘考齟齬するもの多し、今日吐露相語、大に愉快を覺ふ」とあり、また同三日の條に「渡邊昇來訪、今日共に斷髮、十一字頃參朝」とあつて、此の頃攘夷論が未だ消滅せざるに方り、洋風に倣ふて斷髮せるものはなほ稀有であつた、是から後ち公は昇と互に親交して絶えたなかつたのである。



○ 始めて汽車の試乗

維新創草の際に、始めて鐵道の敷設を建言したのは大木民平(後の喬任)であつた、其の建言書は、明治元年二月十一日に輔相三條實美に上つたので、予は曾つて全文を歴史教育(第四卷十號より十二號まで)に掲げて之を論じたことがある、其の文中に「江戸城を以て東京と被<sub>二</sub>相定<sub>一</sub>、行々の處は東西京の間、鐵路をも御開被<sub>レ</sub>遊候程の事無<sub>レ</sub>之ては、皇國後來兩分の患なきにもあらずと被<sub>レ</sub>考候」とあつて、東京・京都間に敷設の意見であつたのである。

かくて海内漸く平定するに及び、先づ東京・横濱間に鐵道敷設の廟議が起つた、ところが、兵部省其の他から之に反對意見が續出して、議論が沸騰した、そこで閣員にもまた疑惑の念を懐けるものが多々あつて、屢々中止せんとした、公は廟議の堅固ならざるを憂慮し、陰に當局を鞭撻して其の計畫の遂行に盡力した、依つて廟議漸く決し、東京・横濱間に鐵道を敷設すべく定まつた、かくて其の工事に着手し、明治四年八月に至つて漸く一部の敷設を終はつた、そこで是月五日、太政大臣三條實美は横濱に赴いて、其の汽車に試乗した、翌六日公もまた參議大隈重信・工部大輔後藤象二郎・民部權大丞吉井源馬(正澄)と同車して神奈川に至り、始めて之に試乗した、實美是日

公の鐵道敷設鞭撻と試乗

もまた公等と相共に再び試乗した、公の日報八月六日の條に「晴九字前大隈に至る、大隈後藤吉井源同車にて金川に至る、今日蒸汽車の乗試也、蒸氣道一條に付、一昨年來天下の議論大に沸騰、一時爲<sub>レ</sub>其に此學を欲<sub>レ</sub>止すること數度、終に政府上にて竊に盡力する所あり、其故は政府上にも一時迷もの甚不<sub>レ</sub>少、然るに今日成功の一端を見るに足る、不堪<sub>レ</sub>喜也、神州蒸汽車の運轉今日に始れり、條公昨日より横濱へ出張、再度蒸汽車へ乗しとき同車なり、條公金川より直に御歸京、余同行の一連皆高島屋に泊せり」とあつて、公が鐵道の敷設に盡せしこと知られ、其の一部の成れるを大に喜び、翌七日歸京したのである、ついで二十九日公は工學頭山尾庸三と共に、また汽車に乗つて横濱に赴いた、越えて九月三日に神奈川縣知事陸奥宗光(後ち伯爵)と三人が、佛國公使ウートリを訪ひ、數時間互に談話した、後ち公は宗光に別れ、庸三と米醫エリオトについて齒の治療をなした、午後一時から庸三・宗光及び元山口藩權大參事杉孫七郎と汽車に乗り川崎に至つた、是時川崎まで開通してゐたのである、公の日報九月三日の條に「九字佛公使ウートリを山尾陸奥と訪ふ、談話數刻、其より陸奥と別れ、山尾と米醫エリオト之處に至り、齒凹を金塊にて埋む、一字過より陸奥山尾杉等と鐵道に乗り川崎に至る、鐵道も漸頃日此邊に達すとある。



かくて翌五年九月十二日に至つて竣工し、是日車駕新橋及び横濱へ臨御あらせられ、鐵道開業式を行はせ給ふた、時恰も公は特命全權副使として英國にあつて、此の式に列することをえなかつたのである。

### ○ 歸農の意あり

公が明治元年諸侯の版籍奉還を建言せしこのかた、身命を賭して盡瘁し、遂に畢生の大望を貫徹して、翌二年六月大小の列侯各々封土人民を捧げて、一般に知藩事を任官せられ、更に同四年七月廢藩置縣の詔勅渙發するに至つた、(前項、廢藩置縣の遠由参照)此の間における公の苦楚辛慘は、實に筆紙に盡しがたいのである、由來公は國家の將來を憂慮することが、閣員中で一層深厚であつたが、名利には甚だ恬澹であつた、そこで既に明治二年二月、染井別莊の地を買得たときも、挂冠して茲に隱退の念があつた、が、朝野のものが、大反對で之を許容しなくて、困惑したことがある、事は武術の舊師齋藤篤信齋の嗣子新太郎に與へた書中にも「染井之一條、先當分ゲヘイム (Geheim 秘密) にづれへも奉願候、弟孤劍游天之節、時宜により一潜伏所を望み候譯に而、則今日孤劍游天は大望仕候へども、むやみに口出しも難ニ出來一場合有レ之、見合居申候、意

味を解し吳候もの無レ之候故、弟も亦た吹聴不レ致之所存に御座候、此余は天に任せ申、事により候へば、また山口之山水も可レ然と内々相考へ申候」とあるので察せらる、また中辨土方久元に送つた書中にも「此餘とても相つとめ候事、難ニ出來一只々孤劍游天之念、勃々に而御座候、折も有レ之候はゞ、條公(○三條實美)へも言上仕度奉レ存居候得共、強而權門出入仕候を不レ欲、先々時機を相窺ひ候」とあつて、公は妄に權門に出入するを忌み、機を窺つて輔相三條實美にも所懐を披瀝せんとしたのである。

ところが既に廢藩置縣の詔が降つたので、公は我が國家將來の大策を斷行して、世界の列強に對峙するの基礎が成つたことを思ひ、益々歸農の念を發したのである、會々八月十一日、公は代木の山莊に住せる篤信齋を訪ひ、自ら其の附近の廣漠たる地を檢分した、即ち公の日報八月十一日の條に「今日代々木齋藤の山莊に至り、此邊の地所を見分す、余買得して他日歸農するの意あり、尤また歸郷歸農の念も未レ絶なり、篤信翁四郎助新太郎甚周旋す」とあつて、代々木の地を買得せんとし、また故郷に歸へつて耕耘に従事せんとするの意もあつて、未だ決しなかつたのである、しかし維新の元勳で國家の柱石たる公が、歸農して閑雲野鶴を同伴とせんとする冀望は、いつも一時の發意であつたが、朝野が其の希望を充たすべく許容しないのである、やがて親しく歐



米列強の制度文物を歴觀して歸朝するに及び、我が將來を深厚に考慮し、益々我が皇威を發揚して國民の福祉を増進せんとし、往昔臥雲の思を忘れて、朝にあると野にあるとの別なく、日夜之を念頭に置いて明治十年の薨去に至つたのである。

### ○ 東京市區改正計畫の嚆矢

由利公正の  
東京府知事  
任官

由利公正は福井藩士で初め三岡八郎と稱し、理財の術に長じて明治元年四月會計事務掛に任んじ、ついで參與職會計事務局判事に累進して、公等と共に國事の繁劇に盡力した、車駕の東幸し給ふに方り、公に謀つて其の經費の支出に斡旋したこともある、後に造幣局掛大阪府知事御用取扱治河掛等も兼ねた、ところが、會計官奉職中に失態があつて、同三年九月に謹慎を命ぜられた、翌十月其の謹慎を免ぜられ、同四年三月に福井藩廳出仕の命を拜し、七月更に東京府知事に任んぜられたのである。

東京市の測  
量

そこで公は、八月十日公正を訪ふて巡邏を置くことの可否を議し、且つ過去三年間の情勢を論んじた、公の日報八月十日の條に「十字參朝、四字退出、其より三岡東京府知事を訪ふ、ポリスの一條を談す、三岡は御一新歲繁劇中共に盡力し、有<sub>レ</sub>故其明年歸國し、此度三年間の情勢を互に

相談し、不<sub>レ</sub>覺至<sub>レ</sub>晚七字頃歸<sub>レ</sub>家」とある、公は江戸が東京と奠めらるるに及び、其の市街の不整が發展の障碍をなすを察し、夙に之を畫正せんとするの意があつた、會々公正が府知事に任んじたので、是月十四日既に之と共に東京市の測量をなし、不整の街衢を畫定せんことを議した、即ち公の日報八月十四日の條に「九字過參朝、今日與<sub>三</sub>岡東京府知事と東京の測量をなし、東京の地方街位を一定する等の事を論す」とあつて、實に東京の市區改正を計畫したる嚆矢である、幾ばくもなく公は特命全權副使として海外に赴き、翌五年公正もまた其の隨行員を命ぜられて本官を罷められたので、後任に贊襄のものなく、閣員も之に重きを置かないので東京市の區畫整理が、公の意見の如くには、遂に實現しなくて寢んだのである。

### ○ 英人シャンドとの關係

明治の初年に、我が大藏省に雇ひ入れた英人シャンドが、始めて公を訪問したのは、同四年九月二十八日である、公の日報九月二十八日の條に「今夕英人シャンドと有<sub>レ</sub>約來話、山尾庸野村靖等も同座相談、シャンドはモレロの知己なり」とあつて、工學頭兼測量正山尾庸三・宮内少丞野村靖等と共に談話した、またモレロは京濱間の鐵道布設の起工このかた、我が政府の爲に本邦人も

公とシャ  
ンドとの初會  
見



及ばざる程に、誠實に盡力した英人である、公が前月に京濱間汽車の一部試運転に乗つた時は、(前項、始めて汽車の試乗参照)モレロ夫婦が種々周旋して呉れた、ところが、不幸にして未だ開通を見ざる中に、先だつて是月二十三日に病死し、其の妻もまた爲に發狂して遂に歿した、其のモレロとシャンドとは互に友人であつた、翌十月公が特命全權副使を拜命して歐米各國巡視の途に上らんとし、其の準備の爲に二十四日横濱に赴いた、會々シャンドがゐる二十五日また之に面會した、公の日載十月二十五日の條に「今日(二字欠)番店に至り、洋行入用の品を求む、不レ圖英人シャンドに面會し、又或店に至る」とあるのである。

かくて公は歐米各國の文物制度を歴視し、同六年七月に歸朝した、かくてシャンドが一たび歸郷せんとするので、英國に留學せる公の嗣子正次郎及び芳山五郎之助(後ち福原芳山)・正木退藏・平原太作へ贈らんとせる書翰並に物品の授達を之に托した、是時太作へ學資金四百五十圓の送金をも依頼した、公の日載十月五日の條に「英國芳山五郎介正木泰藏平原太作息正二郎への書狀贈物等シャンドへ托す、平原太作への四百五十兩の送金も同人へ托す」とあつて、公の之を信賴したことが知らる、翌七年二月七日に、太作が公に致した書中に「金子四百五拾兩シャント氏の便りにて御送り被<sub>レ</sub>成下、千萬難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>謝候」とあつて、シャンドから金員を受けて其の禮を陳べてゐ

シャンドの  
歸國と來朝

る、其の後間もなく、公は挂冠して東京を去り、姑く歸國してゐたが、同八年再び參議に任んずるになつて(別項、大阪會議の顛末参照)、五月十四日シャンドが來たつて公を訪ひ、山尾庸三・正木退藏・土方謙吉と相共に食事を同じくして互に談合した、公の日載五月十四日の條に「三字過退院、正木退藏土方謙吉山尾庸三英人シャンド來會同食談話十字前皆去」とあつて、一旦歸國したシャンドは、再び來たつてゐたが、此の後シャンドが公を訪ふことは、日載に見えてゐなくて、其の關係が明らかでないのである。

因に、シャンドは我が國銀行制度の創設に與つて力あつた人である、そこで澁澤榮一(後ち子爵)等の如き、實業家に知人が多々あつた、侯爵木戸幸一氏は、昭和四年官命を以つて歐米に赴き、會々英國にあつて、八月十三日に此のシャンドの宅を訪問した、シャンドは忽ち公の往事を追懐して大に喜び、伊藤博文・山尾庸三・橋本市藏などと交際あつたことをも談んじ、別を惜みて紀念に一冊の洋書を贈つた、其の書は佛國のヒュブナー男爵が、世界を巡遊して見聞した政治人情風俗等を記載したものである、此のヒュブナーは染井の別墅で公に面晤し、また公使館でも晩餐を共にしたことがある、が、公の日載にはヒュブナー會見のことが見えてゐない、書中の公に關する一節の記事を要約すれば「公は長州派の指揮者であつて、而も明治元年の改革の主



勤者である、諸侯の版籍を奉還せしめんとし、始めて天皇へ其の建白をしたことは有名なものである、公は實に日本國民らしき風采と態度とを有してゐる、其の廟堂に出づる已前は一介の武士であつた、しかし余は日本で未だ極めて精神的の特質を有する人物に出逢はなかつた、が、公が談話するときの舌鋒は、特に活氣あつて自由に所懐を披瀝した、誰人も公が非凡なことは知りうるのである、人々みな食後には會談をする、が、公の會談の概要は、改革事業に關する一層完全なる自信であつた、公は法律を整へ風習を改め思想を善くするに、三年間の日月で充分に出来ることを明言した」と思はる、之に據つてヒュブナーも公の人と爲りを明解し、且つ其の抱負の遠大に驚いたことが察せらる、なほ参照の爲に其の原文を抄録すれば次の如くである。

Le soir, Kido, dont j'ai fait la connaissance hier au château, dîne a la légation. C'est le meneur du clan de Ciôshiu, l'un des principaux moteurs de la révolution de 1868 et l'auteur de la célèbre petition au mikado, par laquelle les daimios ont demandé leur médiation. Il a l'air et les manières d'un homme du peuple. En effet, avant de figurer sur la grande scène, il était simple samurai. Mais je n'ai pas rencontré dans ce

pays-ce de physionomie plus spirituelle, Quand il parle ses traits s'animent singulièrement. Il s'exprime avec facilité. On voit que c'est un homme hors ligne. On l'a fait beaucoup causer après dîner, et le résumé de sa conversation est; la confiance la plus entière dans l'oeuvre de la réforme. Lui aussi déclare que trois ans suffiront pour déplacer tous les droits acquis, changer les moeurs et transformer les idées!

1871 "Promenade Autour du Monde"

par M. Le Baron de Hübner.

さてシャンドは歸國後専ら銀行經營に盡力し、日露戰爭當時にパース銀行重役であつて、我が公債募集に奔走して呉れた、近年までウエストミンスター銀行重役であつたが、之を罷めてパークストンの別墅で、餘年を送つてゐた、が、昭和五年四月に八十六歳の高齡で歿した訃報が傳へられたのである。

### ○ 山内豊信との交情

文久二年に長藩周布政之助が蒲田の梅屋敷で、土佐老侯山内豊信(容堂)を醉罵した爲め、端な

始めて豊信  
に會見す



くも長土兩藩の疏通を闕いだ、當時恰も長藩は尊王攘夷の貫徹に盡瘁せるを以て、公は頗る之を遺憾とし、善後策を考慮したが、遂に其の意の如くならなかつた、が、是時から公は益々豊信の人と爲りを熟知し、且つ尊敬もしてゐた、しかし二人未だ互に面會するの機會がなかつた、かくて王政復古し、慶應三年十二月九日新に總裁・議定・參與の三職を置かれ、豊信は議定に任んぜられた、翌明治元年正月十七日職制を定めて七局を置かれ、豊信は更に内國事務局總督に任んぜられた、其の數日の後に、公は徵士を以て總裁局顧問に任んぜられ、同じく廟堂の職員となつたが、なほ豊信に面晤しなかつた、ついで二月二十日廟堂の任免に、豊信は内國事務局總督を罷められて、無任所の議定であつたが、依然公には會晤しなかつた、かくて四月十二日、公は朝命を奉じて大阪に赴き、行在所(三月二十三日行幸)に參内し、ついで制度の改革耶蘇教徒の處分關東平定等の廟議に盡力して、姑く茲に淹留した、會々豊信は公が京都に歸らんとするを聞き、之と寛話せんことを冀ひ、二十七日用人の武市八十衛に命じ、書を送つて招かしめた、其の書中に「然は近日御歸京被<sub>レ</sub>成候由、然に容堂より御逢申度旨被<sub>レ</sub>申聞候、御多忙に可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候得共、御閑日御座候はゞ、御來邸被<sub>レ</sub>下度、御都合如何可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>哉、此段宜得<sub>二</sub>貴意<sub>一</sub>候様、被<sub>レ</sub>申付候間、乍<sub>二</sub>御手数數<sub>一</sub>御報爲<sub>二</sub>御聞<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>度、如<sub>レ</sub>此に御座候」とあつた、時恰も公は非常に繁忙であつた

が、閏四月二日の夕刻を約し、長堀西濱の土州邸に赴いて豊信に見えた、是れ實に公が豊信に會見したる始めである、是時議定職で外國事務局輔を兼任した宇和島老侯伊達宗城もまた來り會し、參與後藤象二郎と武市八十衛とが陪席して専ら周旋した、公の日載閏四月二日の條にも「今夕容堂公に約あり、長堀西濱土邸に至る、始て容堂公に謁す、宇和島公も亦來る、頃日病未<sub>レ</sub>癒、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>醉也、象二郎藩留守武市八十衛席に陪す、夜十字歸<sub>レ</sub>寓」とある、此の公と豊信との會見は、公の知れる象二郎が専ら斡旋したのである。

かくて公は耶蘇教徒の處分で長崎に出張し、歸京後も東北征伐其の他の機務に鞅掌し、殊に車駕御東幸の廟議などあつて、甚だ多忙であつた、九月十六日議定・參與は小御所に會し、金札の發行と國債募集との廟議をなした、畢はつて是夜長くも明治天皇の御前で、三等官(議定・輔相・知官事は一等官、參與・副知事・知府事は二等官、辨事・判官事・判府事・一等知縣事は三等官)以上に酒肴を賜はつた、公は泥酔して豊信と大に議論をなした、退出後公は御廊下に酔倒し翌日午前二時に至るまで不覺であつた、漸く醒めて休憩所に入り、輔相岩倉具視及び辨事田中不二麿・神山郡廉とまた時事を論議した、しかし當時公等の議論は國事を憂慮し、會々酒興に乗じて其の抱懷せる赤誠を發するものであつた、が、是日は十四五年にない公の大酔であつた、公の日載九月十六